

助成申請書

申請日 2023年 5月 31日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

申請団体の住所

神奈川県藤沢市藤沢 5 7 7 番地寿ビル 3 0 1 号室

申請団体の名称

特定非営利活動推進機構

代表者の氏名 手塚 明

法人番号 10210050

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 申請団体の名称： 特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構
- 申請団体の住所： 神奈川県藤沢市藤沢 5 7 7 番地寿ビル 3 0 1 号室
- 資金分配団体としての業務を行う事務所の所在地：同上
- 申請団体が申請に際して確認した別紙（次の（1）～（4））の事項等
 - 欠格事由について
 - 公正な事業実施について
 - 規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）
 - 情報公開について（情報公開同意書）
- 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
※4 該当なし	※4 該当なし	※4 該当なし

※記入上の注意点

- 印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。
- 法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載してください。
- 住所及び事務所の所在地については、登記のとおり記載してください。また、住所は、主たる事務所の所在地を記載し、従たる事務所がある場合、当該事務所においても資金分配団体としての業務を行うときは、当該事務所の所在地も記載してください。
- 上記5については、記入が必要な欄がありますので、内容をご確認の上ご記入ください。なお、該当がない場合にも、「該当なし」と記載して頂く必要があります。

以上

休眠預金活用事業 事業計画書 【2023年度通常枠】

必須入力セル
任意入力セル

基本情報				
申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名（主）	社会起業家・市民のアントレプレナーシップ教育・インキュベーションと社会的インパクトファンド創設		
	事業名（副）	起業家マインドを持った市民が地域の課題解決で活躍する未来		
	団体名	特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1		③イノベーション企画支援事業		
事業の種類2		①-1 全国ブロック		
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
○	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	○ ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
○	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	○ ⑥ 女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	
	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_4.質の高い教育をみんなに	4.3 2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。	すべての市民が誰でも起業家教育を受けられる環境の整備
_4.質の高い教育をみんなに	4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	起業した事業を働き甲斐とするアントレプレナープレナーシップ（起業家精神）のある市民を起業家育成プログラムにより大幅に増加させる。
_17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	マルチステークホルダーが協力して地域経済を発展させるネットワークの構築を推進する
_9.産業と技術革新の基盤をつくろう	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。	社会課題解決のためのインパクト投資ファンドの設立により、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する

Ⅰ.団体の社会的役割

(1)団体の目的	192/200字
まちづくりを市民の自主的な活動の活性化を通じて促進する団体。目的を持って活動するすべての組織やしようとする個人を支援している。支援の方策は、支援施設の管理運営・学生も含め人的リソースの発掘・組織マネジメントの支援・まちづくりイベントの企画運営・資金調達支援など多岐にわたる。それに加え、地域課題の縮図といわれる各地の災害復興に関わる組織運営支援は、東日本大震災以降積極的に行っている。	
(2)団体の概要・活動・業務	191/200字
●NPO支援事業 ・藤沢市市民活動支援施設管理運営 ・ワカモノ×NPOインターンシッププログラム ・組織基盤強化のためのセルフチェック及び伴走支援事業 ●地域活性化事業 ・クラウドファンディング企画支援 ・市民祭り等市内イベントの企画運営 ・農福連携マッチング等支援事業 ●災害復興支援事業 ・東日本大震災・熊本震災における災害復興団体への支援活動 ・水害被災地における団体支援活動	

Ⅱ.事業概要

実施時期	(開始)	2024/4/1	(終了)	2027/3/31	対象地域	神奈川県	実行団体における、不動産（土地・建物）購入の想定有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則 できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領 をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	社会起業家プログラムを開催する実行団体と受益者（社会課題解決に興味関心を持つ市民、特に若者や女性（20～40代くらい））					(人数)	120人	
最終受益者	主に神奈川県西部 社会課題の対象となる地域の市民、自治体、地元金融機関、地元企業					(人数)	30万人	

事業概要	▼新規性について ・社会課題を見つけるゼロの段階から参加できる ・3年間の長期間インキュベーションプログラム ・中高生の地域部活動「社会起業部」としても活用できる ・起業家マインドのある市民を育てる ・有給インターンシップの提供 ・再チャレンジできる仕組み ・キャリア相談（起業せず地元企業などに就職する選択できる） ・出資ファンドと起業家育成の仕組みが一体となっている I.社会起業家インキュベーションプログラム ▼対象 ・学外で社会経験を積みたい生徒や学生・社会課題について興味がある、起業に興味があるけれどやりたいことや目的、ゴールがまだ見えていない人・特に10代～30代や女性 ▼起業育成プログラム目標 ・ゼロから見つける／事業のスタート／地域で仲間をつくる／何度でもチャレンジする ▼社会起業育成教育プログラム（3年間） 1stステージ：事業計画書作成、法人化（1年間） ・育成プログラム開催と事業計画書作成（5ヶ月間） 2ndステージ：アクセラレート（2年間） ・実行団体での2年間の有給インターンシップ ・地域のリソース、メンターなどネットワーク構築サポート 3rdステージ ・各事業発表会の開催 継続サポート ・個別相談、メンタリング、事業計画ブラッシュアップ ・参加者コミュニティ、アムルナイの形成 ・法人化後の広報、人材、資金調達相談 ・キャリア相談 II.ファンドの創設 ▼社会起業家、実行団体向けのファンドをJANPAや地元金融機関などと連携して創設する ・プログラム参加者、実行団体への出資や支援 ▼地元金融機関、企業との連携により多角的支援で持続的な起業家支援体制構築 ・経営ノウハウやネットワーク、社会的な影響力を活かして社会起業家支援 ・地元企業とビジネスパートナーシップの構築支援 ▼寄付や投資への意識醸成 ・寄付やインパクト投資などについての啓発活動
------	--

Ⅲ.事業の背景・課題

(1)社会課題	1000/1000字
予測不能な不安定な社会で山積している地域課題を解決するため若者の能力開発支援と女性の経済的自立への支援という2つの社会課題に焦点を当てる。 多様なステークホルダーが持続的な社会を築くための意識を共有し解決するための環境を作ることが必要であるが、そういったことに取り組める起業家精神と起業家の資質・能力が備わった人材が不足しているため早急に育成しなければならない。令和3年第8回成長戦略会議でも「起業家が日本で起業が少ないと考える原因」に「身近に起業家がない」「学校教育（勇気ある行動への低い評価など）」があり、地域で起業している人とつながりや学校教育以外の場での起業家教育への課題感が挙げられている。また資金面では収益構造を作りにくい社会課題の解決に対して出資が難しいという課題がある。 ▼若者の能力開発支援について 日本の若者は自己肯定感が他国に比べて最も低い割合であり他者との関わりも限定的で、特にインターネット上のコミュニティとの関わりが高い傾向にある。また神奈川県の高校への進学率は高い一方で受験勉強を中心にしているため、体験不足、リーダーシップ経験不足、家族や教師以外の大人との接触機会の不足が若者の自己肯定感が低くなる原因と考えられる。 社会的課題解決を解決する若者の育成や能力開発には、リーダー経験や地域参加の機会拡大、異なるステークホルダーの協力、社会起業家教育の推進が重要な取り組みとなる。 ▼女性の経済的自立への支援について 令和3年に神奈川県内の女性起業支援事業が事業廃止されてしまったが、起業支援や起業家育成教育を通じて女性リーダーを増やし、経済的自立を支援となることが重要と捉えている。女性の働き方やキャリアパスの多様性を促進し、賃金格差の縮小や女性の長期的な経済活動の実現につながると考える。 神奈川県内の女性の経済的自立を支援するために、神奈川なでしこブランド事業、女性の農業進出促進支援、多様な能力開発の実施、ひとり親家庭等への就業支援の充実などが行われている。これらの取り組みにより神奈川県内の事業所における女性正社員の割合は高いものの、女性の管理職の割合はまだ低い状況であるが起業により女性リーダーが増えることで、リーダー経験や能力を身につけることができる。また、リーダーとして審議会などへ女性の登用率が増えて女性の発言が注目され、政策に影響を与えることができる。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	186/200字
・HATSU-SHIN KANAGAWA（神奈川県） ・高校生起業家養成プログラム（東京都） ・F-SUSよこはま 女性起業家支援（横浜市） ・「生きる力」を育む起業家教育のススメ 指導 対象：小中高校生（文部科学省） ・学生向け社会起業家アクセラレーションプログラム（経済産業省） ・YOXO BOX スタートアップ支援（横浜市） ・かながわSDGsアクションファンド	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	189/200字
iSB 公共未来塾・横浜 藤沢サテライト会場（2011年） 地域でつながるワカモノ×NPOインターンシッププログラム(2014年度トヨタ財団助成プログラム～自立継続) 高校生のシチズンシップ教育の普及事業(藤沢市 2015年) 協働コーディネーター(藤沢市 2016年～) NPO運営相談サポートテラス（湘南信用金庫、日本政策金融公庫、神奈川県信用保証協会、藤沢市との連携）	

(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	245/200字
・長期的に社会課題解決に取り組む人材不足の解消 ・社会的、経済的な需要が明らかではない初期段階の事業アイデアへの資金的支援不足解消 ・地元金融機関や企業に持続的に社会課題へ投資することの重要性を知ってもらう機会の提供 ・受益者に社会課題を考える機会提供することで考え方や行動が変容し自己肯定感が高まる ・失敗しても何度もチャレンジできる社会を作る ・社会起業家育成プログラムは、起業家の育成だけでなく社会人の育成にもなる。起業する選択をしなかったとしても地域を活性化する人材の育成につながる	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
事業終了から3年後、プログラム参加者が団体設立を目指したり法人事業化に挑戦しているだけでなく、アントレプレナリシップ（起業家精神）が備わった市民となり失敗しても再チャレンジ、起業ではなく地元企業へ就職し活躍するなど、多様なあり方で地域の社会課題解決のために活躍する人材を育成するプログラムとなる。プログラムに参加した経験から若者は自己肯定感が高まり社会課題の解決能力が開発され、社会起業家リーダーが経済的に自立するだけでなく政策などへ意見を反映されるような存在になる。 設立したファンドは1000万円（バックオフィス費、広報費、人件費の一部）を4団体ほどに出資できる規模からスタートし、神奈川県の出資支援との関わりや金融機関、企業、個人投資家からのインパクト投資、寄付、遺贈、例えばカナガワsdgsアクションファンド型のインパクト投資募集と物質的なリターンのセット商品など様々な投資による資金調達で出資件数と社会的インパクトを増やしていく。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）	100字	指標	100字	初期値/初期状態	100字	目標値/目標状態（目標達成時期）
①実行団体の開始後と終了後の変化を把握 実行団体の選定、モニタリング、アンケート調査の協力により開始後と終了後の変化を把握することができる		定量的指標 定性的指標 a. 実行団体数 b.モニタリング回数 c.アンケート調査で行動変容をみる		a. 0（実行団体決定後修正） b. 0（実行団体決定後修正） c. 0（実行団体決定後修正）		▼目標値/目標状態 a. 実行団体決定後設定 b. 実行団体決定後設定 c. 実行団体決定後設定 ▼目標達成時期 2027年2月
②受益者の自己肯定感が上がる。リーダーとして社会課題に積極的に取り組む。 行動変容受益者がプログラムに参加し団体設立のための事業計画書を作成する行動を起こす。また、受益者の自己肯定感が上がることや、地域の社会課題に対する意識の向上、リーダーとして社会課題に積極的に取り組むという行動変容が見られること		a. 事業計画書作成件数 b.参加者アンケートによる自己肯定感や社会課題意識の向上 数地増減 c.プログラム参加者数 総数 名（10代 名 女性 名）		a. 0（実行団体決定後修正） b. 0（実行団体決定後修正） c. 0（実行団体決定後修正）		▼目標値/目標状態 a. 実行団体決定後設定 b. 実行団体決定後設定 c. 実行団体決定後設定 ▼目標達成時期 2027年2月
③社会起業家育成プログラムの確立 社会起業家育成教育プログラムの確立により、地域のリソース不足に左右されず講座のクオリティが保たれながら持続的に社会起業家を育てることができる。地域リソースを掘り起こしメンターとして関わってもらう		a. 実行する講座数とプログラムの総時間数 b. 参加者アンケートによる満足度 c.地域のメンター人数の増加		a. 0（実行団体決定後修正） b. 0（実行団体決定後修正） c. 0（実行団体決定後修正）		▼目標値/目標状態 a. 実行団体決定後設定 b. 実行団体決定後設定 c. 実行団体決定後設定 ▼目標達成時期 2027年2月

④コミュニティ形成やネットワーク構築 プログラム参加者のコミュニティ形成、地域で共に社会課題に取り組む仲間づくり、先輩起業家等のネットワーク構築などで協力体制が整う。 中高生に関しては起業家対象の大会出場へのチーム作りなどをサポート	a. コミュニティ参加者数 b. 交流会の開催数、参加者数 c. ネットワークに関わる先輩起業家やメンターなどの人数	a. 0（実行団体決定後修正） b. 0（実行団体決定後修正） c. 0（実行団体決定後修正）	▼目標値/目標状態 a. 実行団体決定後設定 b. 実行団体決定後設定 c. 実行団体決定後設定 ▼目標達成時期 2027年2月
⑤個別相談や自主的な勉強会の開催 プログラム参加者が団体設立や法人化に関して積極的に相談したり、自主的な勉強会開催などの提案をするようになる	a. 個別相談件数 b. メンター相談件数 c. 団体、法人の設立件数 d. 参加者からの提案件数	a. 0（実行団体決定後修正） b. 0（実行団体決定後修正） c. 0（実行団体決定後修正） d. 0（実行団体決定後修正）	▼目標値/目標状態 a. 実行団体決定後設定 b. 実行団体決定後設定 c. 実行団体決定後設定 d. 実行団体決定後設定 ▼目標達成時期 2027年2月
⑥自立化のバックアップ 実行団体による社会起業家インキュベート実績や事例が蓄積される。法人化後の広報支援、資金調達と自立化のバックアップ。地域の小中高校への起業家プログラムや起業家支援ネットワークの提供。	a. インキュベート件数 b. コワーキング利用者数 c. 広報支援SNS発信数 d. プログラム提供件数	a. 0（実行団体決定後修正） b. 0（実行団体決定後修正） c. 0（実行団体決定後修正）	▼目標値/目標状態 a. 実行団体決定後設定 b. 実行団体決定後設定 c. 実行団体決定後設定 ▼目標達成時期 2027年2月
⑦参加者の事業や本プログラムについて広く周知 事業発表会デモデイの開催。3年目まで参加したすべての参加者が参加し、地域の連携企業や自治体、教育機関関係者、市民、メンターなどが発表を見て交流会やメディアに取材に来てもらい、参加者の事業や本プログラムについて広く周知する機会。	a. 事業発表会デモデイ参加者の属性と人数	a. 0（実行団体決定後修正）	▼目標値/目標状態 a. 実行団体決定後設定 ▼目標達成時期 2027年2月

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）	100字	指標	100字	初期値/初期状態	100字	目標値/目標状態（目標達成時期）
①実行団体の変化把握 実行団体の決定、モニタリング、アンケート調査の協力開始後と終了後の変化を把握することができる		定量的指標 定性的指標 a. 実行団体数 b. モニタリング c. アンケート調査		a. 0（実行団体決定後修正） b. 0（実行団体決定後修正） c. 0（実行団体決定後修正）		▼目標値/目標状態 a. 実行団体決定後設定 b. 実行団体決定後設定 c. 実行団体決定後設定 ▼目標達成時期 2027年2月
②ファンドの設立と多角的支援システムの構築ネットワークの確立と広報戦略 設立に向けた組織づくり準備、神奈川県起業支援との連携、インパクト投資、寄付、遺贈といった様々な資金を運用できるような登録許可申請。地元金融機関や企業との多角的支援システムの構築、自治体や教育機関も含めたネットワークの確立。 広報戦略で広く認知され信頼のあるファンドになる。		a. ファンドの設立 b. ネットワーク連携団体数 c. 金融機関や企業への紹介件数 d. 自治体、教育機関との連携相談件数 e. 自治体広報番組、ウェブCM、動画媒体などでの露出数		a. 0（実行団体決定後修正） b. 0（実行団体決定後修正） c. 0（実行団体決定後修正） d. 0（実行団体決定後修正） e. 0（実行団体決定後修正）		▼目標値/目標状態 a. 実行団体決定後設定 b. 実行団体決定後設定 c. 実行団体決定後設定 d. 実行団体決定後設定 e. 実行団体決定後設定 ▼目標達成時期 2027年2月
③実行団体同士のネットワークの構築 実行団体同士のネットワークの構築により情報共有を図る		a. 実行団体の交流会開催回数		a. 0（実行団体決定後修正）		▼目標値/目標状態 a. 実行団体決定後設定 ▼目標達成時期 2027年2月
④NPOインターン活動経験を積む NPOでのインターン活動を通して経験や知識を積む		a. インターン受入れ団体数 b. インターン活動時間数		a. 0（実行団体決定後修正）		▼目標値/目標状態 a. 実行団体決定後設定 ▼目標達成時期 2027年2月
⑤寄付や出資など資金に対する啓発活動意識の醸成 寄付や出資など資金に対する啓発活動を行い意識を醸成する		a. ホームページやSNSでの発信回数 b. ワークショップ開催回数		a. 0（実行団体決定後修正） b. 0（実行団体決定後修正）		▼目標値/目標状態 a. 実行団体決定後設定 b. 実行団体決定後設定 ▼目標達成時期 2027年2月
⑥プログラムオフィサーの伴走支援による基盤強化 プログラムオフィサーの伴走支援による実行団体の基盤強化やビジョン・ミッション・バリューの明確化、KPIを設定により経営状況の改善や事業の見直しを図る		a. 制度や規定の整備数、研修の回数 b. 金融機関、企業との連携数 c. ホームページの閲覧数、SNSの発信回数 d. 収益事業の見直し e. 中長期計画の策定 f. KPI設定に基づいた行動変容		a. 0（実行団体決定後修正） b. 0（実行団体決定後修正） c. 0（実行団体決定後修正） d. 0（実行団体決定後修正） e. 0（実行団体決定後修正） f. 0（実行団体決定後修正）		▼目標値/目標状態 a. 実行団体決定後設定 b. 実行団体決定後設定 c. 実行団体決定後設定 d. 実行団体決定後設定 e. 実行団体決定後設定 f. 実行団体決定後設定 ▼目標達成時期 2027年2月

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	200字	時期
【アウトプット】アウトカム①実行団体の開始後と終了後の変化を把握②受益者の自己肯定感が上がりリーダーとして社会課題に積極的に取り組む行動変容③社会起業家育成プログラムの確立④コミュニティ形成やネットワーク構築⑤個別相談や自主的な勉強会の開催⑥自立化のバックアップ⑦参加者の事業や本プログラムについて広く周知		153/200字
①実行団体応募についての事前相談会	2024年1月	17/200字
①本事業への応募	2024年2月	8/200字
①実行団体として選定	2024年4月	10/200字
①資金分配団体からの出資についての協議、合意	2024年5月	22/200字
①資金分配団体からの出資の受け入れ	2024年5月	17/200字
①事業に関してのモニタリングへ協力	2024年5月～継続	17/200字
①事業に関しての調査への協力	2024年5月～継続	14/200字
②社会起業家育成教育プログラム 事前合同研修	2024年5月	22/200字
②社会起業家育成教育プログラム 講師・キュレーターとの打合せ	2024年5月	30/200字
②社会起業家育成教育プログラム オンライン合同募集説明会（2回開催、著名な社会起業家による講演、募集内容案内）	2024年6月	55/200字
②社会起業家育成教育プログラム 募集相談個別対応	2024年6月	24/200字
②社会起業家育成教育プログラム アンラーンと問う力をテーマとした講座4回 ※初回アンケート開催	2024年9月～	48/200字
②社会起業家育成教育プログラム デザイン思考とキャリアをテーマとした講座3回	2024年9月～	38/200字
②社会起業家育成教育プログラム 何をやりたいか何ができるかを考えるをテーマとした講座4回 ※先輩起業家の事例発表2件、事例発表者とのネットワーキング	2024年9月～	74/200字
②（③）社会起業家育成教育プログラム 地域での仲間づくりとファンづくり、組織戦略をテーマにした講座4回 ※参加者による交流会	2024年9月～	62/200字
②社会起業家育成教育プログラム 事業計画書作成講座、アクセラレートプログラム参加のための事業計画書提出（参加者全員）※修了アンケート開催	2024年9月～	68/200字
②社会起業家育成教育プログラム 事業計画書ブラッシュアップ、アクセラレートプログラム参加者決定（希望者全員）	2024年9月～	54/200字
②社会起業家育成教育プログラム 実行団体での2年間の有給インターンシップ参加者募集決定	2025年1月	43/200字
②地域メンターの掘り起こし	2025年5月～継続	13/200字
③参加者コミュニティ、アムルナイ（同窓生）グループの形成	2025年7月～継続	28/200字
③参加者交流会の開催	2025年7月～継続	10/200字
③金融機関、企業、メディア、地域のリソース、先輩、メンターなどとのネットワーク構築サポート	2025年7月～継続	45/200字
④社会起業家育成アクセラレートプログラム 団体設立、法人化に向けた定期的ワークショップや勉強会の開催	2025年7月～継続	50/200字
④（⑤）個別相談、メンタリング、事業計画ブラッシュアップ	2025年7月～継続	28/200字
④中高生に関しては起業家対象の大会出場へのチーム作りなどをサポート	2025年7月～継続	33/200字
⑤社会起業家育成アクセラレートプログラム 法人化後の広報支援	2026年1月～継続	30/200字
⑤社会起業家育成アクセラレートプログラム 法人化後の資金調達と自立化のバックアップ	2026年1月～継続	41/200字
⑤コワーキングスペースのプログラム参加期間3年間無料提供	2024年9月～継続	28/200字
⑤地域の小中高校との社会起業家教育へプログラム提供	2026年4月～継続	24/200字
⑥事業発表会デモデイと交流会の開催	2027年5月～2月	17/200字
		0/200字
		0/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	200字	時期
【アウトプット（非資金的支援）】アウトカム①実行団体の変化把握②ファンドの設立と多角的支援システムの構築ネットワークの確立③実行団体同士のネットワークの構築④NPOインターン活動経験を積む⑤寄付や出資など資金に対する啓発活動意識の醸成⑥プログラムオフィサーの伴走支援による基盤強化		140/200字
①実行団体応募についての事前相談会	2024年1月	17/200字
①本事業への応募	2024年2月	8/200字
①実行団体として選定	2024年4月	10/200字
①資金分配団体からの出資についての協議、合意	2024年5月	22/200字
①資金分配団体からの出資の受け入れ	2024年5月	17/200字
①事業モニタリング	2024年5月～継続	9/200字
①事業についての調査（スタート時、終了時）	2024年5月～継続	21/200字
①社会起業家育成教育プログラム 参加者募集オンライン合同説明会（著名な起業家2名を2回に分けて開催）	2024年6月	50/200字
②地元金融機関と連携してファンド創設	2026年4月～継続	18/200字
②地元金融機関、企業との連携による多角的支援体制構築	2024年9月～継続	26/200字
②自治体や教育機関も含めた連携の確立	2024年9月～継続	18/200字
②ファンド設立に向けた組織づくり	2024年9月～継続	16/200字
②広報戦略（オリジナルキャラクター、ウェブCMや動画媒体など）	2024年9月～継続	31/200字
③実行団体同士の定期的な情報交換会の開催	2024年9月～継続	20/200字
④社会起業家育成教育プログラム参加者向けNPOへのインターンシッププログラム（有償ボランティア）	2025年4月～継続	48/200字
④社会起業家育成教育プログラム参加者向けNPOへのインターンシッププログラムの受入団体確保	2025年4月～継続	45/200字
⑤寄付や投資、遺贈などへの意識醸成	2024年9月～継続	17/200字
⑥伴走支援：人材育成、研修	2024年5月～継続	13/200字
⑥伴走支援：外部人材（講師、キュレーター、メンターなど）紹介、ネットワーク構築	2024年5月～継続	39/200字
⑥伴走支援：バックオフィスサポート	2024年5月～継続	17/200字
⑥伴走支援：制度、規定の整備	2024年5月～継続	14/200字
⑥伴走支援：社労士、税理士、キャリアコンサルタントなどの専門家の紹介	2024年5月～継続	34/200字
⑥伴走支援：広報技術、広報拡大支援	2024年5月～継続	17/200字
⑥伴走支援：資金調達に関して地元金融機関、地元企業、クラウドファンディングサポートなどの紹介	2024年5月～継続	46/200字
⑥伴走支援：ビジョン・ミッション・バリューをの明確化、KPIを設定する	2024年5月～継続	35/200字
		0/200字
		0/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	PRタイムス、ラジオ湘南・TVK出演、神奈川県での媒体露出、神奈川県広報、地域イベントへブース出展、タウン情報誌（4誌）、地元金融機関や地元企業、商工会議所、NPOや中間支援組織、中学校、高校、大学などへのチラシ配布。定期発行メールマガジン（約3200部発行）やTwitter（2340フォロワー）、noteのSNSへ頻繁に投稿。ビジネス系YouTubeなどへの出演。	184/200字
連携・対話戦略	・神奈川県かながわ人生100歳時代ネットワークと連携対話 ・藤沢市、地元金融機関「NPO相談サポートテラス」との連携活用 ・地域でつながるワカモノ×NPOインターンシッププログラムで連携している大学や高校との対話 ・JANPIAや実行団体と対話会や研修会を行い広く参加を呼びかける ・SDGs市民社会ネットワークの地域セクターでの事例共有、政府や国連などへ取り組みを連携できるよう対話	192/200字

VI.出口戦略・持続可能性について **助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。**

資金分配団体	・継続して起業家育成プログラムアップデートや資金の一部出資を一定期間行う ・NPOインターンシップ、事業発表会デモデイで次世代の社会起業家マインド育成と実践機会を継続しておこなう ・新たな地域に横展開し実行団体を増やしていく際に自治体との連携を模索する ・拠点となるインキュベーション施設の設置を検討し、設置の際は自治体との連携の相談を行う ・実行団体と社会起業家プログラム参加者から事例やアンケートを収集し専門家と報告書と提言としてまとめる ・Japniaから出資を受けるファンドを地元金融機関と連携して創設し、インキュベーションした社会起業家の団体へ実行団体（株式会社）として出資、利益を指定活用団体としてファンドが受け取る仕組みを作る ・神奈川県かながわ人生100歳時代ネットワークと連携し登録企業・大学・組織から出資を受ける ・神奈川県と連携し地域債発行によるインパクト投資を模索する	396/400字
実行団体	・プログラムを通じてできた講師やアドバイザーの人脈を生かして新たな事業を創出する ・地域の社会課題を多く認知するハブとして専門的な役割をはたす ・社会起業家育成プログラムを人材育成研修として地元NPOや企業、自治体などへ行う収益事業化する ・小中高校へプログラムとして出張講座を開く	141/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	621/800字
・2020年6月「NPOのためのウィズコロナ応援基金」を創設。資金の一部に株式会社伊藤園との協働事業により、自動販売機の売り上げの一部を市民活動組織へ支援する仕組み「藤沢市地域活性化支援ベンダープロジェクト」による資金と市民からの寄付を充当。8団体 348,400円助成。 ・クラウドファンディングの事務局として、2015年度より企画や進捗のサポートを行う。獲得寄付合計額は3000万円以上。 ・公益財団法人かながわ生き生き市民基金の創設メンバーとして2013年より参画し、現在も理事及び選考委員長として活動进行ける ・「福祉助け合い基金」は15期まで 168団体5490万円の助成 ・2020年に実施した「新型コロナ対応緊急応援助成」は第4次まで実施 延べ187団体1511万円の助成 ・東日本大震災後の復興に関わる助成では、大和証券フェニックスプログラム、タケダ・赤い羽根 広域避難者支援プログラムに審査員として協力 ・「中央ろうきん助成プログラム」では、神奈川県の前審査員として2013年度より協力し、新助成「若者助成制度」には助言者として参加し、その後の助成にも関わる ・行政主導の補助金は、藤沢市、相模原市、横須賀市、横浜市、綾瀬市、大和市、座間市、鎌倉市、平塚市、二宮町、蕨市など各地の審査員を務める ・2019年～2020年は公益財団法人東京都歴史文化財団アーツカウンシル東京の助成に関する外部有識者としてのヒアリングも受けた	

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	764/800字
●連携 【行政】文部科学省（総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室） 神奈川県（総合政策課、基金事業課、共生推進本部室、NPO協働推進課、県民活動サポートセンター） 藤沢市（市民自治推進課、地域共生推進室、障がい者支援課、農業水産課、住宅政策課、生涯学習総務課、シティプロモーション課） 【企業】ウスイホーム、藤沢エフエム放送ラジオ湘南、さがみ農業協同組合、アズビル、オイレス工業、大塚製薬、無印良品 テラスモール湘南、ヤマト運輸湘南SST、デザインスープ、大島薬局、かながわ信用金庫、横浜トヨペット、湘南える新聞社 事業例：藤沢市市民活動支援施設管理運営、藤沢地域における農福連携マッチング等支援事業、かながわ人生100歳時代ネットワーク／生涯現役マルチライフ推進プログラム、湘南SDGsネットワーク 【大学】神奈川大学、多摩大学、国際基督教大学、日本大学、早稲田大学、鎌倉女子大学、横浜国立大学、横浜国立大学、横浜市立大学、湘南工科大学、慶應義塾大学 事業例：地域でつながるワカモノ×NPOインターンシッププログラム、ボランティア講義、活動実践受け入れ ●マッチング - 企業のCSR活動支援事業 事例：有隣堂、メルシャンワイン藤沢工場、ウエスタンデジタル - 市民活動団体同士や商店、事業所などマッチング - 農福連携マッチング等支援事業 ●伴走支援 - 協働コーディネーター（藤沢市ミライカナエル協働事業） - セルフチェックによる組織課題の可視化と組織のリデザイン事業（2020年度11団体完了） - クラウドファンディング FAAVO湘南の運営（累計30,000千円以上）2021年3月よりCAMPFIREパートナーとして事業継承 ●その他 市民の登録者数 15千人 2020応援団 藤沢ビッグウェーブの運営	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	4団体	
(2)実行団体のイメージ	- 社会起業やソーシャルビジネスの相談を行なっている - インターンの受け入れができる 20～30代が中心となっているもしくはこの年代に継承していこうとしている - 地域の小中高校と連携ができ、児童生徒の対応ができる人員配備が可能 - JANPIAの要求するガバナンスやコンプライアンス遵守、情報公開へ同意できる	153/200字
(3)1実行団体当り助成金額	200字 4,500万円／3年間	17/200字
(4)案件発掘の工夫	連携しているNPO中間支援組織やNPO、企業で引き受けて頂けそうな団体は想定できているのでそれらに相談する。湘南地域で活動する20代の団体へ応募について相談する。「NPO運営相談サポートテラス」で連携している地元金融機関から企業を紹介してもらうことを相談する。	131/200字

IX.事業実施体制

(1)コンソーシアム利用有無	なし	
(2)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	統括マネージャー 1名（事業責任者、外部との交渉や連携） プロジェクトリーダー 1名（進捗管理、Janpiaとの日常的な窓口、広報） プロジェクトスタッフ 2名（バックオフィス業務、実行団体との調整、広報） プログラムオフィサー 2名（実行団体の伴奏支援）	130/200字
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	ガバナンス、コンプライアンスの規定整備 相談窓口の設置、年度ごとに実行団体へガバナンス・コンプライアンスアンケート実施	59/200字

資金計画書

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2024/04/01 ~ 2027/03/31	
資金分配団体	事業名	社会起業家・市民のアントレプレナーシップ教育・インキュベーションと社会的インパクトファンド創設	
	団体名	特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構	

	合計		
		助成金	自己資金・民間資金
事業費	187,224,600	182,224,600	5,000,000
実行団体への助成	155,000,000	155,000,000	0
管理的経費	32,224,600	27,224,600	5,000,000
プログラムオフィサー関連経費	12,768,000	12,768,000	－
評価関連経費	7,750,000	7,750,000	－
資金分配団体	0	0	－
実行団体用	7,750,000	7,750,000	－
合計	207,742,600	202,742,600	5,000,000

資金計画書資料 ①調達の概要

1. 事業費（助成金、自己資金・民間資金）						[円]
	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計	
助成金 (A)	28,988,400	58,080,400	49,020,400	46,135,400	182,224,600	
実行団体への助成	25,000,000	48,000,000	42,000,000	40,000,000	155,000,000	
－						
管理的経費	3,988,400	10,080,400	7,020,400	6,135,400	27,224,600	
自己資金・民間資金 (B)	0	0	2,000,000	3,000,000	5,000,000	
実行団体への助成					0	
管理的経費			2,000,000	3,000,000	5,000,000	
合計 (A+B)	28,988,400	58,080,400	51,020,400	49,135,400	187,224,600	
実行団体への助成	25,000,000	48,000,000	42,000,000	40,000,000	155,000,000	
管理的経費	3,988,400	10,080,400	9,020,400	9,135,400	32,224,600	
補助率 (A/(A+B))	100.0%	100.0%	96.1%	93.9%	97.3%	

2. プログラム・オフィサー関連経費（助成金）						[円]
	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計	
プログラム・オフィサー関連経費 (C)	960,000	3,936,000	3,936,000	3,936,000	12,768,000	
プログラム・オフィサー人件費等	960,000	3,936,000	3,936,000	3,936,000	12,768,000	
その他経費	0	0	0	0	0	

3. 評価関連経費（助成金）						[円]
	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計	
評価関連経費 (D)	1,250,000	2,400,000	2,100,000	2,000,000	7,750,000	
資金分配団体	0	0	0	0	0	
実行団体用	1,250,000	2,400,000	2,100,000	2,000,000	7,750,000	

4. 合計						[円]
	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計	
助成金計(A+C+D)	31,198,400	64,416,400	55,056,400	52,071,400	202,742,600	
総事業費(A+B+C+D)	31,198,400	64,416,400	57,056,400	55,071,400	207,742,600	

金融機関からの融資や財団からの助成を受ける等の理由で本事業の指定口座に入金できない自己資金・民間資金がある場合、上記1から3までの総事業費には含めず、以下に当該資金の金額および使途を記入してください。

[illegible]

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)年度別合計

[丹]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	計
自己資金・民間資金	0	0	2,000,000	3,000,000	5,000,000

(2)内訳

1.事業費「自己資金・民間資金(B)」の調達予定について、調達方法、調達金額、調達確度、調達時期等を記載してください。

[illegible]

申請書類チェックリスト

事業名：	社会起業家・市民のアントレプレナーシップ教育・インキュベーションと社会的インパクトファンド創設
団体名：	特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構

<留意点>

・申請書類を提出する前に必ず本チェックリストを使って提出書類が揃っているか確認してください。 本チェックリストも申請書類と合わせて提出してください。 ・本申請チェックリストは事業ごとにご提出ください。なお、2事業目は、「団体ごとに提出する申請書類」の記載は不要です。 「申請事業ごとに提出する書類」のみ記載してください。
※通常枠では、申請団体は、4つの助成事業のうち、同一事業区分の中では1事業まで、異なる事業区分間では合計2事業まで申請できます。 なお、災害支援事業については、防災・減災支援、緊急災害支援、災害復旧・生活再建支援については組み合わせての申請も可能とし、この場合は1事業として申請してください。

申請事業ごとに提出する申請書類	公募システム添付先	提出する書類	提出形式	通常枠	チェック	備考
	助成申請書	様式01 助成申請書	PDF	●	添付済み	※書式厳守（登録印の押印が必要）
	事業計画書	様式02 事業計画書	Excel	●	添付済み	※書式厳守
	資金計画書等	様式03 資金計画書等	Excel	●	添付済み	※書式厳守
	申請書類チェックリスト	様式04 申請書類チェックリスト※本紙	Excel	●	添付済み	※書式厳守
	事業設計図補足資料	事業設計図補足資料	PDF	任意	添付済み	
	その他（計画の別添等）	事業計画書詳細説明資料 藤沢市指定管理施設パンフレット NPO運営相談サポートテラスチラシ 情報誌（月刊）F-wave202305 情報誌（季刊）ボランティアーズ2022 藤沢市民活動推進機構入会案内パンフレット NPO×インターン成果報告書2022 NPO×インターン募集チラシ2023 湘南SDGsネットワーク募集チラシ 2020応援団藤沢ピックアップ募集パンフレット 組織を支える17の視点パンフレット			添付済み	※団体パンフレットや広報誌等、参考となる資料があれば提出してください。 ※「提出する書類」の欄に提出する書類名を入力してください。 ※欄が足りない場合は行を追加してください。
団体ごとに提出する申請書類 ※複数事業申請の場合、2事業目は記入不要	団体情報	様式05 団体情報	Excel	●	添付済み	※書式厳守
	役員名簿	様式06 役員名簿	Excel	●	添付済み	※書式厳守 ※役員名簿にはパスワードをかけ、パスワードはJANPIA WEBサイトから指定のフォームでJANPIAに送ってください。（詳細は、JANPIA WEBサイト申請ページをご確認ください。） ※過去資金分配団体に採択された団体で、最新の書類を提出済みの団体は提出不要です。
	規程類必須項目確認書	様式07 規程類必須項目確認書	Excel	●	添付済み	※書式厳守
	定款	定款	PDF	●	添付済み	
	規程類	規程類	PDF	●	添付済み	※該当する規程類が添付できていることを確認し、チェックしてください。 ※過去通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
	登記事項証明書	登記事項証明書(全部事項証明書)	PDF	●	添付済み	※発行日から3ヶ月以内の全部事項証明書の写しをご提出ください。
	事業報告書（過去3年分）	事業報告書	PDF	●	添付済み	※設立から3年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出ください。
	決算報告書類（過去3年分）	貸借対照表	PDF	●	添付済み	※設立から3年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出ください。 ※随時枠の場合は前年度分のみ提出ください。
		損益計算書(活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等)	PDF	●	添付済み	
		キャッシュ・フロー計算書◎	PDF	●		
		附属明細書◎	PDF	●		◎キャッシュ・フロー計算書、附属明細書、財産目録及び収支決算書については、作成している場合は提出してください。監事及び会計監査人による監査報告書は監査を受けている場合提出してください。 ※「ソーシャルビジネス形成支援事業とイノベーション企画支援事業については、「決算報告書類（過去3年分）」を参考書類として提出していただきます。
		財産目録◎	PDF	●	添付済み	
		収支決算書◎	PDF	●	添付済み	
		監事及び会計監査人による監査報告書◎	PDF	●	添付済み	

※コンソーシアムで申請の場合には、幹事団体は以下書類もご提出ください。

申請事業ごとに提出する申請書類	コンソーシアム関連書類 (申請事業ごと)	コンソーシアムの実施体制表	PDF	●		
		様式C01 コンソーシアムに関する誓約書	PDF	●		※書式厳守
幹事団体以外の各コンソーシアム構成団体分の書類	団体情報	様式05 団体情報	Excel	●		※該当資料の上記【備考】をご確認ください。
	役員名簿	様式06 役員名簿	Excel	●		
	規程類必須項目確認書	様式07 規程類必須項目確認書	Excel	●		
	定款	定款	PDF	●		
	規程類	規程類	PDF	●		
	決算報告書類（過去3年分）	貸借対照表	PDF	●		※該当資料の上記【備考】をご確認ください。 ※申請時点で非幹事団体として決定している場合、非幹事団体分をご提出ください。
		損益計算書(活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等)	PDF	●		
		キャッシュ・フロー計算書◎	PDF	●		
		附属明細書◎	PDF	●		
		財産目録◎	PDF	●		
		収支決算書◎	PDF	●		
		監事及び会計監査人による監査報告書◎	PDF	●		

2019（平成 31・令和元）年度 事業報告書

法人の名称 特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構

1 事業の総括

2019年度は以下に挙げる事業を重点的に展開しましたので報告をさせていただきます。

（１）市民活動の発展と継続のための支援を実施する。

市民活動団体の活動の場の提供として、引き続き「藤沢市市民活動支援施設（本館：市民活動推進センター、分館：市民活動プラザむつあい）」の指定管理者として管理運営を行っています。（第4期指定管理期間（5事業年度）における運営2年目）市民活動の発展と継続のための支援として、それぞれの施設の特性を活かしつつ、両施設一丸となって市民活動支援を進めてまいります。

なお、同じく場の提供事業として、貸会議室「フジサワラボ」（当団体入居ビルの別階）がスタートしていますが、前年度において収益化については見通しが不明な状況として、本年度に継続可否について検討をしました。理事会での事業継続是非等の議論も踏まえ、ゆるやかに事業終了するべく、準備を進めています。

（２）市民活動への参加機会を拡充すること、またそれに伴う調査・研究を実施する。

若者・現役世代・シニア世代等様々な層への市民活動参加機会の提供を行いました。

学生等に向けた NPO へのインターンシップ事業は 6 年目を迎えました。参加する若者がインターンをするだけでなく、事業内のイベントを若者主体で企画・運営するプログラムとなっており、参加する若者はもちろん、多くの学校や市民活動団体に好評です。なお、多様な財源を活用して実施してきましたが、次年度以降も様々な資金調達手法を活用し、事業を継続・実施をしてきたいと考えています。

神奈川県的人生 100 歳時代ネットワークに係る事業として、昨年度のアズビル（株）、オイレス工業（株）の 2 社に加え、今年度は大塚製薬（株）に対し支援プログラムを作成、社員の皆様に対し、フィールドワーク（市民活動団体へのボランティア体験）を企画しました。

次年度に迫ったオリンピック・パラリンピックに向けて「2020 応援団 藤沢ビッグウェーブ」運営事業が本格化してきました。本事業は同大会をきっかけとして、市民活動への参加機会の拡充を目的に進めており、オリパラ関連を含め、様々な市民活動情報を団員に発信をしています。

(3) 非営利組織の評価に関する研究と、自己診断事業による支援を実施する。

(一財) 非営利組織評価センター (JCNE) 協力のもと完成した「組織診断ツール (自己診断シート「組織を支える 17 の視点」)」を活用した事業を展開しました。昨年度に引き続き JCNE 委託事業を行いつつ、シートの周知も併せて実施しました。

また、自己診断シートを活用した組織診断の収益化のため、プレ実施 (NPO 法人 3 団体) を行いました。(プレ実施は無償実施) シート集計結果と、そこから読み取れる内容について報告する場を各団体において設定。プレ実施で出てきた課題 (伝え方・データの見せ方) 等を改善することで、満足度の高い組織診断を目指します。

さらに、この事業を広げるべく、神奈川県助成事業である「かながわボランティア活動推進基金 21(事業所管部署:神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター基金事業課)」の 2020 年度ボランティア団体成長支援事業に応募し、選考の末選定されました。17 の視点を活用して中間支援組織のスキルアップと実施団体の課題解決に向けた「セルフチェックによる組織課題の可視化と組織のリデザイン事業」として実施します。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応

2019 年度末より新型コロナウイルスの感染が拡大したことにより、世界規模で拡大防止の施策が行われています。当団体としては、市民活動団体に必要と思われる様々な情報を収集を行い、指定管理施設である市民活動推進センター・市民活動プラザむつあいの団体活動支援として、ホームページ上で「新型コロナウイルスに関する参考情報」の展開を図りました。更に、電話での活動相談や印刷等の作業代行を行うことで、利用者の立ち入りが制限される中でできる限りの対応を開始しました。(2020 年 5 月 31 日まで継続)

また、3 月より各種事業の延期・中止対応や翌年度の事業のスケジュール変更・中止を余儀なくされています。特に 2020 年の「東京オリンピック・パラリンピック」については延期が決定したことで「2020 応援団 藤沢ビッグウェーブ」事業の計画が大幅に変わることが予想されます。当団体では、オリンピックを一つの市民活動を盛り上げる機運と捉えて次年度の計画を進めてまいりましたが、そうした目標を踏まえつつも、存続の危機や運営状況の悪化に見舞われた団体の支援に、全力を尽くすべく事業を進めてまいります。

本事業報告書では、各団体の法人格は、略称で表記しています。

(NPO法人) -----	特定非営利活動法人	(認定NPO法人) ---	認定特定非営利活動法人
(公財) -----	公益財団法人	(一財) -----	一般財団法人
(一社) -----	一般社団法人	(株) -----	株式会社
(有) -----	有限会社		

2 事業の内容

(1) 市民活動団体等の組織運営および活動支援に関する事業（支出額 2,659,343 円）

ア 市民活動団体等への団体交流の場の提供

参加者同士のネットワークの促進を図った交流機会の提供として、課題解決のためのアイデア提案事業「フジソン2019」や「湘南・こどもの未来を夢みる会」、市民活動団体の交流事業として「プラザdeカフェ」や「集まれ、子どもセミ調査団」など、合計14回開催した。

- | | |
|--------|---|
| ①日時 | 年間 |
| ②場所 | 藤沢市市民活動推進センター、藤沢商工会館ミナパーク、ちびっこ保育園/藤沢園、藤沢市市民活動プラザむつあい、六会公民館、六会市民センター |
| ③従事者人員 | 5名 |
| ④受益対象者 | 市民活動団体関係者・興味のある市民 |

イ 市民活動団体等の活動における共通の課題についての研修会の開催

市民活動団体の活動における共通の課題について、通年実施している活動支援関連講座（NPO マネジメント講座）を 11 回、PC 関連講座（IT サポート講座）を 11 回実施した。

- | | |
|--------|-------------------|
| ①日時 | 年間 |
| ②場所 | 藤沢市市民活動推進センター |
| ③従事者人員 | 2名 |
| ④受益対象者 | 市民活動団体関係者・興味のある市民 |

ウ 地域版組織診断システムの運用

（一財）非営利組織評価センター（JCNE）協力のもと完成した「組織診断ツール（自己診断シート「組織を支える 17 の視点」）」を活用した事業展開を進めた。

昨年度に引き続き（A）JCNE 委託事業として「非営利組織のための第三者組織評価業務」を実施した。加えて 17 の視点の説明会として（B）及び（C）自己診断シートを活用した組織診断のプレ実施を行った。

A「非営利組織のための第三者組織評価業務」

JCNE が展開している「グッドガバナンス認証（ベーシック評価・アドバンス評価）」の広報・普及や制度説明会開催業務を行った他、「組織を支える 17 の視点」の周知・活用のための広報活動を行った。

市外への周知：神奈川県内 NPO 支援センターCEO 会議

第 35 回民間 NPO 支援センター・将来を展望する会（CEO 会議）

市内への周知：組織を支える新しい取り組み「自己診断」と「組織評価」を学ぶ！

（市民活動推進センター協力事業）

B 団体に関わる人たちの声を聞く…「セルフチェック ～組織基盤強化のための 17 の視点～」
機構主催事業として 17 の視点の活用等を説明した。

C NPO に向けた組織診断のプレ実施

本シートに興味関心のある NPO 法人 3 団体に対し自己診断シートの配布を配布。回収後、集計結果表と結果から読み取れる事項に関して、団体関係者への説明を行った。プレ実施のため無償で実施したが、今後は有償化を考えている。

- | | |
|--------|---------------------------------|
| ①日時 | A 年間随時、B 2019年11月2日、C 年間随時 |
| ②場所 | 藤沢市市民活動推進センター、各組織事務所等 |
| ③従事者人員 | 5名 |
| ④受益対象者 | 診断実施NPO法人、市民活動団体関係者、全国中間支援組織関係者 |

エ 市民活動団体等への財政支援による組織基盤強化事業

市民活動の財政的支援を目的に、クラウドファンディングサイト「FAAVO 湘南」の運営と、「CAMPFIRE」「GoodMorning」での運営サポートを行い、4,032,500 円の資金調達を支援した。2018 年度より寄付型・購入型が扱えるようになり、今年度初めて寄付型でのプロジェクトを取り扱った。弊機構がクラウドファンディングサイトを運営していることの認知度が向上し、プロジェクト数は 2018 年度と比べて 1.5 倍となった。プロジェクト数は増えたものの、金額は減少しているため、プロジェクト数を担保しつつより質の高いサポートを行うことが今後の課題である。

- | | |
|--------|---------------------------|
| ①日時 | 年間 |
| ②場所 | 支援団体の活動場所および事務所 |
| ③従事者人員 | 3名 |
| ④受益対象者 | 市民活動団体関係者、またその支援者、関心のある市民 |

参考：FAAVO湘南支援プロジェクト内訳

起案者	支援金額	達成率	支援者	開始	期限
ふじさわアートフェスティバル実行委員会	135,000	67%	35 人	2019/4/15	2019/5/15
合同会社萬葉楽	507,000	42%	56 人	2019/9/20	2019/11/30
藤沢 自然と親しむ会	59,000	19%	13 人	2019/10/4	2019/11/12
勇 碧	886,500	110%	116 人	2019/11/7	2019/12/10
藤沢市観光シティプロモーション課	2,014,000	201%	189 人	2019/11/15	2019/12/19
ネイリストセイジ	230,000	23%	27 人	2019/12/5	2020/1/31
(N) 逗子まちなかアカデミー	141,000	14%	27 人	2019/12/7	2020/1/31
さむかわ音楽ひろば	60,000	20%	21 人	2020/3/17	2020/4/15

オ SAVE JAPANプロジェクト(希少生物保護活動団体支援プロジェクト)

全国の希少生物が生きやすい環境を作る活動を全国で展開している「損保ジャパン日本興亜(株)(東京都)」と「認定NPO法人日本NPOセンター(東京都)」との協働事業の神奈川県実施事業として、「(N) ゆい(神奈川県茅ヶ崎市)」を3年間サポートしている。2019年2月に実施した「湘南海岸カントリーコードを考える交流会」について「交流会レポート」を作成した。2020年6月29日(土)に湘南茅ヶ崎海岸にて砂草の植栽会を実施予定だったが、雨天中止となった。※本年度で協働事業は終了するが、本事業のネットワークを活かし「(仮称)湘南なぎさのガイドライン」の策定に向けた事業を展開する検討をした。

- ①日時 年間
- ②場所 支援団体の活動場所および事務所
- ③従事者人員 2名
- ④受益対象者 市民活動団体と参加市民

カ 災害復興活動団体への支援事業

市内各種イベント内での被災地製作製品等の頒布を通じて支援金をお預かりし、その資金を元に10台のPCを整備・再生を行った。また、被災者や被災事業者の食品や雑貨の販売を通じた被災地支援を実施。レンタルボックス「おはこ」での委託販売を実施した。

- ①日時 年間 ※「おはこ」は2019年4月1日～2019年9月30日
- ②場所 レンタルボックス「おはこ」、ゆくり庵、藤沢市市民活動推進センター、各イベント会場
- ③従事者人員 4名
- ④受益対象者 復興支援事業に興味があり、公益的な市民活動を行っている又は興味のある団体(※)と個人

キ 災害復興支援事業

令和元年台風 15 号・19 号被災地支援のため、寄附活動（※）等の災害復興支援事業を実施した。台風 19 号発生時には、スタッフの長野県 NPO センターへの応援派遣（2019 年 11 月 1 日～11 月 4 日）を行った。※募金総額 25,502 円

また、「広域連携かながわ図上訓練第実行委員会（準備会 2019 年 6 月 6 日、第 1 回 7 月 25 日）」、「災害時における中間支援組織の 12 の役割（2019 年 10 月 28 日）」、「災害時における三者連携・協働に向けた研修会（2019 年 12 月 3 日）」など、新たな取組みや研修への積極的な参加を行い、組織としての災害時支援のあり方を改めて見つめなおした。

- | | |
|--------|-------------------------------|
| ①日時 | 年間 |
| ②場所 | 市民活動推進センター、市民活動プラザむつあい、長野県庁ほか |
| ③従事者人員 | 2 名 |
| ④受益対象者 | 被災地で活動している市民活動団体等 |

ク 各種市民活動助成金審査会への参加協力

市民活動団体へ財政的支援を実施している組織への協力（審査会等への参加、アドバイス等）を行った。

- | | |
|--------|-----------|
| ①日時 | 年間 |
| ②場所 | 助成組織の事務所他 |
| ③従事者人員 | 4 名 |
| ④受益対象者 | 各種助成組織（※） |

※参考：参加助成プログラム等

- ・（公財）かながわ生き生き市民基金・大和証券フェニックスジャパン・プログラム
- ・タケダ・赤い羽根 広域避難者支援プログラム・中央ろうきん社会貢献基金
- ・平塚市市民活動補助金審査会
- ・行政関連：綾瀬市、相模原市、二宮町、藤沢市

（２）市民活動および市民活動支援に関する調査研究・情報発信事業（支出額 54,427 円）

ア 関連情報の収集と発信事業

本年度は、市民活動促進に関する情報を 2,587 件（※1）収集し、ホームページやメールマガジン等、様々な媒体を活用し、8,829 件（※2）発信を行った。

引き続き、レディオ湘南（藤沢エフエム放送株式会社）の「palette～湘南ライフをあなた色に～」内において、当法人紹介番組「NPO café」による情報発信（51 回）を行った。また、2016 年度から放送が始まった本番組は通算 200 回を超えて、定着してきたように思う。

- | | |
|--------|-------------|
| ①日時 | 年間随時 |
| ②場所 | 情報の届く範囲 |
| ③従事者人員 | 10名 |
| ④受益対象者 | 市民活動に興味のある者 |

※1：収集情報数：2,587 件

※持込形態内訳

来館：486 件、郵便：1,722 件、庁内メール：246 件、FAX：5 件 Eメール：17 件
スタッフ持込：110 件

※情報形態内訳

団体 PR 217 件、発行物 1,116 件、イベント 1,197 件
ボランティア募集 24 件、NPO 支援情報(助成金等) 241 件、その他 33 件

※2：情報提供数：8,829 件

※内訳

情報ラック 1,556 件 掲示板 1,148 件
ファイリング 2,532 件 メールマガジン 305 件
HP(イベント情報) 1,181 件
情報クリップ 297 件(イベント情報、募集情報等)
市民活動コーナー 1,632 件(17 団体×年間 6 回×16 箇所(市民センター・公民館))
ボランティア情報 52 件(ボランティアーズ 23 号、24 号)
ウスイホーム(株) 発行情報誌への藤沢地区イベント情報提供 75 件
レディオ湘南「palette」による情報発信 51 回(※)

※法人自主事業紹介、市民活動団体紹介、市民活動支援施設事業紹介等

イ 市民活動・社会貢献活動に関する調査

①市民活動団体の活動状況調査

登録団体・市内 NPO 法人の活動状況やボランティア受入れの実態を調査することで、今後の市民活動支援に向けた、参考資料とする。(調査対象：藤沢市市民活動支援施設の登録団体 427 団体、未登録の藤沢市内の NPO 法人 111 団体、計 538 団体)

②新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急アンケート調査

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、市民活動にどのような影響が及ぼされたのか、さらに、今後どのような支援策を講じると良いのかを共有し、この状況を乗り切るための方策を調査するために実施した。(調査対象：藤沢市市民活動支援施設に関わりのある NPO・市民活動団体および個人等)

③市民活動支援に関する研究

昨年度同様、他市NPO支援センターへの職員出向により、藤沢で培った市民活動支援のノウハウ移転手法の構築及び市民活動支援に関する研究を行っている。

- | | |
|--------|---|
| ①日時 | ①2019年10月10日(木)～2019年11月10日(日)
②2020年3月15日(日)～2020年3月31日(日)
③年間 |
| ②場所 | ①及び②藤沢市内、③逗子文化プラザ市民交流センター |
| ③従事者人員 | 5名 |
| ④受益対象者 | 市民活動団体および市民 |

ウ 市民活動関連研修会への参加・出席・協力および視察受け入れ

市民活動支援力の向上に必要と思われる研修に年間22回参加した。また、インターンシッププログラムを8団体(※)受け入れた。

※(N)アズヴェール藤沢スポーツクラブ、(N)Nico's Company、(N)幼児武道教育振興会、(N)ハーモニーインターナショナル、(認N)藤沢市民活動推進機構、(N)鎌倉あそび基地、(N)横須賀創造空間、藤沢市民まつり実行委員会

- | | |
|--------|-----------------------|
| ①日時 | 年間随時 |
| ②場所 | 藤沢市内 |
| ③従事者人員 | 5名 |
| ④受益対象者 | スタッフ、市民、中間支援組織、行政、企業他 |

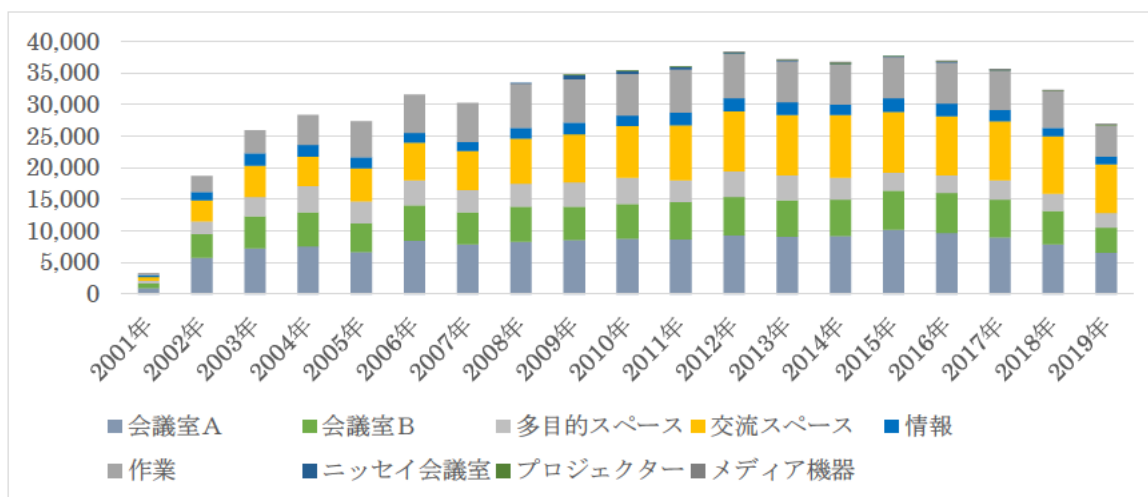
(3) 市民活動を支援する施設の管理運営事業 (支出額 12,712,965 円)

ア 藤沢市市民活動支援施設 本館：藤沢市市民活動推進センターの管理運営

藤沢市における市民活動支援施設を指定管理者として管理運営を行った。2018年4月1日から2023年3月31日までの5事業年度にわたり、当団体が指定管理者に指定されており、今年度は2年目の管理運営となる。なお、3月6日より新型コロナウイルス拡散防止の観点から、休館措置が取られ、利用者の利用制限が設けられていた。

主な業務内容：施設管理業務・活動団体登録業務・会議室貸出・フロア管理・作業機材管理・ロッカー貸出・レターケース管理・活動団体データベースの作成・活動相談業務・サポートクラブの管理運営・掲示板・配架ラックの整理・行政との調整及び報告

- ①日時 年間（開館287日）
 ②場所 市民活動推進センター
 ③従事者人員 15名
 ④受益対象者 公益的な市民活動を行っている、又は興味のある団体および個人



藤沢市市民活動推進センター利用者数及び件数

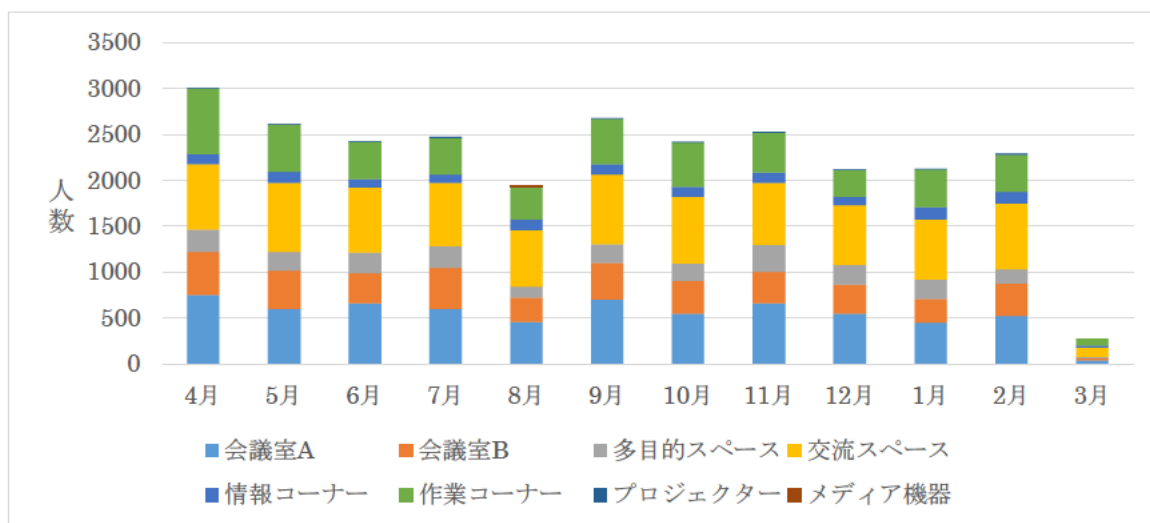
年間延利用者数：26,878 人 1 日利用平均人数：93.65 人
 年間利用件数 ：8,453 件 1 日利用平均件数：29.45 件

イ 藤沢市市民活動支援施設 分館：市民活動プラザむつあいの管理運営

上記「ア」同様に藤沢市市民活動支援施設分館の施設管理運営を行う。3月6日よりの利用者の制限も「ア」と同様に実施された。

主な業務内容：施設管理業務・活動団体登録業務・フロア管理・作業機材管理

- ①日時 年間（開館 255 日）
 ②場所 市民活動プラザむつあい（六会市民センター 2階）
 ③従事者人員 5名
 ④受益対象者 公益的な市民活動を行っている、又は興味のある団体および個人



市民活動プラザむつあい利用者数及び件数

年間延利用者数：3,674人 1日利用平均人数：13.1人
 年間利用件数：1,552件 1日利用平均件数：5.45件

ウ フジサワラボの管理運営

公共施設では対応できない講座やイベント利用を考えている団体等に向けた「場」の提供を目的に、レンタルスペース「フジサワラボ」の運営を実施。上半期は「ワークショップラボ湘南」が担当していたが、利用が広がらないことから機構が運営を実施した。

(利用団体 10 団体、利用件数 31 件)

- ①日時 年間
- ②場所 藤沢市内
- ③従事者人員 3名
- ④受益対象者 市民活動を行っている者・興味のある者および一般市民

(4) 市民活動の普及啓発および推進事業 (支出額 4,803,306 円)

ア 「Let's ふじさわ(IT相談コーナー)」運営支援事業

市民活動団体の運営支援として、藤沢市民の IT リテラシー向上を目的とした「Let's ふじさわ(IT相談コーナー)」事業を活用して、NPO 法人 IT サロン藤沢の事業展開・団体成長のサポートを行った。

「Let's ふじさわ(IT相談コーナー)」事業は、年間で相談会 282 回開催 1213 名参加、講座は 127 回開催 547 名参加する事業へと発展し、支援対象団体も任意団体が NPO 法人格を取得するに至り自立化を果たした。(本年度で事業終了)

- ①日時 年間
 ②場所 支援団体の活動場所および事務所
 ③従事者人員 1名
 ④受益対象者 市民活動団体と参加市民

イ イベント等プロデュース事業

市民参加を推進するために、藤沢市民まつりをはじめとする各種イベント等の企画へ参画した。主に学生や20代の社会人を中心とした世代を対象に、地域との継続的な関わりを持つことや市民活動に触れるきっかけづくりを目的に、ボランティア等を手段とした述べ88人の地域参画の機会提供を行った。

- ①日時 平成31年4月1日～令和2年3月31日
 ②場所 藤沢市内および近隣
 ③従事者人員 3名
 ④受益対象者 まちづくりに興味関心ある一般市民

参考：参画事業内訳

イベント名	日付	ボランティア数
イータウン・イーマルシェ@東奥田公園	毎月第4日曜日	9名
お話のプロが教える「絵本の音読」@トレアージュガーデン（有隣堂藤沢本町トレアージュ白旗店内）	毎月第3木曜日	21名
第17・18回ふじさわちよい呑みフェスティバル@藤沢駅南口	17回5月7・8日（火・水） 18回11月12・13日（火・水）	17名
人生カフェ@ODAKYU 湘南 GATE	6月8・9日（土・日）	3名
おととき♪@トレアージュガーデン（有隣堂藤沢本町トレアージュ白旗店内）	7月28日（日）	2名
第46回藤沢市民まつり@秋葉台総合公園・体育館	9月28日（土）	13名
えほんのPOPをつくろう@トレアージュガーデン（有隣堂藤沢本町トレアージュ白旗店内）	10月10日（日）	3名
SHONAN AUTUMN FES2019	10月20日（日）	4名
ふくし村のアートな縁日@湘南ふくし村	11月23日（土）	8名
フジソン2019	2020年1月22日（水）	2名
社会を知るためのワカモノ×NPO インターンシッププログラム成果発表会	2020年2月8日（土）	6名

ウ サポートクラブの運営

幅広い市民の力を結集する仕組みとしてサポーター制度を構築し、事務局運営を行った。

「事務力アップコース」では市民活動支援施設の情報誌の発送作業や館内管理の補助を行った。また、企画運営コースでは、市民活動支援施設主催の事業の運営サポートとして関わっていただいた。

※サポーター119名、アドバイザー28名(2020年3月31日現在)

サポーターの内訳(重複あり)

事務力アップコース 56名、企画運営コース 53名 コース無 28名

- ①日時 年間
- ②場所 藤沢市内
- ③従事者人員 2名
- ④受益対象者 市民活動を行っている、又は行おうとする市民

エ 関連委員会、審議会への参加

市民活動の理解を促進することを目的に、藤沢市をはじめ、各行政機関の設置する市民活動関連委員会・審議会(※)に参加協力した。

- ①日時 年間
- ②場所 会議等開催場所
- ③従事者人員 4名
- ④受益対象者 一般市民

※参考：関連委員会・審議会等

全国 ・民間 NPO 支援センター・将来を展望する会
・ICT 支援者ネットワークミーティング

神奈川県・神奈川県支援施設 CEO ミーティング
・神奈川県内認定・指定ゆるやかなネットワーク
・地域ボランティアエアポート連絡会
・かながわ人生 100 歳時代ネットワーク会議

藤沢市 ・藤沢市市民活動推進委員会
・藤沢市シティプロモーション委員会
・藤沢市情報公開制度運営審議会
・藤沢市生涯学習大学評議会
・藤沢市ワークライフバランス会議
・未来につなぐ東京オリンピック・パラリンピック藤沢市支援委員会
・上記支援委員会内ボランティア等市民参加推進部会

- ・公益財団法人藤沢市まちづくり協会評議委員会
- ・湘南東部地区福祉有償運送市町共同運営協議会
- ・藤沢市社会教育委員会
- ・藤沢市公民館検討委員会
- ・北部各地区郷土づくり推進会議
- ・藤沢市青少年問題協議会
- ・藤沢市民まつり実行委員会
- 他市等
 - ・（仮称）鎌倉市市民活動推進条例検討会
 - ・横須賀市市民活動サポートセンター指定管理者選考委員会
 - ・文京区新たな公共プロジェクト成果検証会議
 - ・NPO インターンシップラボ実行委員会

（５）市民参加によるまちづくり推進事業（支出額 5,397,046 円）

ア 藤沢市内イベント参加支援事業

他セクターとの協働を促進し、市民活動の普及を図ることを目的に、藤沢市内でのイベント（藤沢市民まつり等）を中心に参加支援を行った。機会提供などを含め、市民活動団体延べ37団体の参加を支援した。

- | | |
|--------|---------------|
| ①日時 | 年間 |
| ②場所 | 藤沢市内および近隣 |
| ③従事者人員 | 2名 |
| ④受益対象者 | 市民活動団体およびその関係 |

イ ボランティアやインターンの積極的な受入および受入協力団体の育成事業

市民の市民活動参加意識の促進を目的として、A.「社会を知るためのワカモノ×NPO インターンシッププログラム 2019（（公財）電通育英会助成事業）」を行った。

また、前年に引き続き、B. 藤沢市市民活動推進センター等でのインターン受入事業を実施している。

A「社会を知るためのワカモノ×NPO インターンシッププログラム」の事務局運営を行った。
（参加団体：8 団体、ワカモノインターン：8 名）

高校生・大学生・専門学生・大学院生からインターン（※）を募集し、約 7 か月間継続的に責任を持って NPO の活動に参加するインターンに対し、活動奨励金を助成する。

この経験を通じて、将来地域で行う公益的市民活動を担う人材が育成されること、そして地域の NPO における組織基盤の強化が進むことを期待して実施した。なお、本年度は藤沢市民

活動推進センター協力のもと事業を実施した。

※高校生：80 時間以上（上限 100 時間）、ワカモノ：120 時間以上（上限 200 時間）

B 藤沢市市民活動推進センター等でのインターン受入事業

学生：7 名（神奈川大学、多摩大学、国際基督教大学、日本大学、早稲田大学）

学生以外：受入人数 延べ 182 名、受入日数 126 日、スタッフ延べ対応時間数 476.25 時間

内訳 ミラトレ藤沢（運営：パーソルチャレンジ(株)） 延べ 100 名、49 日間

就労移行支援事業所 LITALICO ワークス横浜戸塚、藤沢、横浜東口ほか

延べ 77 名、72 日間

バックアップ藤沢（運営：(社福)いきいき福祉会・(一社)インクルージョン

延べ 4 名、1 日間

①日時 年間

②場所 藤沢市市民活動推進センター、藤沢市市民活動プラザむつあい、
各市民活動団体の活動場所等、藤沢商工会館ミナパーク

③従事者人員 10名

④受益対象者 市民活動団体関係者・興味のある市民

ウ 社会貢献活動の推進および支援事業

社会の利益に資する活動をするものに対して研修事業等の支援を目的に、A 六会人材センター運営事業、B 「湘南台地区地域サポーター養成講座『はじめよう！地域ボランティア塾』」を実施した。

A 「六会人材センター運営事業（六会地区郷土づくり推進会議業務委託事業）」

地域の中の課題を共に考え、お困りごとを地域の人たちの協力により解決策を探り進めることで、地域市民の交流を図り市民意識の活性を目指す活動。年度末は新型コロナウイルス感染拡大を予防する観点から学習サポートなど

※団体登録18件、サポーター登録52名、依頼案件18件、

マッチング27件（うち不成立3件含む）、サポーターの活動のべ198人

B 「湘南台地区地域サポーター養成講座（講座名称：はじめよう！地域ボランティア塾）」（湘南台地区郷土づくり推進会議業務委託事業）

「地域の仕組みを知る」「ボランティアを考える」「卒塾生の活動紹介」等、地域の事を知り、その後ボランティア概論、ボランティア体験・体験談、意見交換などを行い、地域内における活動人口を増やしていくことを目的として実施。

ボランティア体験として、湘南台子育てメッセの準備日及び当日に参加した。

- ①日時 年間
- ②場所 藤沢市内
- ③従事者人員 4名
- ④受益対象者 社会貢献活動を行うもの，又は行おうとするもの

エ 多様なセクターの協働によるまちづくり推進事業

個人・非営利組織・営利組織問わず、社会の利益に資する活動をするものの仲介を実施することで協働を推進し、まちづくりの推進に寄与した。

仲介者として「協働コーディネーター」を2名設置し、NPO活動相談及び多様な主体との協働を推進するための相談対応（66件）及び「藤沢市まちづくりパートナーシップ事業提案制度」に関連したアドバイスやオブザーバー参加に参加した。

企業との相談・アドバイスをを行った他、ウスイホーム（株）の発行している情報誌への藤沢地区の情報提供や、（株）伊藤園とのチャリティベンダー（社会貢献型自動販売機）設置サポートは継続して行っている。

- ①日時 年間
- ②場所 藤沢市内および近隣
- ③従事者人員 2名
- ④受益対象者 社会貢献活動を行うもの，又は行おうとするもの

オ 地域グループ支援事業

藤沢市「高齢者の通いの場事業」として「みんなのサロン ゆくり庵」を運営し、様々なプログラムや講座を通して地域の活性化と高齢者がいきいきと暮らせるよう活動を続けている。又、町内会に加入して地域との連携や、東部包括いきいきサポートセンター、藤沢市健康づくり応援団などと連携・交流を図っている。春には応援団主催の市役所で開催された地域活動見本市に参加し、ゆくり庵の作品や活動を紹介した。

新型コロナウイルスの影響で、感染拡大防止のため3月より閉所。開所については2020年6月までは閉所の方針である旨を伝えられている。

- ①日時 年間（開館198日 ※火・水・木・金・隔週土）3月は閉所
- ②場所 藤沢市藤沢644番地
- ③従事者人員 7名
- ④受益対象者 市民活動を行っている者・興味のある者および一般市民

カ オリンピック・パラリンピックに向けた「2020 応援団 藤沢ビッグウェーブ」運営事業

オリンピック・パラリンピックを藤沢から盛り上げる「2020 応援団 藤沢ビッグウェーブ」の運営を行った。事務局運営の他、情報発信(LINE:85 回、メルマガ:49 回、広報誌:3 回)、団員企画の活動サポート(全 61 回)、ボランティアの募集受付(全 8 回)、応援団イベント・参加型キャンペーンの実施(全 11 回)等の活動を行った。

(委託事業名:「2020 応援団 藤沢ビッグウェーブ」事務局運営等業務委託)

- | | |
|--------|-----------------------|
| ①日時 | 年間 |
| ②場所 | 団体事務所、各イベント会場等 |
| ③従事者人員 | 5名 |
| ④受益対象者 | 一般市民、公益的な市民活動を行っている団体 |

キ かながわ人生 100 歳時代ネットワーク連携事業

企業で働いている現役世代に対し、「地域社会や市民活動等について理解を深め、人生設計について考えるきっかけ」を与えることを目的としたプログラム開発を神奈川県から委託され実施した。(事業名「生涯現役マルチライフ推進」支援プログラム開発業務委託)

昨年度のアズビル(株)、オイレス工業(株)の2社に加え、大塚製薬(株)に対し支援プログラムを作成。フィールドワーク(市民活動団体へのボランティア体験)を行い、延べ15名が市民活動団体の活動に参加をした。(4イベントのうち、2件はコロナの影響で中止)

- | | |
|--------|------------------------------------|
| ①日時 | 2019年11月末～2020年3月31日 |
| ②場所 | アズビル(株)、オイレス工業(株)、大塚製薬(株)、受入市民活動団体 |
| ③従事者人員 | 4名 |
| ④受益対象者 | 一般市民、公益的な市民活動を行っている団体 |

(6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

3 その他

ア 会議の開催(総会・理事会等)

理 事 会: 2019 年 6 月 9 日(日)、2019 年 6 月 16 日(日)、2019 年 11 月 4 日(月)

2020 年 2 月 16 日(日)、2020 年 3 月 28 日(土)※

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催中止

通常総会: 2019 年 6 月 16 日(日)

2020（令和2）年度 事業報告書

法人の名称 特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構

1 事業の総括

2020年度は下記3つの柱を中心として、新型コロナウイルスによる市民生活や市民活動の影響や変化に対して対応をするべく、新しい取り組みを含め事業を展開しました。以下、報告をさせていただきます。

（1）市民活動の発展と継続のための支援事業

市民活動団体の活動の場の提供として、引き続き「藤沢市市民活動支援施設（本館：市民活動推進センター、分館：市民活動プラザむつあい）」の指定管理者として管理運営を行っています。（第4期指定管理期間（5事業年度）における3事業年度目）

2020年度は新型コロナウイルスの影響により2001年からの施設設置後初となる長期休館期間が2回ありました。

参考：①2020年3月6日～2020年5月30日（4月1日～3日までは一時的に開館）

②2021年1月13日～2021年3月7日

休館期間中は電話による相談受付や、スタッフによる印刷代行を行いました。また、講座やイベントのオンライン開催等、施設が使えない中でも出来る支援に取り組みました。印刷代行については、特に年度の切り替わり時期となり総会等を控えていることもあり、登録団体からは高く評価していただきました。

休館や利用制限等の影響により、施設全体の利用件数・利用者数に大幅な減少が見られますが、その状況下においても、各施設の特性を活かし、支援施設としてできることを率先して行ってまいります。

なお、同じく場の提供事業である「貸会議室『フジサワラボ』（当団体入居ビルの別階）」については、2020年度の総会において収益化の見通しがない状況において事業終了に向けて準備を進めている旨の報告をさせていただきました。一方、新型コロナウイルスにより、市民活動支援施設や公民館等の行政施設、近隣の民間貸会議室が使用できない状況において、市民活動団体の活動場所のニーズが一定数あることを踏まえて事業を継続しました。

利用料収入はある一方、事業維持に向けた収益化については見通しが立っていないため、ゆるやかな事業終了を視野に入れ、継続の可否については引き続き検討する必要があると考えています。

（２）市民活動への参加機会の拡充を図る支援事業

若者・現役世代・シニア世代等様々な層への市民活動参加機会の提供を行いました。

特に、学生等に向けた NPO へのインターンシッププログラムは 7 年目を迎えました。毎年、プログラムの最後にはワカモノの活動の成果を発表する場として、成果発表会を開催していますが、今年はコロナ禍ということもあり、例年より時期を遅らせてオンライン（ZOOM）配信で行うという初めての試みでした。コロナ禍で活動が減っている中で、ワカモノの活動の場を作りたいという想いで企画していたので、ワカモノ自身が活動を通して「もっと活動したかった」と意欲を持ってくれたことはプログラムのひとつの成果だと考えています。

なお、2020 年度のプログラムは、クラウドファンディング（※）で集めたご支援をもとに、運営してきました。また、藤沢市市民活動支援施設のサポーターの方々からも「はがきプロジェクト（後述）」にてご支援いただきました。皆様の温かい応援のおかげで無事にプログラムを実施することができ、感謝申し上げます。

※「ワカモノと NPO がつながって地域を知るプログラムを続けたい！」支援総額 275,000 円

https://camp-fire.jp/projects/view/299680?list=search_result_projects_popular

（３）非営利組織の評価に関する研究と、自己診断による支援事業

前年度に引き続き、（一財）非営利組織評価センター（JCNE）協力のもと完成した「組織診断ツール（自己診断シート「組織を支える 17 の視点）」」を活用した事業展開を進めました。

本ツールを広げるべく、神奈川県助成事業である「かながわボランティア活動推進基金 21（事業所管部署：神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター基金事業課）」の 2020 年度ボランティア団体成長支援事業に応募し、選考の末選定されました。（後述）

本事業の支援対象である市民活動団体に加え、地域の中間支援組織（NPO 支援センター）にも参加・協力いただくことで、活動相談等のスキルアップの機会としても行っており、両輪の支援を行うことで地域の支援力のボトムアップを計っています。

なお、17 の視点を活用した事業の収益化については、仕組みづくりをしている状況であり、補助金・助成金等に依存しない運営を目指すべく、仕組み構築が急務だと考えています。

参考：基金 21 団体成長支援事業の目的

①事業に応募する市民活動団体に対して

組織内の課題が見える化する。シート集計結果から、課題解決への道筋を見つけだし、組織の変化（改善）につなげる工夫の取り組みを図ること

②事業に参加する中間支援組織に対して

本事業の協力サポーターとして運営団体との共同作業を行うとともに、団体伴走支援を通して支援ノウハウを学ぶことで活動相談対応のスキルアップを目指すこと

（４）新型コロナウイルスによる市民活動のニーズ変化に対応するために

新型コロナウイルスに関して２度のニーズ調査により見えてきた団体活動支援として２つのプロジェクトが動きました。調査研究結果や日頃の NPO 活動相談などの多くが「活動が出来なくなり、収益がなくなった」という資金面での悩みでした。さらに、緊急事態宣言解除後も動き出せていない団体は多く、団体メンバーの高齢化もあり、活動を辞めてしまうケースも出てきている中で、直近の支援施策として財政的支援は必要であると判断しました。

そこで「NPO のためのウィズコロナ応援基金藤沢（後述）」を立ち上げ、活動中止や縮小を余儀なくされた市民活動団体に対して助成を行いました。本事業では当団体理事の皆様にも審査員としてご参加をいただき様々な意見等いただきました。

また、政府より配布されたマスクの収集を行い、必要とする福祉施設や市民活動団体への寄贈プロジェクトを実施、こちらも協力団体の他、理事の皆様回収 BOX 等の設置等にご協力いただき実施をしました。

前述の通り、市民活動支援施設（市民活動推進センター・市民活動プラザむつあい）では、休館中も電話での活動相談や印刷等の作業代行を行うことで、利用者の立ち入りが制限される中でできる限りの対応を実施しました。また、支援施設、そして「ゆくり庵」においては、感染症対策のため多くの事業をオンラインに切り替えて実施しました。多くの団体が活動できなくなる中で、より団体に寄り添ったサポートの必要性を感じ、ウィズコロナの環境で市民活動団体に求められる技術も積極的に講座内容に取り入れてまいりました。

オンラインコミュニケーションツールが急速に発達、浸透したことは非常に大きく、「市民活動プラザむつあい」では、外国と繋いで現地とリアルタイムに会話ができる企画や、地域の名所を公民館にしながら知ることができるオンラインまち歩き企画など「離れていてもできること」を実感するための講座を実施しました。結果としては講座からそのまま相談につながる流れや、地域団体と一緒に企画をつくれたことなど、さまざまな困難が会った中で、次年度につながる成果を得られたと考えます。

「東京オリンピック・パラリンピック」については 2021 年に延期が決定したことで「2020 応援団 藤沢ビッグウェーブ」事業もスケジュール等が変更となりましたが、引き続き機運醸成に向けたイベントの実施や応援団員のフォローを進め、次年度に向けた準備を進めています。

本事業報告書では、各団体の法人格は、略称で表記しています。

(NPO 法人)	-----	特定非営利活動法人	(認定 NPO 法人)	---	認定特定非営利活動法人
(公財)	-----	公益財団法人	(一財)	-----	一般財団法人
(一社)	-----	一般社団法人	(株)	-----	株式会社
(有)	-----	有限会社			

2 事業の内容

(1) 市民活動団体等の組織運営および活動支援に関する事業

ア 市民活動団体等への団体交流の場の提供（藤沢市市民活動支援施設事業として実施）

参加者同士のネットワークの促進を図った交流機会の提供として、課題解決のためのアイデア提案事業「フジサワアイデアソン2020～ポストコロナの子どもを取り巻く環境を考える～」や「クリスマスオンライン交流会」、市民活動団体の交流事業として「プラザdeカフェ」や「六会を知る！オンラインまち歩き」など、合計9回開催した。

- | | |
|--------|---|
| ①日時 | 年間 |
| ②場所 | 市民活動推進センター、市民活動プラザむつあい、六会公民館、六会市街、Zoom（オンライン） |
| ③従事者人員 | 7名 |
| ④受益対象者 | 市民活動団体関係者・興味のある市民 |

イ 市民活動団体等の活動における共通の課題についての研修会の開催

（藤沢市市民活動支援施設事業として実施）

市民活動団体の活動における共通の課題について、通年実施している活動支援関連講座を8回（オンライン・オフライン）、PC 関連講座を8回（オンライン・オフライン）実施した。オンラインについては、「Google Meet」や「Zoom」等オンライン会議ツールを活用したリアルタイムの講座と、Youtube を活用した収録配信講座等を実施した。

参考：推進センターマネジメント講座「NPO 入門～知っておきたいNPO のこと～」

<https://www.youtube.com/watch?v=2MOXW6lZaI0>（現在非公開）

- | | |
|--------|-----------------------------|
| ①日時 | 年間 |
| ②場所 | 市民活動推進センター、市民活動プラザむつあい、Zoom |
| ③従事者人員 | 2名 |
| ④受益対象者 | 市民活動団体関係者・興味のある市民 |

ウ 地域版組織診断システムの運用

「組織診断ツール（自己診断シート「組織を支える17の視点」）」を活用した事業展開を進めた。「かながわボランティア活動推進基金21」を活用した(A)「非営利組織のための第三者組織評価業務」やツールの認知・普及を進めるために(B)及び(C)を行った。

A「セルフチェックによる組織課題の可視化と組織のリデザイン事業」

かながわボランティア活動推進基金 21 における 2020 年度ボランティア団体成長支援事業に応募し、採択される。17 の視点を活用し、市民活動団体（本事業の参加団体は「支援対象団体」と呼称）の現状をデータ化することで、団体に合わせた課題解決手法の提案など適切な伴走支援を行う他、必要に応じて第三者評価を受ける準備を支援する。

また、本事業は、中間支援組織（県内 NPO 支援センター）に協力をしていただき、運営団体との共同作業を行った。それにより、支援対象団体への伴走支援を通して支援ノウハウを学び、市民活動団体への活動相談対応のスキルアップを目指してもらう。

参考：協力サポーター一覧

おだわら市民交流センターUMECO	とつか区民活動センター
さがみはら市民活動サポートセンター	鎌倉市市民活動センター
ひらつか市民活動センター	事務局 ※担当地域外の団体支援のため

参考：支援対象団体等まとめ

支援対象団体一覧	伴走支援方針	伴走支援専門家
NPO 法人こころみ	中期プラン	藤沢市民活動推進機構 手塚 明美
NPO 法人小田原山盛の会	資金調達	藤沢市民活動推進機構 手塚 明美
ふらっとステーション・とつか	ボランティア意識	NPO 法人 CR ファクトリー 北本 若葉氏
NPO 法人横浜移動サービス協議会	組織のイメージ	NPO 法人男女共同参画おた 理事長 坂田 静香氏
ちゅうおうくらしねっと	業務分担	中小企業診断士 伊豫田 竜二氏
NPO 法人相模原こもれび	人材	さがみはら市民活動サポートセンター センター長補佐 大谷 聡穂氏
NPO 法人鎌倉広町の森市民の会	若い人の魅力	モデレーター 青木 志保氏
NPO 法人鎌倉てらこや	将来ビジョン	鎌倉市市民活動センター センター長 西畑 直樹氏
子ども学習支援グループ 須賀の寺子屋	意識の共有化	NPO 法人 CR ファクトリー 高橋 葉子氏
親と子の寺子屋 ふれあい自遊塾	業務分担	ひらつか市民活動センター センター長 坂田 美保子氏
神奈川骨髄移植を考える会	キャッチフレーズ	藤沢市民活動推進機構 手塚 明美

B「17 の視点」普及のための広報及び解説の実施

「(一社) ソーシャルコーディネートかながわ」主催事業「NPO 法人向け経営・資金調達セミナー 第 2 回目」における講師として 17 の視点の解説及び 17 の視点体験により作成した「集計結果表」の読み取り方の説明などを実施した。

C NPO に向けた組織診断の実施

上記 A にある「基金 21」事業における支援対象団体選考から落選した市民活動団体 2 団体（※）に対し自己診断シートの配布を配布。回収後、集計結果表と結果から読み取れる事項に関して、団体関係者への説明をメールや電話等で行った。

※NPO 法人ぜんしん、湘南いきいきリンパの会

- ①日時 A 年間、B 2021年2月12日、C 2020年11月頃
- ②場所 藤沢市市民活動推進センター、各組織事務所等
- ③従事者人員 5名
- ④受益対象者 診断実施団体、市民活動団体関係者、全国中間支援組織関係者

エ 市民活動団体等への財政支援による組織基盤強化事業

市民活動の財政的支援を目的に (A) 及び (B) を実施した。

A クラウドファンディングサイトの運営

市民活動の財政的支援を目的に、クラウドファンディングサイト「FAAVO 湘南」の運営と、「CAMPFIRE」「GoodMorning」での運営サポートを行い、9,106,020 円の資金調達を支援した。

コロナ禍といった喫緊の社会課題に対して何らかの解決を図ることや乗り越えようといった動きが様々な動きが全国各地でみられ、その影響もあつてか本年度の件数は 2 桁を超え、支援総額も昨年度に比べ 2.2 倍という成果となった。また 2021 年 6 月末をもって FAAVO というサービスが終了することから、2021 年 3 月より「CAMPFIRE パートナー」として事業を継続することとなった。NPO 等の活用事例も増えていることから、今後も支援ツールの一つとして確立されていくことを見込んでいる。

- ①日時 年間
- ②場所 支援団体の活動場所および事務所
- ③従事者人員 3名
- ④受益対象者 市民活動団体関係者、またその支援者、関心のある市民

参考：FAAVO湘南支援プロジェクト内訳

起案者	支援金額	達成率	支援者	開始	期限
さむかわ音楽ひろば	60,000	20%	21 人	2020/3/17	2020/4/15
鎌倉ボードゲームバー	0	0%	0 人	2020/4/6	2020/5/15
「コロナに負けない藤沢の店たち」実行委員	1,691,000	169%	178 人	2020/5/3	2020/6/1
おひさまのわプロジェクト	154,500	103%	39 人	2020/5/15	2020/6/30
地域でつながるワカモノ×NPO インターンシッププログラム サポートメンバー	275,000	28%	33 人	2020/8/1	2020/9/20

逗子海岸営業協同組合 クラウドファンディング実行委員会	1,162,000	39%	141 人	2020/8/4	2020/9/20
(N) ウェルフェアポート湘南	3,450,520	173%	356 人	2020/8/18	2020/9/29
二宮尊徳の会	327,000	93%	35 人	2020/12/12	2021/2/28
Knowledge Base	1,966,000	103%	18 人	2021/1/1	2021/2/18
農家レストランいぶき・いぶき農園	34,000	7%	7 人	2021/3/26	2021/4/30

B 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた団体への助成事業

2019年末からの世界的な新型コロナウイルスの感染症拡大に伴い、「NPOのためのウィズコロナ応援基金藤沢」事業として、活動の中止や縮小を余儀なくされた市民活動団体に対し助成を行った。寄附については個人寄附や寄付募集サイトの利用、株式会社伊藤園からのご寄附を活用させていただき、8団体に対し総額348,400円の助成を実施した。

参考：助成団体一覧

団体名	
鵠沼室内楽愛好会	藤沢家事介護 W.Co えんじょい
湘南アルゼンチンタンゴダンス同好会	NPO 法人森の仔じゅうがっこう
藤沢合唱団	NPO 法人自由創造ラボたんぼぼ
日本語こんぺいとう	湘南市民ワークショップ

オ 市民活動団体等への物品等の寄贈による活動支援事業

政府が配布した布マスクを不要な世帯から寄贈してもらい、需要が高い施設等に配布を行った。（収集枚数：約 3,000 枚、配布施設：11 施設）

- ①日時 2020年6月から2021年3月
- ②場所 法人事務所、フジサワラボ、協力団体活動場所等
- ③従事者人員 3名
- ④受益対象者 活動が困難になっているNPO・市民活動団体、介護施設や高齢者宅、児童施設の利用者及びスタッフ等

カ 災害復興活動団体への支援事業

各種イベント内での被災地製作製品等の頒布を通じて支援金をお預かりし、その資金を元に4台のPCを整備・再生を行った。また、「災害復興くらし応援・みんなのネットワークかながわ（通称「みんなかな」）※」との連携を進めている。

※神奈川県が大災害の被災地となったときに備え、被災者のくらしの復興をさまざまな団体が連携して長期に亘り支える仕組みをつくるため、県内で活動する3組織（（一社）ソー

シャルコーディネットかながわ、認定 NPO 法人市民セクターよこはま、認定 NPO 法人かながわ 311 ネットワーク）が主体となって進めている。

- | | |
|--------|-------------------|
| ①日時 | 年間 |
| ②場所 | 藤沢市市民活動推進センター |
| ③従事者人員 | 2名 |
| ④受益対象者 | 復興支援事業に興味がある団体と個人 |

キ 各種市民活動助成金審査会への参加協力

市民活動団体へ財政的支援を実施している組織への協力（審査会等への参加、アドバイス等）を行った。

- | | |
|--------|-----------|
| ①日時 | 年間 |
| ②場所 | 助成組織の事務所他 |
| ③従事者人員 | 4名 |
| ④受益対象者 | 各種助成組織（※） |

※参考：参加助成プログラム及び審査会等

- ・（公財）かながわ生き活き市民基金・大和証券フェニックスジャパン・プログラム
- ・タケダ・赤い羽根 広域避難者支援プログラム・中央ろうきん社会貢献基金
- ・平塚市、綾瀬市、相模原市、二宮町、鎌倉市、藤沢市

（２）市民活動および市民活動支援に関する調査研究・情報発信事業

ア 関連情報の収集と発信事業（藤沢市市民活動支援施設事業として実施）

本年度は、市民活動促進に関する情報を1,710件（※1）収集し、ホームページやメールマガジン等、様々な媒体を活用し、5,928件（※2）発信を行った。

引き続き、レディオ湘南（藤沢エフエム放送株式会社）の「palette～湘南ライフをあなた色に～」内において、当法人紹介番組「NPO café」による情報発信を行った。また、2016年度から放送が始まった本番組は通算250回を超えた。コロナ禍でスタジオではなく、ほとんど電話での出演となり、ゲストは音声を事前に録音・編集して放送を行った。

- | | |
|--------|-------------|
| ①日時 | 年間随時 |
| ②場所 | 情報の届く範囲 |
| ③従事者人員 | 10名 |
| ④受益対象者 | 市民活動に興味のある者 |

※1：収集情報数：1,710 件

※持込形態内訳

来館：227 件、郵便：1,266 件、庁内メール：157 件、FAX：6 件 Eメール：19 件
スタッフ持込：35 件

※情報形態内訳

団体 PR 153 件、発行物 974 件、イベント 532 件

ボランティア募集 12 件、NPO 支援情報(助成金等) 176 件、その他 39 件

※2：情報提供数：5,928 件

※内訳

情報ラック 918 件 掲示板 563 件 ファイリング 1,658 件 メールマガジン 382 件

HP(イベント情報) 518 件 情報クリップ 198 件(イベント情報、募集情報等)

市民活動コーナー 1,632 件(17 団体×年間 6 回×16 箇所(市民センター・公民館))

ウスイホーム(株) 発行情報誌への藤沢地区イベント情報提供 13 件

レディオ湘南「palette」による情報発信 46 回(※)

※法人自主事業紹介、市民活動団体紹介、市民活動支援施設事業紹介等

イ 市民活動・社会貢献活動に関する調査

①新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急アンケート（藤沢市市民活動支援施設事業として実施）

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、市民活動にどのような影響が及ぼされたのか、例えば、イベントやセミナーの中止による損失の状況等を把握すること。また、これを機に運営の工夫点などを可視化し、仕組みの拡充を図れるようにする。（回答数 33 件、調査はウェブフォームおよび調査票のダウンロードにより実施）

②with コロナ社会の市民活動状況調査（藤沢市市民活動支援施設事業として実施）

上記①を踏まえ、主に藤沢市内で活動されている市民活動団体が継続的かつ安心・安全に活動ができるよう、with コロナ社会への対応状況を明らかにするために実施した。（対象は、2020 年 11 月 5 日時点での「藤沢市市民活動支援施設の登録団体」414 団体と、「藤沢市内に主な事務所を置く NPO 法人」211 団体のうち、重複等を除く 529 団体）

※（3）ア-1 及び 2 指定管理施設（藤沢市市民活動支援施設）事業として実施

③市民活動支援に関する研究

他市 NPO 支援センターや（一社）ソーシャルコーディネートかながわへの職員出向により、藤沢で培った市民活動支援のノウハウ移転や市民活動支援に関する研究を行っている。

- | | |
|--------|--|
| ①日時 | ①2020年4月1日～4月30日（木）※3月15日（日）配布開始
②2020年11月10日（火）～2021年1月8日（金） ③年間 |
| ②場所 | ①及び②藤沢市内③逗子文化プラザ市民交流センター、かながわ県民活動サポートセンター9階アドバイザー相談窓口 |
| ③従事者人員 | 5名 |
| ④受益対象者 | 市民活動団体および市民 |

ウ 市民活動関連研修会への参加・出席・協力および視察受け入れ

市民活動支援力の向上に必要と思われる研修に年間13回参加した。また、インターンシッププログラムを3団体(※)受け入れた。

※(N)アズヴェール藤沢スポーツクラブ、障がいのアナ、（認N）藤沢市民活動推進機構

- | | |
|--------|-----------------------|
| ①日時 | 年間随時 |
| ②場所 | 藤沢市内 |
| ③従事者人員 | 5名 |
| ④受益対象者 | スタッフ、市民、中間支援組織、行政、企業他 |

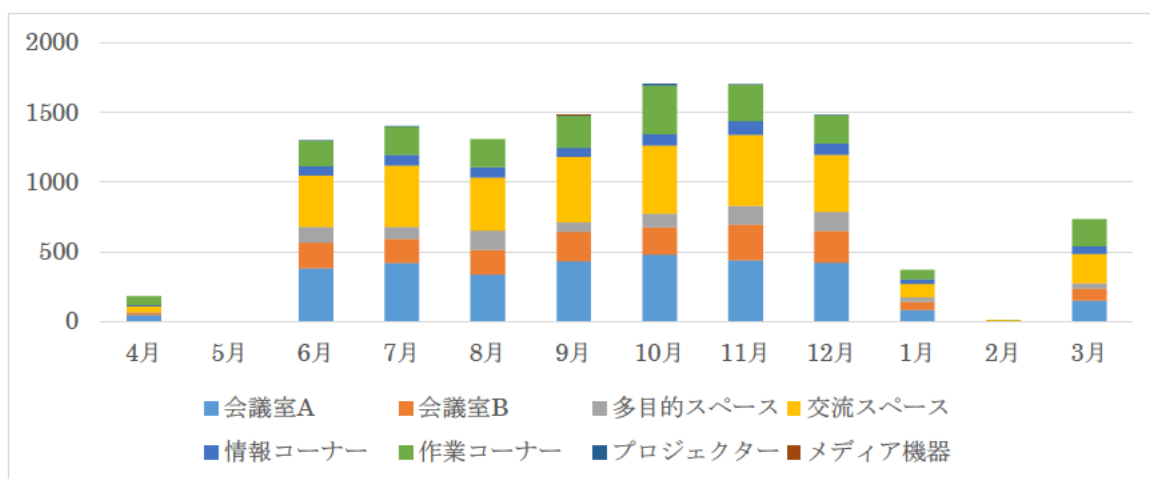
（3）市民活動を支援する施設の管理運営事業

ア-1 藤沢市市民活動支援施設 本館：藤沢市市民活動推進センターの管理運営

藤沢市における市民活動支援施設を指定管理者として管理運営を行った。2018年4月1日から2023年3月31日までの5事業年度にわたり、当団体が指定管理者に指定されており、今年度は3年目の管理運営となる。本書冒頭のコメントにある通り、2度の休館期間がある中でも印刷代行等の支援サービスを展開した。

主な業務内容：施設管理業務・団体登録業務・会議室貸出・フロア管理・作業機材管理・ロッカー貸出・レターケース管理・活動団体データベースの作成・活動相談業務・サポートクラブの管理運営・掲示版・配架ラックの整理・行政との調整及び報告（下記表は人数）

- | | |
|--------|-------------------------------|
| ①日時 | 年間（開館212日） |
| ②場所 | 市民活動推進センター |
| ③従事者人員 | 15名 |
| ④受益対象者 | 公益的な市民活動を行っている、又は興味のある団体および個人 |



藤沢市市民活動推進センター利用者数及び件数

年間延利用者数：11,361人 1日利用平均人数：53.59人

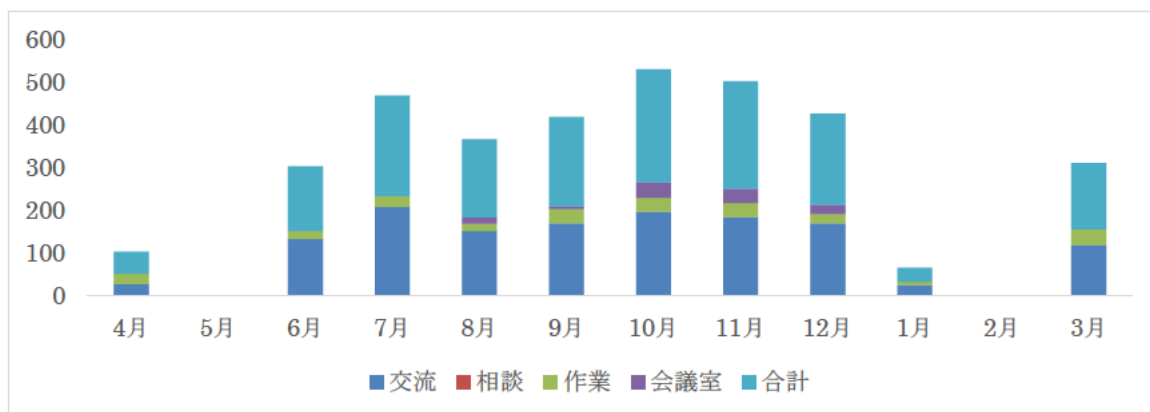
年間利用件数 ：4,219件 1日利用平均件数：19.90件

ア-2 藤沢市市民活動支援施設 分館：市民活動プラザむつあいの管理運営

上記「ア」同様に藤沢市市民活動支援施設分館の施設管理運営を行う。休館期間中の対応や利用者の制限については本館と同様である。

主な業務内容：施設管理業務・団体登録業務・フロア管理・作業機材管理（下記表は人数）

- ①日時 年間（開館 210 日）
- ②場所 市民活動プラザむつあい（六会市民センター 2階）
- ③従事者人員 5名
- ④受益対象者 公益的な市民活動を行っている、又は興味のある団体および個人



市民活動プラザむつあい利用者数及び件数

年間延利用者数：1,754人 1日利用平均人数：8.35人

年間利用件数 ：965件 1日利用平均件数：4.60件

イ シェアオフィス事業（寿ビル 301 号室）

共同オフィス機能を有した施設管理運営業務により、当団体の他、株式会社 1 団体、一般社団法人 1 団体、NPO 法人 2 団体、その他 2 団体が入居して活動をしている。

- ①日時 年間
- ②場所 藤沢市内
- ③従事者人員 2 名
- ④受益対象者 団体（営利・非営利問わず）および市民

ウ レンタルスペース事業（寿ビル 201 号室：フジサワラボの管理運営）

コロナ禍において公共施設では対応できない時期があり、団体の活動の場の提供に運営を行った。フジサワラボ使用申込書を作成し、スムーズな貸館運営を目指した。

賃貸料に匹敵する収入はなく、今後の管理に力を発揮できるように努めたい。また機構独自企画によるイベント等も検討したが、コロナ下での会場参加型を断念した。

（利用団体 17 団体、利用件数 237 件 ※使用件数は前年度比 7.65 倍）

- ①日時 年間
- ②場所 藤沢市内
- ③従事者人員 3 名
- ④受益対象者 市民活動を行っている者・興味のある者および一般市民

（４）市民活動の普及啓発および推進事業

ア イベント等プロデュース事業

本年度は感染症予防の観点からイベントが中止となるケースが増えたが、代替としてオンラインでのイベント実施が主流になってきたことから、各種イベント等の企画へ参画し、市民参加の推進を図った。その結果、ボランティアやインターンとして主に学生や20代の社会人を中心とした世代への新たな機械提供として、述べ55人の地域参画をサポートした。

- ①日時 年間
- ②場所 藤沢市内および近隣
- ③従事者人員 3 名
- ④受益対象者 まちづくりに興味関心ある一般市民

参考：参画事業内訳

イベント名	日付	ボランティア数
お話のプロが教える「絵本の音読」 @メールでご案内を送信	毎月第3木曜日	24名
～ビッグウェーブ再集結！～1年前オンラインまつり @オンライン配信	2020年7月23日（木・祝）	2名
プラザdeカフェ バナナ農家の暮らしを知る	2020年8月18日（火）	4名
カカオ栽培から見える世界の流れ	2020年10月3日（土）	2名
湘南ふじさわジャズミーティング	2020年11月7日（土）	7名
クリスマスオンライン交流会 2020	2020年12月20日（日）	2名
みんなの歌をひとつに～オンライン録音会～	2021年1月30日（土）	6名
フジサワアイデアソン～ポストコロナの子どもを取り 巻く環境を考える～	2020年3月18日（木）	5名
社会を知るためのワカモノ×NPO インターンシッププ ログラム成果発表会	2021年3月20日（土）	3名

イ サポートクラブの運営

幅広い市民の力を結集する仕組みとしてサポーター制度を構築し、事務局運営を行った。コロナ禍の中、サポーターの関心低下等を抑制するため、2020年7月より「サポートクラブレター」を毎月発行、同年11月28日に交流会「みんな今何している？」を開催した。

また、藤沢市役所本庁舎や湘南台駅地下通路における市民活動団体の紹介パネル展示の作業補助や、支援施設主催の各講座等への参加や記録補助を行った。

サポートクラブ独自企画として、藤沢で活躍するワカモノへの活動支援のため、書き損じハガキ寄贈による寄付活動（ハガキ収集や集計作業含む）「はがきプロジェクト」を行い、495枚のハガキを換金することで21,645円を寄付した。

※サポーター133名、アドバイザー28名（2021年3月31日現在）

- ①日時 年間
- ②場所 藤沢市内
- ③従事者人員 3名
- ④受益対象者 市民活動を行っている、又は行おうとする市民

ウ ボランティアやインターンの積極的な受入および受入協力団体の育成事業（藤沢市市民活動支援施設事業として実施）

市民の市民活動参加意識の促進を目的として、A. 「地域でつながるワカモノ×NPO インターンシッププログラム 2020」を行った。また、前年に引き続き、B. 藤沢市市民活動推進センター等でのインターン受入事業を実施している。

A「地域でつながるワカモノ×NPO インターンシッププログラム」の事務局運営を行った。（参加団体：3 団体、ワカモノインターン：8 名）

高校生・大学生・専門学生・大学院生からインターン（※）を募集し、約 5 か月間継続的に責任を持って NPO の活動に参加するインターンに対し、活動奨励金を助成する。

この経験を通じて、将来地域で行う公益的市民活動を担う人材が育成されること、そして地域の NPO における組織基盤の強化が進むことを期待して実施した。なお、本年度は藤沢市市民活動推進センター協力のもと事業を実施し、オンラインを中心に取り入れて行った。

※高校生：35 時間以上（上限 80 時間）、ワカモノ：55 時間以上（上限 100 時間）

B 藤沢市市民活動推進センター等でのインターン受入事業

学生：6 名（神奈川大学、多摩大学、日本大学、大妻多摩中高）

LITALICO ワークス（横浜戸塚を経由して藤沢や横浜など近隣センターから受け入れ）

受け入れ 3 名 説明会 3 名

おしごとチャレンジ藤沢（運営：(N) ドリームエナジープロジェクト）1 名

- | | |
|--------|--|
| ①日時 | 年間 |
| ②場所 | 藤沢市市民活動推進センター、藤沢市市民活動プラザむつあい、
各市民活動団体の活動場所等 |
| ③従事者人員 | 10名 |
| ④受益対象者 | 市民活動団体関係者・興味のある市民 |

エ かながわ人生 100 歳時代ネットワーク連携事業

定年後のセカンドライフに市民活動の普及や周知は欠かせない。神奈川県では行政、大学、企業、NPO 等が情報を共有・協働するネットワークを構築し、当団体はメンバーとして活動をしている。2020 年度は「この指とまれプロジェクト※」がスタートした。※メンバーがプログラムを企画・提案し、そこにメンバーが協力しプログラムを実施している。

当団体は「現役世代が働きつつも可能な地域活動のスタートアップ研修」の企画と実施を提案し、2018 年度と 2019 年度の 2 年間、県内のモデル企業で実証した支援プログラムをベースに、「参加企業の CSR 部門等と協働した参加団体に適合する研修プログラム」を作成した。本企画は県 HP にて公開され企業等からの申込を随時実施している。

- | | |
|--------|-------------------------|
| ①日時 | 年間 |
| ②場所 | 団体事務所等 |
| ③従事者人員 | 2名 |
| ④受益対象者 | 一般市民、地域活動に興味関心のある企業関係者等 |

オ 社会貢献活動の推進および支援事業

前年度に引き続き、社会の利益に資する活動をするものに対し研修事業等の支援を目的に、「六会人材センター（※）運営事業（六会地区郷土づくり推進会議業務委託事業）」を実施した。※地域の中の課題を共に考え、お困りごとを地域の人たちの協力により解決策を探り進めることで、地域市民の交流を図り市民意識の活性を目指す活動。2020年度はコロナ感染対応のため電話やメールでの相談、登録対応を中心に進めた。また、「市民活動プラザむつあい」と連携し活動紹介を実施した。

※2020年度実績：団体登録1件増、サポーター登録者11名増、依頼案件17件、マッチング15件（うち不成立2件含む）、派遣延べ人数250名

- | | |
|--------|------------------------|
| ①日時 | 年間 |
| ②場所 | 藤沢市内 |
| ③従事者人員 | 3名 |
| ④受益対象者 | 社会貢献活動を行うもの、又は行おうとするもの |

カ 農福連携マッチング等支援事業

障がい者の就労機会の確保・工賃向上、農業の担い手の確保という課題解決のために農福連携の推進が必要であることから、神奈川県は地域の中間支援組織と協働で農福連携コーディネーター（以下、コーディネーター）養成事業を実施している。（3年間の時限事業の初年度）藤沢地区においては当団体が本事業を担っている。

業務内容：コーディネーター人材育成研修講座、先進事例視察スタディツアーの実施、障がい福祉サービス事業所・社会福祉法人・障がい者を雇用する企業等と、農業者とのマッチングの場づくり、マッチング成立後のコーディネーターの派遣に関する事務

※養成講座修了生 18 名。初年度マッチング成立件数は無かったが、今後に向けて名簿の作成や関連情報の収集のため藤沢市農水課協力のもと、市内事例調査等を実施している。

- | | |
|--------|---|
| ①日時 | 2020年4月1日～2021年3月31日 |
| ②場所 | 湘南台公民館、フジサワラボ、プロ雅農園、元気もりもり山森農園、にこにこ農園（農作業委託：（N）さんわーくかぐや）、相原農場 |
| ③従事者人員 | 4名 |
| ④受益対象者 | 農福連携に興味関心のある福祉作業所や農家、一般市民等 |

キ 関連委員会、審議会への参加

市民活動の理解を促進することを目的に、藤沢市をはじめ、各行政機関の設置する市民活動関連委員会・審議会(※)に参加協力した。

- ①日時 年間
- ②場所 会議等開催場所
- ③従事者人員 4名
- ④受益対象者 一般市民

※参考：関連委員会・審議会等

- 全国
 - ・民間 NPO 支援センター・将来を展望する会
 - ・「新型コロナウイルス」NPO 支援組織社会連帯 (CIS)
 - ・ICT 支援者ネットワークミーティング
- 神奈川県・神奈川県支援施設 CEO ミーティング
 - ・神奈川県内認定・指定ゆるやかなネットワーク
 - ・地域ボランティアエアポート連絡会
 - ・かながわ人生 100 歳時代ネットワーク会議
- 藤沢市
 - ・藤沢市市民活動推進委員会
 - ・藤沢市シティプロモーション委員会
 - ・藤沢市情報公開制度運営審議会
 - ・藤沢市生涯学習大学評議会
 - ・藤沢市ワークライフバランス会議
 - ・未来につなぐ東京オリンピック・パラリンピック藤沢市支援委員会
 - ・上記支援委員会内ボランティア等市民参加推進部会
 - ・公益財団法人藤沢市まちづくり協会評議委員会
 - ・湘南東部地区福祉有償運送市町共同運営協議会
 - ・藤沢市社会教育委員会
 - ・藤沢市生涯学習推進委員会
 - ・藤沢市青少年育成委員会
 - ・北部各地区郷土づくり推進会議
 - ・藤沢市青少年問題協議会
 - ・藤沢市民まつり実行委員会
- 他市等
 - ・(仮称)鎌倉市市民活動推進条例検討会
 - ・横須賀市市民協働審議会
 - ・座間市市民参加審議会
 - ・綾瀬市市民活動推進委員会
 - ・新宿区市民協働拡大委員会
 - ・NPO インターンシップラボ実行委員会

(5) 市民参加によるまちづくり推進事業

ア 多様なセクターの協働によるまちづくり推進事業（藤沢市市民活動支援施設事業として実施）

個人・非営利組織・営利組織問わず、社会の利益に資する活動をするものの仲介を実施することで協働を推進し、まちづくりの推進に寄与した。

仲介者として「協働コーディネーター」を2名設置し、市民活動団体と様々な主体が相互に協調・連携して地域課題の解決への取り組みができるよう、コーディネーションを行った。協力先の開拓(通年)、団体のマッチングと調整(計12回)、事業計画策定の支援(計2回)と、ミライカナエル活動サポート事業の協働コースに係る選考・審査の支援を行った。

(委託事業名：ミライカナエル活動サポート事業コーディネート業務委託)

企業との相談・アドバイスをを行った他、ウスイホーム（株）の発行している情報誌への藤沢地区の情報提供や、(株)伊藤園とのチャリティベンダー(社会貢献型自動販売機)設置サポートは継続して行っている。

- | | |
|--------|------------------------|
| ①日時 | 年間 |
| ②場所 | 藤沢市内および近隣 |
| ③従事者人員 | 4名 |
| ④受益対象者 | 社会貢献活動を行うもの、又は行おうとするもの |

イ 地域グループ支援事業

藤沢市高齢者の通いの場事業として「みんなのサロン ゆくり庵」を運営し、様々なプログラムや講座を通して地域の活性化と高齢者がいきいきと暮らせるよう活動を続け、年間延べ352名の利用があった。2020年度も新型コロナウイルスにより閉所せざるを得ない時が続き、2020年4月から6月までは閉所。7月から12月までは時間を短縮するなど、感染予防対策を徹底し開所出来たが、2021年1月より3月迄再び閉所の指示が出た。閉所中でも利用者同士やスタッフと繋がれる様に「Zoom」や「LINEの使い方」等の講座を実施した。なお、藤沢市の事業見直しを鑑み、検討を重ねた結果、2020年度でゆくり庵事業は終了することとなった。

- | | |
|--------|---------------------------|
| ①日時 | 年間（開所日数82日） |
| ②場所 | 藤沢市藤沢644番地 |
| ③従事者人員 | 6名 |
| ④受益対象者 | 市民活動を行っている者・興味のある者および一般市民 |

ウ 「2020 応援団 藤沢ビッグウェーブ」 運営事業

オリンピック・パラリンピックを藤沢から盛り上げる「2020 応援団 藤沢ビッグウェーブ」の運営を行った。事務局運営の他、情報発信(LINE:51 回、メルマガ:41 回、広報誌:3 回)、団員企画の活動サポート(全 13 回)、サポーターズミーティングの開催(全 6 回)、応援団イベント・参加型キャンペーンの実施(全 2 回)、応援団オリジナルのガイドブック作成等の活動を行った。(委託事業名:「2020 応援団 藤沢ビッグウェーブ」事務局運営等業務委託)

- | | |
|--------|-----------------------|
| ①日時 | 年間 |
| ②場所 | 団体事務所、各イベント会場等 |
| ③従事者人員 | 5名 |
| ④受益対象者 | 一般市民、公益的な市民活動を行っている団体 |

エ イベント等参加支援事業

他セクターとの協働を促進し、市民活動の普及を図ることを目的に、藤沢市内でのイベントを中心に参加支援を行った。

藤沢市民まつりや市内商店会に協力し「Go To 商店街」などに参画し、市民活動団体への参加機会提供に動いたが、緊急事態宣言の影響により中止や延期となった。その代替として、活動のPR動画を制作・披露する機会を作り、市民活動団体15体のPR支援を実施した。

- | | |
|--------|---------------|
| ①日時 | 年間 |
| ②場所 | 藤沢市内および近隣 |
| ③従事者人員 | 2名 |
| ④受益対象者 | 市民活動団体およびその関係 |

3 その他

ア 会議の開催(総会・理事会等)

理 事 会 : 2020 年 5 月 2 日 (土) Zoom (オンライン)

2020 年 6 月 27 日 (土) フジサワラボ及び Zoom (オンライン)

通常総会 : 2020 年 6 月 27 日 (土) フジサワラボ及び Zoom (オンライン)

2021（令和3）年度 事業報告書

法人の名称 特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構

1 事業の総括

（1）市民活動の発展と継続のための支援事業

市民活動支援には「活動の場・機材・情報」が必要不可欠であるとの思いから、「藤沢市市民活動支援施設（市民活動推進センター及び市民活動プラザむつあい）」の管理運営を行っています（指定管理者4事業年度目）。施設に関する大きなトピックとして、推進センター開設20周年、プラザむつあい開設5周年という節目の年ということと支援施設ウェブサイトのリニューアルという2点が挙げられます。

20周年記念イベントとして「被災地復興から考えるポストコロナの地域社会」を2021年12月18日に実施したほか、特設サイトを設置しました。2021年は東日本大震災から10年という区切りの年でもあり、活動する地域での大規模災害における市民活動の役割を考える機会として実施しました。特設サイトでは、登録団体の紹介動画や、写真による支援施設の振り返り、頂いたお祝いのお言葉の掲載など、改めて施設に親しみを持っていただけるように企画しました。

また、2021年11月より支援施設ウェブサイトをリニューアルしました。従前分かれていたセンター・プラザの各サイトを統合することで閲覧者側の便宜を図ったほか、デザインもスマートフォン等で閲覧しやすいように一新しました。なお、データベース等一部機能については回収を次年度に持ち越し、旧サイトの機能を使用しています。

昨年度と同様に新型コロナウイルス感染症の影響がありました。拡大状況や政府からの緊急事態宣言発表等を受け、推進センターで2021年5月12日から10月24日までの期間、会議室の定員制限および、利用時間を短縮しての開館となりました。また、2022年1月21日～3月21日までの期間において両施設とも会議室定員を制限しました。企画事業の進め方や利用者数等において、コロナ禍の影響を大きく受けた1年であったといえます。

次年度は指定管理期間5事業年度の最終年となります。NPOを取り巻く環境が日々変化していく中、NPOだからこそ必要な支援について検討するとともに、地域貢献・社会貢献の取り組み同士をつなげていきます。多様な実施主体が相互に影響しながら取り組みを広げていくことで、地域に新たな価値が生み出されやすい環境づくりを進めます。

市民活動支援施設と同じく場の提供事業である「貸会議室『フジサワラボ』（当団体入居ビルの別階）」については、新型コロナウイルスにより市民活動支援施設や公民館等の行政施設、近隣の民間貸会議室が利用制限されていることを受け事業を継続しました。一定の利用料収入はある一方、事業維持に向けた収益化については見通しが立っていないため、2020年度通常総会において方向性を示した通り、ゆるやかな事業終了に向けて調整を進めています。

なお、今年度は「市民活動団体等への事業継承支援事業」を新たにスタートしました。これからの市民活動は、必然的に世代交代や後継者を内部で探すことに限界を迎えてくると考え、事業の引継ぎに関するノウハウを学ぶべく同課題に取り組んでいるマッチングプラットフォーム「relay（リレイ）」のパートナー団体として参画しました。ここで得たノウハウを市民活動へ還元することを目指します。今年度は事業開始にあたり、パートナー参画に加え、事業承継支援に向けて情報の収集を行いました。

（２）市民活動への参加機会の拡充を図る支援事業

当団体では、若者・現役世代・シニア世代等様々な層への市民活動参加機会の提供を行っています。特に、学生等に向けた NP0 へのインターンシップ（事業名「地域でつながるワカモノ×NP0 インターンシッププログラム」）は 8 年目を迎えました。毎年、プログラムの最後にはワカモノの活動の成果を発表する場として成果発表会を開催していますが、プログラム参加者であるワカモノや企画に関わっているサポートメンバー（ワカモノ OB0G）からの要望があり、昨年引き続き対面とオンライン（Zoom 配信）を取り入れたハイブリッド型にて実施しました。

今年度は「自分なりの価値観を育む」をコンセプトにプログラムを運営していたので、ワカモノ自身が活動を通して「また参加したい」「主体性を持って自分事として考えられるようになりたい」と意欲を持ってくれたことはプログラムのひとつの成果だと考えています。今後はプログラムをさらに展開させた内容で複数の助成金に申請するなど、時代に合わせて継続していくための手段や資金調達の方法を模索しています。

「東京オリンピック・パラリンピック」を藤沢から盛り上げる「2020 応援団 藤沢ビッグウェーブ」運営事業において登録された市民（応援団員）に対し情報発信や活動のサポートを行うことで市民活動への種まきを行いました。大会終了後もレガシーとして設置されたボランティア募集・応募サイト「チーム FUJISAWA2020」の周知も含め、当団体が担ってきた役割は大きいと考えています。

（３）非営利組織の評価に関する研究と、自己診断による支援事業

「組織診断ツール（自己診断シート「組織を支える 17 の視点」）」を活用した事業展開を進めるべく、神奈川県助成事業「かながわボランティア活動推進基金 21」の 2021 年度ボランティア団体成長支援事業に応募し選定されました。（委託事業 2 年目）

昨年度と同様に支援対象である市民活動団体に加え、地域の中間支援組織（NPO 支援センター）にも参加・協力いただくことで、活動相談等のスキルアップの機会としても行っており、両輪の支援を行うことで地域の支援力のボトムアップを計っています。

今年度は自己診断シート集計後に作成する「集計結果表」の自動作成ツールの中間支援組織への配布や、同表の読み取り方を記した「解説事例集」の制作等を進め、助成事業終了後の各組織における自走化に向けた準備をしました。事業終了後も本事業にご協力いただいた県内中間支援組織との繋がりを維持していきたいと考えています。

（４）法人設立 20 年を迎えて

当団体は『市民が「いきいきと過ごすことのできる街」を創ること』を目指し1998年に設立し、2001年に法人登記をしました。設立時より藤沢のまちづくりを進めるべく、中間支援組織として市民活動団体の自立化及び活動支援等様々な市民活動支援事業を展開してきました。

各事業が藤沢や時代に必要なものと考え、バランスを取りながら事業を進めてきましたが、事業規模が大きくなるにつれ、組織基盤たる各種規程類の整備が追い付いていない状況や収支の不均衡が目立つようになり、併せて資金調達に苦慮する時期もある等、今後の事業展開を図る上で基盤強化や中長期目標について考えることが必要になりました。

そこで2022年度以降の活動に向けて、現場職員による既存事業の強化や事業の新規展開について考えるワーキンググループが発足し中長期活動について協議が行われました。中長期の活動方針が示されることで、限りある人材・財源の中で、人材の育成や事業の選択や集中を図ることで効率的な事業展開に結び付けられるようにしたいと考えています。

本事業報告書では、各団体の法人格は、略称で表記しています。

(NPO法人)	-----	特定非営利活動法人	(認定NPO法人)	---	認定特定非営利活動法人
(公財)	-----	公益財団法人	(一財)	-----	一般財団法人
(一社)	-----	一般社団法人	(独行)	-----	独立行政法人
(有)	-----	有限会社	(株)	-----	株式会社

事業の内容

(1) 市民活動団体等の組織運営および活動支援に関する事業

ア 市民活動団体等への団体交流の場の提供（藤沢市市民活動支援施設事業として実施）

参加者同士のネットワークの促進を図った交流機会の提供として、「市民活動推進センター20周年イベント 被災地復興から考えるポストコロナの地域社会」や「フジサワアイデアソン～ポストコロナの子どもを取り巻く環境を考える～」、「子どもを取り巻く環境を考える～フジサワアイデアソン アフター～」、プラザでの交流機会事業「プラザdeカフェ」等、合計9回開催した。

- | | |
|--------|---|
| ①日時 | 年間 |
| ②場所 | 市民活動推進センター、市民活動プラザむつあい、六会公民館、Zoom（オンライン）、藤沢市湘南台文化センター市民シアター |
| ③従事者人員 | 7名 |
| ④受益対象者 | 市民活動団体関係者・興味のある市民 |

イ 市民活動団体等の活動における共通課題に関する研修会の開催（藤沢市市民活動支援施設事業として実施）

市民活動団体の活動における共通の課題について、「あなたのまわりのSDGs」、「ボランティアマネジメント」、「団体のYouTubeチャンネルを作ろう!」、プラザでの学習機会事業「プラザde学ぶ」、「連続講座 志塾ふじさわ2021」等活動支援関連講座を14回（オンライン・オフライン）、PC関連講座を8回（オフライン）実施した。

- | | |
|--------|-----------------------------|
| ①日時 | 年間 |
| ②場所 | 市民活動推進センター、市民活動プラザむつあい、Zoom |
| ③従事者人員 | 6名 |
| ④受益対象者 | 市民活動団体関係者・興味のある市民 |

ウ 地域版組織診断システムの運用

「組織診断ツール（自己診断シート「組織を支える17の視点」）」を活用した事業展開を進めた。「かながわボランティア活動推進基金21」を活用した（A）「非営利組織のための第三者組織評価業務」やツールの認知・普及を進めるために（B）及び（C）を行った。

（A）「組織のリデザイン支援プログラムノウハウ移転事業」

かながわボランティア活動推進基金21における2021年度ボランティア団体成長支援事

業に応募し採択される（2年目の事業）。17の視点を活用し、市民活動団体（「支援対象団体」と呼称）の現状をデータ化することで、団体に合わせた課題解決手法の提案など適切な伴走支援を行う他、必要に応じて第三者評価を受ける準備を支援する。

昨年度に引き続き、県内中間支援組織に協力していただき、運営団体との共同作業を行った。それにより、支援対象団体への伴走支援を通して支援ノウハウを学び、市民活動団体への活動相談対応のスキルアップを目指すことや、本事業終了後もセルフチェック方法を継続して活用するためのノウハウ本として、2年間の蓄積データを活用した「解説事例集」を制作した。

参考：協力サポーター一覧

おだわら市民交流センターUMECO	とつか区民活動センター
さがみはら市民活動サポートセンター	鎌倉市市民活動センター
ひらつか市民活動センター	ほどがや市民活動センターアワーズ
藤沢市市民活動推進センター/藤沢市市民活動プラザむつあい	

参考：支援対象団体等まとめ

支援対象団体一覧	伴走支援方針	伴走支援専門家
(NPO 法人)小田原なぎさ会	コミュニケーション	(NPO 法人)藤沢市民活動推進機構 手塚 明美、生田 光弘
(NPO 法人)みんなのお箸プロジェクト	組織の目的	(NPO 法人)男女共同参画おおた 坂田 静香氏 デザイナー 永井 裕子氏
ラブリーなせ	活動持続の方策や手段	(NPO 法人)男女共同参画おおた 坂田 静香氏 デザイナー 永井 裕子氏
相模原誘導グループ ささの会	問題点の見える化	中小企業診断士 伊豫田 竜二氏
相模原 柴胡の会	運営の継続性	中小企業診断士 伊豫田 竜二氏
(NPO 法人)不登校・発達支援ネットワーク Seeds APP	資金調達	(NPO 法人)日本ファンドレイジング協会 大石 俊輔氏
いろんなカタチ鎌倉	活動に関わるメンバー	(有)1 ミリ 古谷 聡氏
(NPO 法人)ひらつかエネルギーカフェ	組織の目的・中期目標	(NPO 法人)NPO サポートセンター 松本 祐一氏
(NPO 法人)こらぼネット・かながわ	コミュニケーション	逗子文化プラザセンター副館長 小林 由高氏
(NPO 法人)子ども支援センターつながぐ	ボランティアマネジメント	Act for Child 伊吾田 善行氏

(B) 「17 の視点」普及のための広報及び解説の実施

基金21の協力サポーターである「とつか区民活動センター」主催事業のスキルアップ連続講座第1回目における講師として17の視点の解説や自己診断の必要性等の講義を行い、回答シートの配布を行った。

(C) NPO に向けた組織診断の実施

上記Bに関連し、連続講座第1回目の後に回収した回答シートより集計結果表を作成。結果から読み取れる事項に関して、講座2回目において団体関係者への説明と改善点の確認や対応策についてアドバイスを行った。

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| ①日時 | (A) 年間、(B) 2021年7月10日、(C) 2021年10月17日 |
| ②場所 | 各組織事務所等、Zoom、とつか区民活動センター |
| ③従事者人員 | 5名 |
| ④受益対象者 | 診断実施団体、市民活動団体関係者、全国中間支援組織関係者 |

エ 市民活動団体等への財政支援による組織基盤強化事業

市民活動の財政的支援を目的に、「CAMPFIREパートナー」としてプロジェクトの紹介や企画及び実施、終了まで起案者のサポートをしており、2021年度は9,537,399円の資金調達を支援した。（「FAAVO湘南」としてクラウドファンディングの支援事業を行ってきたが、2021年度より「CAMPFIREパートナー」へと名称が変更した）

今年度も引き続き支援総額が前年度比105%と増加する結果となった。地域版という意味合いは薄れつつあるが、対面でのクラウドファンディング支援というのは一定の需要があることが（講座の参加率や講師依頼の件数などからも）見えてきた。その反面、NPO等の支援ツールとしては、継続寄付等に特化した新しいサービスも定着してきており、資金調達におけるツールの選択肢の多様化といった傾向が出てきている。市民活動団体にとっては何を選ぶかが重要視されることから、その点での相談や伴走支援が今後取り組むべき課題と考えている。

- | | |
|--------|---------------------------|
| ①日時 | 年間 |
| ②場所 | 支援団体の活動場所および事務所 |
| ③従事者人員 | 3名 |
| ④受益対象者 | 市民活動団体関係者、またその支援者、関心のある市民 |

参考：支援プロジェクト内訳

起案者	支援金額	達成率	支援者	開始	期限
農家レストランいぶき・いぶき農園	34,000	7%	7人	2021/3/26	2021/4/30
(NPO法人)アズヴェール藤沢スポーツクラブ	1,326,000	132%	95人	2021/6/1	2021/6/25
(株)ペットセレモニーウェイビー	3,801,000	126%	325人	2021/4/24	2021/6/24
SMILE Bridge	231,160	23%	40人	2021/4/23	2021/5/9
SMILE Bridge	86,420	27%	21人	2021/5/14	2021/5/24
(株)サン・ライフサービス	1,404,280	35%	161人	2021/6/25	2021/7/31
SDGs マルシェ実行委員会	195,000	32%	24人	2021/9/24	2021/10/25
(株)カヤック「まちの社員食堂」	1,370,539	137%	126人	2021/9/24	2021/10/6
(NPO法人)フードバンク湘南	856,500	42%	76人	2021/10/26	2021/11/30
フジサワキカク	232,500	232%	82人	2022/2/22	2022/3/9

オ 市民活動団体等への物品等の寄贈による活動支援事業

政府が配布した布マスクを不要な世帯から寄贈してもらい、需要が高い施設等に配布を行った。（収集枚数：約1,000枚、配布施設：3施設）

- ①日時 年間
- ②場所 法人事務所、フジサワラボ、協力団体活動場所等
- ③従事者人員 3名
- ④受益対象者 活動が困難になっているNPO・市民活動団体、介護施設や高齢者宅、児童施設の利用者及びスタッフ等

カ 災害復興活動団体への支援事業

被災地で活動する団体及び地域の市民活動団体等にパソコンを寄贈している。寄附していただいた多くのパソコンを寄附金活用により整備・再生しており、寄贈申請があった2団体に対し計3台のノートパソコンを寄贈することができた。また、神奈川県が大災害の被災地となったときに備え「災害復興くらし応援・みんなのネットワークかながわ（通称「みんなな」）（※）」との連携・情報共有を行っている。

※県内で活動する3組織（（一社）ソーシャルコーディネートかながわ、（認定NPO法人）市民セクターよこはま、（認定NPO法人）かながわ311ネットワーク）が主体となり被災者のくらしの復興をさまざまな団体が連携して長期に亘り支える仕組みづくりをしている。

- ①日時 年間
- ②場所 藤沢市市民活動推進センター
- ③従事者人員 3名

- ④受益対象者 復興支援事業に興味がある団体と個人

キ 市民活動団体等への事業継承支援事業

これからの市民活動は、必然的に世代交代や後継者を内部で探すことに限界を迎えてくると考え、事業承継に取り組むスキームを構築すべくマッチングプラットフォーム「relay（リレイ）（※）」のパートナーとして参画することで、ここで得たノウハウを市民活動へ還元できることを目指している。

今年度は事業開始にあたり、パートナー参画のほかは目立った動きはないが、事業継承支援に向けて情報の収集を行った。

※後継者募集企業と継業希望者をつなぐ仕組み。「誰が」「どこで」「どんな事業の」後継者を募集しているか公開し、共感をベースにしたオープンな事業承継体験を提案するウェブサイト

- ①日時 年間
②場所 法人事務所、藤沢市市民活動推進センター
③従事者人員 2名
④受益対象者 市民活動団体

ク SAVE JAPANプロジェクト(希少生物保護活動団体支援プロジェクト)

「損害保険ジャパン(株)(東京都)」と「(認定NPO法人)日本NPOセンター(東京都)」との協働事業で、希少生物が生きやすい環境を作る活動を全国で展開している「Save Japan プロジェクト」の神奈川地区実施事業として実施。(委託事業)

小田原で活動されている「めだかサポーターの会」によるメダカ保全活動をおだわら市民交流センターUMECOを運営している「(NPO法人)市民活動を支える会」とともに支援している。2021年10月23日(土)にめだかの住みかとなる田んぼの保全として「みんなで稲刈り大作戦」を開催、129名が参加した。また、めだか保全の啓発として、稲刈り大作戦の様子をまとめた動画を作成し、一般に公開した。

- ①日時 年間 ※2021年10月から2022年9月まで
②場所 支援団体の活動場所
③従事者人員 2名
④受益対象者 公益的な市民活動を行っている団体と参加市民

ケ 各種市民活動助成金審査会への参加協力

市民活動団体へ財政的支援を実施している組織への協力(審査会等への参加、アドバイス等)を行った。

①日時	年間
②場所	助成組織の事務所他
③従事者人員	4名
④受益対象者	各種助成組織（※）

※参考：参加助成プログラム及び審査会等

- ・（公財）かながわ生き生き市民基金・大和証券フェニックスジャパン・プログラム
- ・中央ろうきん社会貢献基金・平塚市、綾瀬市、相模原市、二宮町、鎌倉市、藤沢市

（２）市民活動および市民活動支援に関する調査研究・情報発信事業

ア 関連情報の収集と発信事業（藤沢市市民活動支援施設事業として実施）

本年度は、市民活動促進に関する情報を1,863件（※1）収集し、ホームページやメールマガジン等、様々な媒体を活用し、8,829件（※2）発信を行った。

①日時	年間随時
②場所	情報の届く範囲
③従事者人員	10名
④受益対象者	市民活動に興味のある者

※1：収集情報数：1,863件(前年比108.95%)

・持込形態内訳

来館：301件、郵便：1,295件、庁内メール：195件、FAX：1件、Eメール：37件、
スタッフ持込：34件

・情報形態内訳

団体PR：125件、発行物：974件、イベント：708件、ボランティア募集：12件、
NPO支援情報(助成金等)：176件、その他：39件

※2：情報提供数：8,829件(前年比91.14%)

・内訳

情報ラック：1109件、掲示板：683件、ファイリング：1,822件、
メールマガジン：747件、HP(イベント情報)：747件

情報クリップ(イベント情報、支援情報等)：247件

市民活動コーナー：1,632件(17団体×年間6回×16箇所(市民センター・公民館))

ボランティア情報：55件(VOLUNTEERS Web 更新回数)

Twitter：58ツイート

イ 市民活動・社会貢献活動に関する調査

(A) 市民活動団体の市民活動状況調査（藤沢市市民活動支援施設事業として実施）

登録団体・市内NPO法人の活動状況を調査することで、今後の市民活動支援につなげる資料とすることを目的としています。また、2020年調査と比較できる設問を追加することで、コロナ禍が市民活動団体に与える影響を引き続き追跡した。（対象は、2021年10月時点での「藤沢市市民活動支援施設の登録団体」397団体と、「藤沢市内に主な事務所を置くNPO 法人」132団体の計529団体）

(B) 市民活動支援に関する研究

他市NPO支援センターや（一社）ソーシャルコーディネートかながわへの職員出向により、藤沢で培った市民活動支援のノウハウ移転や市民活動支援に関する研究を行っている。

- | | |
|--------|--|
| ①日時 | (A) 2021年10月10日（日）～11月10日（水）、（B）年間 |
| ②場所 | (A) 藤沢市内、（B）逗子文化プラザ市民交流センター、
かながわ県民活動サポートセンター9階アドバイザー相談窓口 |
| ③従事者人員 | 5名 |
| ④受益対象者 | 市民活動団体および市民 |

ウ 市民活動関連研修会への参加・出席・協力および視察受け入れ

市民活動支援力の向上に必要と思われる研修に年間13回参加した。また、インターンシッププログラムを8団体（※）受け入れた。

※(NPO法人)アズヴェール藤沢スポーツクラブ、(NPO法人)ドリームエナジープロジェクト、(NPO法人)横浜市民アクト、（一社）ソーシャルコーディネートかながわ、Act for Child、おととき♪、新林公園みどりの会、（認定NPO法人）藤沢市民活動推進機構

- | | |
|--------|-----------------------|
| ①日時 | 年間随時 |
| ②場所 | 藤沢市内 |
| ③従事者人員 | 5名 |
| ④受益対象者 | スタッフ、市民、中間支援組織、行政、企業他 |

（3）市民活動を支援する施設の管理運営事業

ア 市民活動支援施設管理運営事業

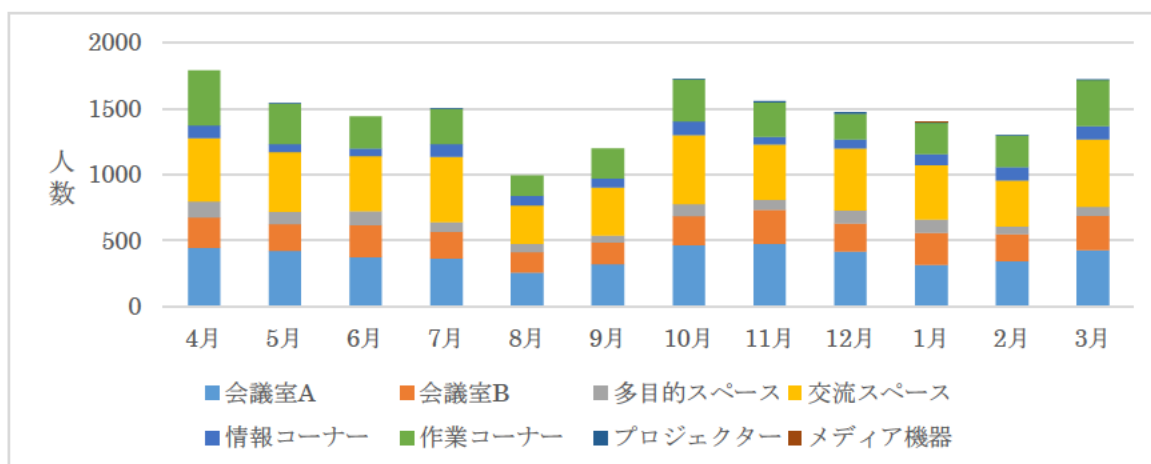
藤沢市の市民活動支援施設（A）藤沢市市民活動推進センター（本館）及び（B）藤沢市市民活動プラザむつあいの指定管理者として管理運営を行った。2018年4月1日から2023

年3月31日までの5事業年度にわたり、当団体が指定管理者に指定されており、今年度は4年目の管理運営となる。※詳細については「1事業の総括」を参照

(A) 藤沢市市民活動推進センター（本館）の管理運営

主な業務内容：施設管理業務・団体登録業務・会議室貸出・フロア管理・作業機材管理・ロッカー貸出・レターケース管理・活動団体データベースの作成・活動相談業務・サポートクラブの管理運営・掲示板・配架ラックの整理・行政との調整及び報告（下記表は人数）

月別のセンター利用者数



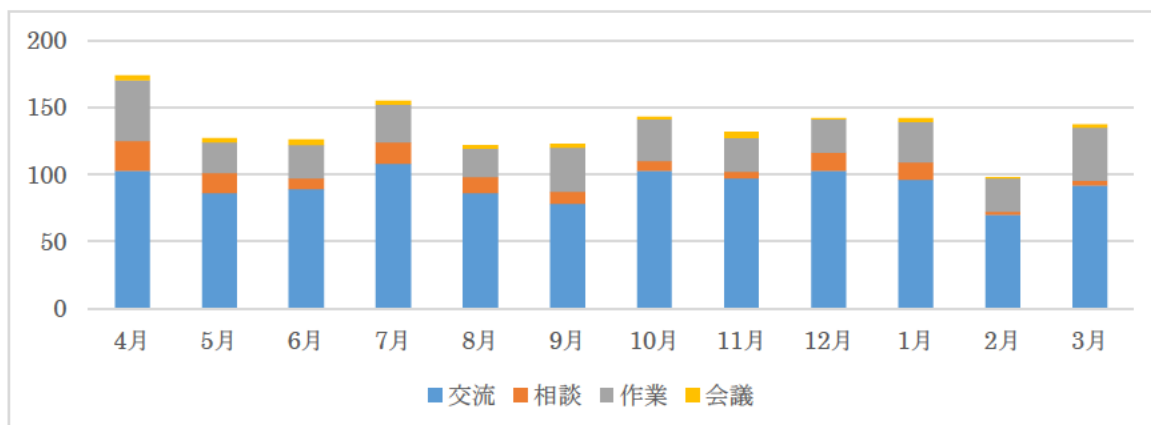
藤沢市市民活動推進センター利用者数及び件数

年間延利用者数：17,623 人 1日利用平均人数：57.97 人
 年間利用件数：6,352 件 1日利用平均件数：20.69 件

(B) 市民活動プラザむつあい（分館）の管理運営

業務内容は（A）同様であるが、加えて登録団体の六会市民センター会議室予約代行を実施している。（下記表は人数）

月別のプラザ利用者数



市民活動プラザむつあい利用者数及び件数

年間延利用者数：2,827人	1日利用平均人数：9.21人
年間利用件数：1,496件	1日利用平均件数：4.87件

- ①日時 (A) 年間（開館307日）、(B) 年間（開館307日）
- ②場所 (A) 市民活動推進センター、
(B) 市民活動プラザむつあい(六会市民センター2階)
- ③従事者人員 (A) 15名、(B) 5名
- ④受益対象者 公益的な市民活動を行っている、又は興味のある団体および個人

イ シェアオフィス事業（寿ビル 301 号室）

共同オフィス機能を有した施設管理運営業務により、当団体の他、株式会社1団体、一般社団法人1団体、NPO法人2団体、その他2団体が入居して活動をしている。

- ①日時 年間
- ②場所 藤沢市内
- ③従事者人員 2名
- ④受益対象者 団体（営利・非営利問わず）および市民

ウ レンタルスペース事業（寿ビル 201 号室：フジサワラボの管理運営）

ゆるやかな事業終了に向けて検討をしている中でも収益確保の方策として機構独自企画によるイベント等も検討したが、昨年度から続くコロナ禍により会場参加型を断念した。

レンタルスペースとしては、市民活動団体のニーズを踏まえ事業を継続した。施設利用に関する体制を整え昨年度と比較して若干利用回数等は増加したが、賃貸料に匹敵する収入はないため、事業継続の可否について引き続き検討を進める。

（利用団体 23 団体（前年比 1.35 倍）、利用件数 289 件（前年比 1.22 倍））

- ①日時 年間
- ②場所 藤沢市内
- ③従事者人員 3名
- ④受益対象者 市民活動を行っている者・興味のある者および一般市民

（4）市民活動の普及啓発および推進事業

ア イベント等プロデュース事業

ボランティアやインターンとして主に学生や20代の社会人を中心とした世代述べ72人に対し市民参加の推進及び地域参画サポートを行った。参加メンバーの得意なことを活か

せるようメンバーが関わりやすい運営体制を心掛けている。オンラインイベントが主流になっていたが、昨年度は若干落ち着きをみせており、対面イベントも増加傾向にある。

- ①日時 年間
- ②場所 藤沢市内および近隣
- ③従事者人員 3名
- ④受益対象者 まちづくりに興味関心ある一般市民

参考：参画事業内訳

イベント名	日付	ボランティア数
お話のプロが教える「絵本の音読」@メールにて案内送信	毎月第3木曜日	24名
Anthem on the Big Wave～国歌を通じて国際交流～ @オンライン配信	2021年5月22日（土）	12名
第1回SDGs マルシェ@オンライン配信	2021年9月26日（日）	2名
第20回湘南ふじさわHeart-Fes	2021年10月30日（土）	5名
FUJISAWA SPORTS PARK	2021年12月25日（土） 26日（日）	6名
マネジメント講座「ボランティアマネジメント講座」	2021年2月13日（日）	2名
IT講座「団体のウェブサイトを作成しよう！」	2021年2月21日（月） 28日（月）	2名
マネジメント講座「あなたのまわりのSDGs講座」	2022年3月6日（日）	2名
第7回外国人の日本語スピーチ大会	2022年3月12日（土）	3名
地域でつながるワカモノ×NPO インターンシッププログラム 成果発表会	2022年2月20日（日）	8名
子どもを取り巻く環境を考える～フジサワアイデアソン アフター～	2022年3月28日（月）	6名

イ サポートクラブの運営

幅広い市民の力を結集する仕組みとしてサポーター制度を構築し、事務局運営を行った。

サポーターの皆様には、藤沢市役所本庁舎や湘南台駅地下通路における市民活動団体の紹介パネル展示の作業補助や、支援施設主催の各講座等への受付対応・参加者誘導・記録補助・講座への参加等、利用表やロッカー利用のデータ入力、館内のアルコール消毒、館内の大掃除、等を行っていただいた。

サポーター同士の交流機会として「サポートクラブ運営ミーティング」を2022年2月と3月に実施した。

また、サポーター向け情報誌「サポートクラブレター」を毎月発行しサポーターに送付、

サポーター募集情報をお伝えした。クラブレターは、記事構成や執筆にサポーターが関わる形で作成した。

※サポーター148名（加入：24名、脱退：9名）、アドバイザー28名（2022年3月31日現在）

- | | |
|--------|-----------------------|
| ①日時 | 年間 |
| ②場所 | 藤沢市内 |
| ③従事者人員 | 3名 |
| ④受益対象者 | 市民活動を行っている、又は行おうとする市民 |

ウ ボランティアやインターンの積極的な受入および受入協力団体の育成事業（藤沢市市民活動支援施設事業として実施）

市民の市民活動参加意識の促進を目的として、A. 「地域でつながるワカモノ×NPOインターンシッププログラム2021」を行った。また、前年に引き続き、B. 藤沢市市民活動推進センター等でのインターン受入事業を実施している。

(A) 「地域でつながるワカモノ×NPO インターンシッププログラム」の事務局運営を行った。（参加団体：8団体、ワカモノインターン：8名）

高校生・大学生・専門学生・大学院生からインターン生（※）を募集し、約4か月間継続的に責任を持ってNPOの活動に参加するインターン生に対し、活動奨励金を助成する。

この経験を通じて、将来地域で行う公益的市民活動を担う人材が育成されること、そして地域のNPOにおける組織基盤の強化が進むことを期待して実施した。なお、本年度は藤沢市市民活動推進センター協力のもと事業を実施し、オンラインと対面のハイブリッド型にて行った。

※高校生：40時間以上（上限80時間）、ワカモノ：50時間以上（上限100時間）

(B) 藤沢市市民活動推進センター等でのインターン受入事業

学生：14名（神奈川大学、日本大学、多摩大学、東海大学、慶應義塾大学（SFC）、日本女子大学、N高等学校、湘南学園高等部）

ミラトレ藤沢（パーソルチャレンジ(株)就労移行支援事業所）：3名

- | | |
|--------|--|
| ①日時 | (A) 2021年10月～2022年2月、(B) 年間 |
| ②場所 | 藤沢市市民活動推進センター、藤沢市市民活動プラザむつあい、各市民活動団体の活動場所等 |
| ③従事者人員 | 10名 |
| ④受益対象者 | 市民活動団体関係者・興味のある市民 |

エ かながわ人生 100 歳時代ネットワーク連携事業

定年後のセカンドライフに市民活動の普及や周知は欠かせない。神奈川県では行政、大学、企業、NPO等が情報を共有・協働するネットワークを構築し、当団体はメンバーとして、定例意見交換会への参加等の活動をしている。

当団体は「現役世代が働きつつも可能な地域活動のスタートアップ研修」の企画と実施を提案し、2018年度と2019年度の2年間、県内のモデル企業で実証した支援プログラムをベースに、「参加企業の CSR 部門等と協働した参加団体に適合する研修プログラム」を作成した。本企画は企業等からの申込を随時募集している。

- | | |
|--------|-------------------------|
| ①日時 | 年間 |
| ②場所 | 団体事務所等 |
| ③従事者人員 | 2名 |
| ④受益対象者 | 一般市民、地域活動に興味関心のある企業関係者等 |

オ 社会貢献活動の推進および支援事業

前年度に引き続き、社会の利益に資する活動をするものに対し研修事業等の支援を目的に、「六会人材センター（※）運営事業（六会地区郷土づくり推進会議業務委託事業）」を実施した。従前、郷土づくり推進会議共有部会への定期会議では事業報告のみの参加だったが、昨年度より活動の相談ができるよう努力し、関係性構築に注力した。

今後も地域への活動への理解をさらに広げ、事業展開を進め、「みんなが住み暮らしやすい地域づくり」へ寄与できるようにする。

※地域の中の課題を共に考え、困りごとを地域の人たちの協力により解決策を探り進めることで、地域市民の交流を図り市民意識の活性を目指す活動。

実績：団体登録1件増、サポーター登録者5名増、依頼案件15件、マッチング18件（うち不成立5件含む）、派遣延べ人数379名

- | | |
|--------|------------------------|
| ①日時 | 年間 |
| ②場所 | 藤沢市内 |
| ③従事者人員 | 3名 |
| ④受益対象者 | 社会貢献活動を行うもの、又は行おうとするもの |

カ 農福連携マッチング等支援事業

障がい者の就労機会の確保・工賃向上、農業の担い手の確保という課題解決のために農福連携の推進が必要であることから、神奈川県は地域の中間支援組織と協働で農福連携コーディネーター（以下、コーディネーター）養成をはじめとしたマッチング事業を実施し

ている。（3年間の時限事業の2年目）藤沢地区においては当団体が本事業を担っている。

業務内容：コーディネーター人材育成研修講座、先進事例視察スタディツアーの実施、障がい福祉サービス事業所・社会福祉法人・障がい者を雇用する企業等と、農業者とのマッチングの場づくり、マッチング成立後のコーディネーターの派遣に関する事務

2年目は初年度の養成講座（基礎編）の修了者を対象に、養成講座（実践編）を実施し、8名がコーディネーターとして登録。その派遣により、マッチング成立4件と大きな成果となった。今後に向けて藤沢市農水課・地域共生社会推進室・JAさがみ等の協力のもと、市内マッチングニーズの調査等を実施している。

- | | |
|--------|--|
| ①日時 | 年間 |
| ②場所 | フジサワラボ、御所見市民センター、フジサワラボ、ゆうファーム、相原農場、湘南台公民館、市内の農地、福祉事業所 |
| ③従事者人員 | 4名 |
| ④受益対象者 | 農福連携に興味関心のある農家及び福祉作業所（利用者）、一般市民等 |

キ 関連委員会、審議会への参加

市民活動の理解を促進することを目的に、藤沢市をはじめ、各行政機関の設置する市民活動関連委員会・審議会（※）に参加協力した。

- | | |
|--------|---------|
| ①日時 | 年間 |
| ②場所 | 会議等開催場所 |
| ③従事者人員 | 4名 |
| ④受益対象者 | 一般市民 |

※参考：関連委員会・審議会等

- 全国
 - ・民間 NPO 支援センター・将来を展望する会
 - ・「新型コロナウイルス」NPO 支援組織社会連帯（CIS）
 - ・ICT 支援者ネットワークミーティング
- 神奈川県・神奈川県支援施設 CEO ミーティング
 - ・神奈川県内認定・指定ゆるやかなネットワーク
 - ・地域ボランティアエアポート連絡会
 - ・かながわ人生 100 歳時代ネットワーク会議
- 藤沢市
 - ・藤沢市市民活動推進委員会
 - ・藤沢市シティプロモーション委員会
 - ・藤沢市情報公開制度運営審議会

- ・ 藤沢市生涯学習大学評議会
- ・ 藤沢市ワークライフバランス会議
- ・ 未来につなぐ東京オリンピック・パラリンピック藤沢市支援委員会
- ・ 上記支援委員会内ボランティア等市民参加推進部会
- ・ (公財)藤沢市まちづくり協会評議委員会
- ・ 湘南東部地区福祉有償運送市町共同運営協議会
- ・ 藤沢市生涯学習推進委員会
- ・ 藤沢市社会教育委員会
- ・ 藤沢市青少年育成委員会
- ・ 北部各地区郷土づくり推進会議
- ・ 藤沢市民まつり実行委員会
- 他市等
- ・ 横須賀市市民協働審議会
- ・ 座間市市民参加審議会
- ・ 綾瀬市市民活動推進委員会
- ・ 新宿区市民協働拡大委員会
- ・ 逗子市市民協働等推進懇話会
- ・ 二宮町町民活動推進委員会

(5) 市民参加によるまちづくり推進事業

ア 多様なセクターの協働によるまちづくり推進事業（藤沢市市民活動支援施設事業として実施）

個人・非営利組織・営利組織問わず、社会の利益に資する活動をするものの仲介を実施することで協働を推進し、まちづくりの推進に寄与した。

仲介者として「協働コーディネーター」を2名設置し、市民活動団体と様々な主体が相互に協調・連携して地域課題の解決への取り組みができるよう、コーディネーションを行った。協力先の開拓(通年)、団体のマッチングと調整(計7回)、団体への現地視察等によるアドバイス(計16回)と、ミライカナエル活動サポート事業の協働コースに係る選考・審査の支援を行った。(委託事業名：ミライカナエル活動サポート事業コーディネート業務委託)

企業との相談・アドバイスを行った他、ウスイホーム(株)の発行している情報誌への藤沢地区の情報提供や、(株)伊藤園とのチャリティベンダー(社会貢献型自動販売機)設置サポートは継続して行っている。

- | | |
|-----|-----------|
| ①日時 | 年間 |
| ②場所 | 藤沢市内および近隣 |

- ③従事者人員 4名
- ④受益対象者 社会貢献活動を行うもの、又は行おうとするもの

イ 「2020 応援団 藤沢ビッグウェーブ」運営事業

オリンピック・パラリンピックを藤沢から盛り上げる「2020応援団 藤沢ビッグウェーブ」の事務局運営を行った。

また、情報発信(LINE:65回、LINE VROOM:33回、メルマガ:50回、広報誌:3回)、年間を通して団員企画の活動サポートや、国歌を通じてその国を知る応援団イベント「Anthem on the Big Wave (2021年5月22日)」、オリパラ終了後を考える「フジサワアイデアソン (2021年11月14日)」、アイデアソンで生まれたアイデアの芽を育てる「団員交流会 (2022年1月16日、3月6日)」等を開催した。

大会終了後は同大会のレガシーとして設置されたボランティア募集・応募サイト「チームFUJISAWA2020」の団体向け説明会の開催や、応援団活動アーカイブの作成等の活動を行った。(委託事業名:「2020応援団 藤沢ビッグウェーブ」事務局運営等業務委託)

- ①日時 年間
- ②場所 藤沢市内
- ③従事者人員 5名
- ④受益対象者 市民活動を行っている者・興味のある者および一般市民

ウ イベント等参加支援事業

他セクターとの協働を促進し、市民活動の普及を図ることを目的に、藤沢市内でのイベントを中心に参加支援を行った。藤沢市民まつりなどに参画し、市民活動団体への参加機会提供に動いたが、緊急事態宣言の影響により中止や延期となった。その代替として、「子どもを取り巻く環境を考える～フジサワアイデアソンアフター～」へ市民活動団体1団体の登壇機会及び、活動のPR動画を制作・披露する機会として16団体のPR支援を実施した。

- ①日時 年間
- ②場所 藤沢市内および近隣
- ③従事者人員 2名
- ④受益対象者 市民活動団体およびその関係

エ 地域資源活用事業

(独行)都市再生機構(UR都市機構)が管理する「旧藤が岡市民の家」は、新しく整備された複合施設である「藤-teria(ふじてりあ)(※)」開業後、空きスペースとなっており、周辺住民からは藤-teriaにはない機能での活用が期待されている。

当団体は、地域資源の有効利用として、UR及び藤沢市の地域共生社会推進室が主催する活用方法の検討会への参加等の活動をしている。

※藤沢市藤が岡二丁目にあった「藤が岡保育園」の建て替えにあわせてPFI法に基づく事業として、民間施設と保育園周辺の公共施設等を集約し複合施設として整備された施設（総括管理窓口：ふじがおか活々交流（株））

- | | |
|--------|--|
| ①日時 | 年間 |
| ②場所 | 団体事務所等 |
| ③従事者人員 | 2名 |
| ④受益対象者 | 一般市民、公益的な市民活動を行っている団体、地域活動に興味関心のある企業関係者等 |

3 その他

ア 会議の開催（総会・理事会等）

理 事 会：2021年5月22日（土）フジサワラボ

2021年6月12日（土）Zoom（オンライン）及び市民活動推進センター

通常総会：2021年6月12日（土）Zoom（オンライン）及び市民活動推進センター

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別		認定NPO法人	資金分配団体
団体名			特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構	
郵便番号			251-0052	
都道府県			神奈川県	
市区町村			藤沢市	
番地等			藤沢 5 7 7 番地寿ビル 3 0 1 号室	
電話番号			0466-53-7366	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://f-npocafe.or.jp/	
		その他のWEBサイト (SNS等)	https://twitter.com/f_npoc	
			https://www.facebook.com/NPOCafeFujisawa	
			https://note.com/fujisawa_npo	
設立年月日			1996/12/01	
法人格取得年月日			2001/03/01	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	テヅカ アケミ
	氏名	手塚 明美
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	8
理事・取締役数 [人]	6
評議員 [人]	
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	23
常勤職員・従業員数 [人]	7
有給 [人]	7
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	16
有給 [人]	16
無給 [人]	
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	2
団 thể正会員 [団体数]	2
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	174
ボランティア人数(前年度実績) [人]	148
個人正会員 [人]	26
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	2020年 かながわボランティア活動推進基金 21 2017年 JT NPO助成事業（助成金・日本たばこ産業株式会社） 2014年 イニシアティブプログラム助成（助成金・公益財団法人トヨタ財団）

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

規程類必須項目確認書(社団・財団・NPO法人等)

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	社会起業家・市民のアントレプレナーシップ教育・インキュベーションと社会的インパクトファンド創設
団体名:	特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時まで(整備が間に合わず後日提出する)とした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款		第24条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款		第25条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款		第25条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款		第25条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款		第28条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款		第28条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款		第30条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款		第29条
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	役職員の利益相反防止及び特別の利益を与える行為の禁止に関する規程(案)		第7条 (理事会の構成による特別の利益を与える行為の要因の排除)
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役職員の利益相反防止及び特別の利益を与える行為の禁止に関する規程(案)		第7条 (理事会の構成による特別の利益を与える行為の要因の排除)
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款		第33条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款		第34条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款		第33条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款		第34条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款		第37条
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款		第37条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款		第39条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款		第38条
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程		第3条、第4条、第5条
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款		第15条4
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬の支給に関する規程		2. 報酬
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬の支給に関する規程		4. 報酬の支払い

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程	公募申請時に提出	倫理規定	第1条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規定	第7条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	就業規則	第3章 服務規律 第10条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規定	第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第8条
(6) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	個人情報保護ポリシー及び個人情報運用規程・特定個人情報等の取扱いについての基本方針	個人情報保護ポリシー 7
(7) 個人情報の保護		公募申請時に提出	個人情報保護ポリシー及び個人情報運用規程・特定個人情報等の取扱いについての基本方針	個人情報保護ポリシー 1
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	役職員の利益相反防止及び特別の利益を与える行為の禁止に関する規程(案)	第3条 (自己申告) 第4項
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	特定非営利活動促進法に則り運用	第四十五条 四 口 (認定の基準)
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役職員の利益相反防止及び特別の利益を与える行為の禁止に関する規程(案)	第3条 (自己申告) 第5条 (申告後の対応)
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程(案)	第3条 (組織)
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程(案)	第5条 (コンプライアンス委員会)
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程(案)	第5条 (コンプライアンス委員会) 第2項 第8条 (報告、連絡及び相談ルート)
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規程(案)	第4条 (通報等の方法)
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規程(案)	第10条 (不利益処分等の禁止)
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条 (事務局)
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条 (職員等)
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条 (職員の職務)
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第6条 (事務の決裁) 第7条 (代理決裁)
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	就業規則	第6章 賃金 第25条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	就業規則	第6章 賃金 第27条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第4条 (事務処理の原則) 第6条 (管理責任者)
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第10条 (文書の整理) 第11条 (文書の保管と保存)
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第13条 (文書の保存期間)
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程(案)	第4条 (情報公開の方法) 第7条 (書類の備置き等)
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程(案)	第8条 (リスクに関する措置) 第9条 (事故など発生時の対応)
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程(案)	第12条 (緊急事態への対応) 第1項
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程(案)	第12条 (緊急事態への対応) 第1項
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程(案)	第12条 (緊急事態への対応) 第2項

● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条 (区分経理)
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	定款	第42条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6条 (経理責任者) 第20条 (会計責任者)
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	帳簿運用規程	表のとおり
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第21条 (金銭の出納) 第24条 (手許現金)
(6)収支予算		公募申請時に提出	定款	第43条
(7)決算		公募申請時に提出	定款	第45条

特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構という。

2 英文名は、NPO Café Fujisawa（英文略称：NCF）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県藤沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、市民および市民活動団体等に対して、活動支援に関する事業を行い、市民活動の推進によるまちの活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(2) まちづくりの推進を図る活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 市民活動団体等の組織運営および活動支援に関する事業

(2) 市民活動および市民活動支援に関する調査研究・情報発信事業

(3) 市民活動を支援する施設の管理運営事業

(4) 市民活動の普及啓発および推進事業

(5) 市民参加によるまちづくり推進事業

(6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して、事業を賛助するために入会した個人および団体
(入 会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書を提出し、所定の会費の納入を完了することにより入会とみなす。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 正会員および賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき

(退 会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 正会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の四分の三以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上 10人以内
- (2) 監事 1人以上 3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第15条 全ての理事は、この法人を代表し、理事長は、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、および理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の四分の三以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の三分の一以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画および予算に関する事項

(5) 事業報告および決算に関する事項

(6) 役員の選任等に関する事項

(7) 会費に関する事項

(8) 長期借入金に関する事項

(9) 事務局の組織等に関する事項

(10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の五分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

4 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議 長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の二分の一以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数(書面等表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は、記名押印をしなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の二分の一以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面等表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は、記名押印をしなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 収益及び費用は、予算に基づいて行うこと。
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (3) 活動計算書、貸借対照表および財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績および財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (4) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画および予算)

第43条 この法人の事業計画およびこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収益費用を執行することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度の終了後、3ヵ月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第47条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の四分の三以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の移転を伴うものに限る。）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の四分の三以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属する。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の四分の三以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の出版物への掲載および掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

（細則）

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	小泉 勝彦
副理事長	安 咸子
理事	府川 セツ 手塚 明美 野渡 敏子 中島 知子 小宮二三夫
監事	森井 康夫 亀井 一男
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2002年7月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から2001年4月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（1）正会員	年会費	2,000円
（2）賛助会員	年会費	1口2,000円（1口以上）

附 則

この定款は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年3月10日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成22年3月8日から施行する。

2 この法人の定款変更当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、2010年6月30日までとする。

3 この法人の定款変更当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、2010年3月31日までとし、次事業年度は2010年4月1日から2011年3月31日までとする。

附 則

この定款は、平成23年6月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年9月27日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年10月9日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年12月2日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年6月17日から施行する。

履歴事項全部証明書

神奈川県藤沢市藤沢 577 番地寿ビル 301 号室
 特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構

会社法人等番号	0210-05-000437		
名 称	<u>特定非営利活動法人藤沢市市民活動推進連絡会</u>		
	特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構	平成29年 3月 1日変更	
		平成29年 3月 1日登記	
主たる事務所	<u>神奈川県藤沢市藤沢 110 番地の 4 藤沢サービスセンター 2 階</u>	平成23年 7月 1日移転	
		平成23年 7月 11日登記	
	神奈川県藤沢市藤沢 577 番地寿ビル 301 号室	平成25年 3月 11日移転	
		平成25年 3月 18日登記	
法人成立の年月日	平成13年3月1日		
目的等	目的及び事業 この法人は、市民および市民活動団体等に対して、活動支援に関する事業を行い、市民活動の推進によるまちの活性化に寄与することを目的とする。 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 (2) まちづくりの推進を図る活動 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 (1) 市民活動団体等の組織運営および活動支援に関する事業 (2) 市民活動および市民活動支援に関する調査研究・情報発信事業 (3) 市民活動を支援する施設の管理運営事業 (4) 市民活動の普及啓発および推進事業 (5) 市民参加によるまちづくり推進事業 (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業 平成27年12月 2日変更 平成27年12月 4日登記		

神奈川県藤沢市藤沢577番地寿ビル301号室
 特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構

役員に関する事項	理事 手塚 明 美 理事 手塚 明 美 理事 手塚 明 美	平成30年 7月 1日重任
		平成30年 7月 2日登記
		令和 2年 7月 1日重任
		令和 2年 7月 3日登記
		令和 4年 7月 1日重任
		令和 4年 7月 1日登記
	理事 零 二 公 雄 理事 零 二 公 雄 理事 零 二 公 雄	平成30年 7月 1日重任
		平成30年 7月 2日登記
		令和 2年 7月 1日重任
		令和 2年 7月 3日登記
		令和 4年 7月 1日重任
		令和 4年 7月 1日登記
	理事 椎 野 修 平 理事 椎 野 修 平 理事 椎 野 修 平	平成30年 7月 1日重任
		平成30年 7月 2日登記
		令和 2年 7月 1日重任
		令和 2年 7月 3日登記
		令和 4年 7月 1日重任
		令和 4年 7月 1日登記
	理事 川 路 久 男	平成30年 7月 1日重任
		平成30年 7月 2日登記
		令和 2年 6月30日退任
		令和 2年 7月 3日登記

神奈川県藤沢市藤沢577番地寿ビル301号室
 特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構

	理事 片岡 理智 理事 片岡 理智 理事 片岡 理智 理事 片岡 理智	平成30年 7月 1日重任
		平成30年 7月 2日登記
		令和 2年 7月 1日重任
		令和 2年 7月 3日登記
		令和 2年12月 1日住所移転
		令和 2年12月10日登記
	理事 小林 剛 輔 理事 小林 剛 輔 理事 小林 剛 輔	令和 4年 7月 1日重任
		令和 4年 7月 1日登記
		平成30年 7月 1日重任
		平成30年 7月 2日登記
		令和 2年 7月 1日重任
		令和 2年 7月 3日登記
	理事 西貝 成一 理事 西貝 成一	令和 4年 7月 1日重任
		令和 4年 7月 1日登記
		平成30年 7月 1日重任
		平成30年 7月 2日登記
		令和 2年 7月 1日重任
		令和 2年 7月 3日登記
		令和 4年 6月30日退任
		令和 4年 7月 1日登記

神奈川県藤沢市藤沢577番地寿ビル301号室
 特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構

	<u>理事</u> <u>堀</u><u>千</u><u>鶴</u>	平成30年 7月 1日重任
		平成30年 7月 2日登記
	<u>理事</u> <u>堀</u><u>千</u><u>鶴</u>	令和 2年 7月 1日重任
		令和 2年 7月 3日登記
	<u>理事</u> <u>堀</u><u>千</u><u>鶴</u>	令和 4年 7月 1日重任
		令和 4年 7月 1日登記
	<u>理事</u> <u>細</u><u>矢</u><u>岳</u><u>彦</u>	平成30年 7月 1日就任
		平成30年 7月 2日登記
		令和 2年 6月30日退任
		令和 2年 7月 3日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成15年10月20日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(横浜地方法務局湘南支局管轄)

令和 5年 4月 4日

横浜地方法務局湘南支局

登記官

妹川 武史



第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構（以下「法人」という。）に雇用される者（以下「職員」という。）の労働条件、服務規律、その他の就業に関する事項を定めるものである。
- 2 この規則に定めのない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(適用範囲)

- 第2条 この規則は第2章で定める手続きにより採用された職員に適用する。ただし、パートタイム職員またはアルバイトについて雇用契約書にて別な定めをしたときはその定めによる。また、パートタイム職員、アルバイトについては第6条、第8条、第22条は適用しない。

(規則の遵守)

- 第3条 法人および職員は、ともにこの規則を守り、相協力して業務の運営に当たらなければならない。

第2章 採用および異動等

(採用手続き)

第4条 法人は、就職希望者のうちから選考して、職員を採用する。

(採用時の提出書類)

- 第5条 職員に採用された者は、次の書類を採用日から 2 週間以内に提出しなければならない。
- ① 履歴書
 - ② 健康診断書
 - ③ 前職者にあつては、源泉徴収票、年金手帳および雇用保険被保険者証
 - ④ その他の法人が指定するもの
- 2 前項の提出書類の記載事項に変更を生じたときは、速やかに書面でこれを届け出なければならない。

(試用期間)

- 第6条 新たに採用した者については、採用の日から 3 ヶ月間を試用期間とする。ただし、法人が適当と認めるときは、この期間を短縮し、または設けないことがある。
- 2 試用期間中に次の各号のいずれかに該当し職員として不適格と認められた者は、解雇することがある。
- ①遅刻、早退、欠勤が多いなど、出勤状況が悪いとき
 - ②上長の指示に従わない、同僚との協調性がない、仕事に対する意欲に欠如している、または勤務態度が悪いとき
 - ③必要な教育をしたが法人の求める能力に足りず、かつ、改善の見込みも薄い等、能力が不足すると認められるとき
 - ④健康状態（精神の状態を含む）が悪いとき
 - ⑤必要書類を提出しないとき
- 3 試用期間は、勤続年数に通算する。

(労働条件の明示)

第7条 法人は、職員の採用に際して採用時の賃金、労働時間その他の労働条件が明らかとなる書面を交付して労働条件を明示するものとする。

(休 職)

第8条 職員が、次の場合に該当するときは、所定の期間休職とする。本条の規定は、試用期間中の者、パートタイマー、アルバイトには適用しない。

- ① 業務外の傷病による欠勤が、継続、断続を問わず日常業務に支障をきたす程度（おおむね 1 ヶ月程度を目安とする）に続くと認められるとき：3 ヶ月
 - ② 精神又は身体上の疾患により労務提供が不完全なとき：3 ヶ月
 - ③ 前号のほか、特別の事情があり休職させることが適当と認められるとき：必要な期間
- 2 休職期間中に休職事由が消滅したと法人が判断したときは、もとの職務に復帰させる。ただし、もとの職務に復帰させることが困難であるか、または不適当な場合には、他の職務に就かせることがある。
- 3 第1項第1号により休職し、休職期間が満了してもなお傷病が治ゆ（休職前に行っていた通常の業務を遂行できる程度に回復すること、又は回復が見込まれること）せず就業が困難な場合は、休職期間の満了をもって退職とする。

第3章 服務規律

(服 務)

第9条 職員は、法人の指示命令を守り、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに、職場の秩序の維持に努めなければならない。

(遵守事項)

第10条 職員は、次の事項を守らなければならない。

- ① 勤務中は、職務に専念し、みだりに勤務の場所を離れないこと。
 - ② 許可なく職務以外の目的で市民活動支援施設の施設及び物品等を使用しないこと。
 - ③ 法人の金品を私用に供し、他より不当に金品を借用し、または職務に関連して自己の利益を図り、もしくは贈与を受けるなど不正な行為を行わないこと。
 - ④ 酒気をおびて就業しないこと。
 - ⑤ 市民活動支援施設及び法人の名誉または信用を傷つける行為をしないこと。
 - ⑥ 法人、取引先、市民活動支援施設の利用者等の機密を漏らさないこと。
 - ⑦ 許可なく他の法人等の業務に従事しないこと。
- 2 セクシャルハラスメントは同じ職場で働く職員の意欲を阻害し、職場の秩序を乱し、職場の環境を悪化させるものであり、職員はいかなるかたちであってもセクシャルハラスメントに該当するか、該当すると疑われるような行為を行ってはならない。

(出退勤)

第 11 条 職員は、出退勤に当たっては、出退勤時刻を出勤簿に自ら記録しなければならない。

(遅刻、早退、欠勤等)

- 第 12 条 職員が、遅刻、早退もしくは欠勤をし、または勤務時間中に私用外出するときは、事前に申し出て許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由で事前に申し出ることができなかった場合には、事後速やかに届け出て承認を得なければならない。
- 2 傷病のため欠勤が引き続き 7 日以上に及ぶときは、医師の診断書を提出しなければならない。

第 4 章 労働時間、休憩および休日

(労働時間および休憩時間)

第 13 条 所定労働時間は、1 週間については 32 時間または 40 時間、1 日については 8 時間とする。

ただし、雇入通知書等の書面にて別の定めをした場合にはこの限りでない。

2 始業・終業時刻及び休憩時間は次の通りとする。

始業時刻	就業時刻	休憩時間
①8：45	17：30	12：15～13：00 または 13：15～14：00
②9：00	17：45	12：15～13：00 または 13：15～14：00
③13：15	22：00	16：45～17：30

3 前項の規定にかかわらず、業務の都合その他やむを得ない事情により始業および終業の時刻ならびに休憩時間を繰り上げ、または繰り下げることがある。

4 パートタイム職員及びアルバイトに関しては、前各項の規定にかかわらず、8:45 から 22:00 までの間で、所定労働時間、始業・就業の時刻、休憩時間に関しては雇入通知書等の書面にて明示するものとする。

5 出張または外出等により法人事務所及び市民活動支援施設外で就業する場合で、就業時間を算定しがたいときは、就業規則、雇入通知書で明示した所定就業時間就業したものとみなす。

6 業務が 1 日 8 時間を超える場合は、少なくとも 15 分の休憩を追加で与える。

(休 日)

第 14 条 職員の休日は次の通りとする。ただし、雇入通知書等の書面にて別に定めをした場合にはこの限りでない。

① 月曜日もしくは火曜日

② 法人の指定する週 1 日又は週 2 日（勤務割表による）

③ 12 月 30 日から 1 月 3 日までの 5 日間

2 業務の都合により、前項に定める休日を他の日に振り替えることがある。振替を行うときは、前日までに振り替る休日を特定し、職員に通知する

3 パートタイム職員、アルバイトに関しては第 1 項第 1 号及び第 3 号を適用する以外勤務割表にて休日を明示する。

(変形労働時間制)

第 15 条 第 13 条および第 14 条の規定にかかわらず事業場の全体または一部について、1 ヶ月を平均して 1 週間当りの実働時間が 40 時間の枠内で、特定の週に 40 時間、特定の日に 8 時間を越えて勤務を命ずることがある。

2 前項の場合、起算日は毎月 1 日とし、前日までに個人ごとの勤務割表を作成

し、対象となる職員の範囲、具体的な勤務時間等を明示するものとする。

(時間外および休日労働等)

第 16 条 業務の都合により、第 13 条、第 15 条の所定労働時間を超え、または第 14 条の所定休日に労働させることがある。この場合において、法定の労働時間を超える労働、または法定の休日における労働については、あらかじめ法人は職員の過半数を代表する者と書面による協定をし、これを所轄の労働基準監督署長に届け出るものとする。

第5章 休暇等

(年次有給休暇)

第17条 6ヶ月間継続勤務し所定労働日の8割以上出勤した職員に対しては、7ヶ月目から10日間の年次有給休暇をあたえる。

- 2 前項7ヶ月目から起算して継続勤務1年（出勤率は80%以上）ごとに以下の年次有給休暇を与える。

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

- 3 年次有給休暇を取得しようとする場合は、前日までに所属長まで届け出なければならない。
- 4 年次有給休暇は本人の請求があったときに与えるものとする。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合には、他の時期に変更することがある。
- 5 消化しなかった年次有給休暇は、付与された年の翌年に限り繰り越すことができる。
- 6 1週間の所定勤務日数が5日未満の者に関しては、第1項に係わらず週又は年間の所定労働日数に応じ、法律で定める日数分の年次有給休暇を比例付与する。

(産前産後の休業)

第18条 6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定の女性職員から請求があったときは、休業させる。

- 2 出産した女性職員は、8週間は休業させる。ただし、産後6週間を経過した女性職員から請求があったときは、医師が支障ないと認めた業務に就かせることができる。

(育児休業等)

第19条 職員は、原則1歳に満たない子を養育するため必要があるときは、法人に申し出て育児休業をし、または育児短時間勤務制度の適用を受けることができる。

- 2 育児休業をし、または育児短時間勤務制度の適用を受けることができる職員の範囲その他必要な事項については、「育児介護休業規程」で定める。

(介護休業等)

第20条 職員のうち必要のある者は、法人に申し出て介護休業をし、または介護短時間勤務制度の適用を受けることができる。

- 2 介護休業をし、または介護短時間勤務制度の適用を受けることができる職員の範囲その他必要な事項については、「育児介護休業規程」で定める。

(育児時間等)

- 第 21 条 1 歳に満たない子を養育する女性職員から請求があったときは、休憩時間のほか1日について2回、1回について30分の育児時間を与える。
- 2 生理日の就業が著しく困難な女性職員から請求があったときは、必要な期間休暇を与える。

(慶弔休暇)

- 第 22 条 職員が次の事由により休暇を申請した場合は、次の日数の慶弔休暇を与える。
- | | |
|--------------------------------|-----|
| ①本人が結婚したとき | 5 日 |
| ②妻が出産したとき | 3 日 |
| ③配偶者、子女または父母が死亡したとき | 5 日 |
| ④兄弟姉妹、祖父母、配偶者の父母または兄弟姉妹が死亡したとき | 3 日 |

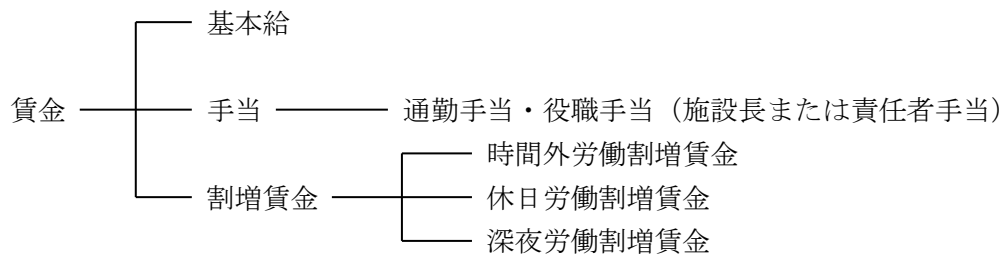
(慶弔見舞金)

- 第 23 条 法人は職員及びその家族に慶事若しくは弔事が発生した場合は、慶弔見舞金を支給することができる。

第6章 賃金

(賃金の構成)

第24条 賃金は、次の構成とする。



(基本給)

第25条 基本給は、本人の職務遂行能力、経験、技能、年齢等を考慮して各人別に決定する。また、基本給は月給または時給とする

(手 当)

第26条 通勤手当は、月額1万円までの範囲内において通勤に要する実費に相当する額を支給する。

2 役職手当は施設長または施設の責任者に対して支給する。原則として施設長については10,000円、施設の責任者については5,000円とする。

(時間外労働賃金等)

第27条 月給制職員の割増賃金は、次の算式により計算して支給する。

①時間外労働割増賃金(1日8時間、1週40時間を超えて労働した場合、または本規則第15条に定める時間を超えて労働した場合)

$$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当}}{1 \text{ ヶ月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

②法定内時間外労働賃金(所定の労働時間を超えて労働した場合)

$$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当}}{1 \text{ ヶ月平均所定労働時間}} \times 1.0 \times \text{時間外労働時間数}$$

③休日労働割増賃金(1週1日の休日に労働した場合)

$$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当}}{1 \text{ ヶ月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$

④深夜労働の割増賃金（午後 10 時から午前 5 時までの間に労働した場合）

$$\frac{\text{基本給}}{1 \text{ ヶ月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

- 3 時給制職員の割増賃金は、次の算式により計算して支給する。
- ①時間外労働割増賃金（1 日 8 時間、1 週 40 時間を超えて労働させた場合）
時給単価 × 1.25 × 時間外労働時間数
 - ②法定内時間外労働賃金（所定の労働時間を超えて労働した場合）
時給単価 × 1.0 × 時間外労働時間数
 - ③休日労働割増賃金（1 週 1 日の休日に労働させた場合）
時給単価 × 1.35 × 休日労働時間数
 - ④深夜労働の割増賃金（午後 10 時から午前 5 時までの間に労働させた場合）
時給単価 × 0.25 × 深夜労働時間数

（休暇等の賃金）

- 第 28 条 年次有給休暇の期間は、取得日に所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。
- 2 産前産後の休業期間、育児・介護休業法に基づく育児休業および介護休業の期間、育児時間、生理日の休暇の期間は、無給とする。
 - 3 慶弔休暇の期間は、第 1 項の賃金を支給する。
 - 4 休職期間中は、賃金を原則として支給しない。

（欠勤等の扱い）

- 第 29 条 欠勤、遅刻、早退および私用外出の時間については、1 時間当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退および私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。また、時給制の職員についてはその間の賃金を支給しない。

（賃金の計算期間および支払日）

- 第 30 条 賃金は、毎月末日に締切り、翌月 20 日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときはその前日に繰り上げて支払う。
- 2 月給制の職員が計算期間中の途中で採用され、または退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

（賃金の支払いと控除）

- 第 31 条 賃金は、職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし、職員の同意を得たときは、その指定する金融機関等の口座への振込により賃金の支払いを行う。また、次に掲げるものは賃金から控除するものとする。

- ①源泉所得税
- ②住民税
- ③健康保険および厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
- ④雇用保険の保険料の被保険者負担分
- ⑤職員代表者との書面による協定により賃金から控除することとしたもの

(非常時払い)

- 第 32 条 職員またはその収入によって生計を維持する者が、次のいずれかに該当し、その費用に当てるため、職員から請求があったときは、その都度、そのときまでの労働に対する賃金を支払う。
- ①出産、疾病または災害の場合
 - ②結婚または死亡の場合
 - ③やむを得ない理由によって 1 週間以上帰郷する場合

(昇給)

- 第 33 条 経営状況等を勘案し昇給を行うことがある。
- 2 昇給時の昇給額は、職員の勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。

(賞与)

- 第 34 条 賞与は、原則として支給しない。

第7章 定年、退職および解雇

(定年等)

- 第35条 職員の定年は、満60歳とし、定年に達した日の属する月の末日をもって退職とする。
- 2 定年に達した職員については、本人が希望した場合、原則として65歳に達した日の属する月の末日までを限度に再雇用する。ただし、心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等で就業規則第37条第1項（解雇）に該当する者は対象としない。
 - 3 前項に定める再雇用期間は1年とし、再雇用期間満了時に再雇用契約の更新を希望する者は、再雇用契約書に記載された更新の判断基準を満たす場合、さらに1年間再雇用契約を更新する。ただし、職員が65歳に達した日の属する月の末日までを更新の限度とする。

(退職)

- 第36条 前条に定めるもののほか職員が次のいずれかに該当するときは、退職とする。
- ①退職を願い出て法人から承認されたとき、または退職願を提出して14日経過したとき
 - ②期間を定めて雇用されている場合、その期間が満了したとき
 - ③第8条に定める休職期間が満了し、なお休職事由が消滅しないとき
 - ④行方不明または本人との連絡が取れず1ヶ月を経過したとき
 - ⑤職員の退職につき、法人と職員が話し合い、双方が合意したとき
 - ⑥死亡したとき

(解雇)

- 第37条 職員がいずれかに該当するときは、解雇するものとする。
- ①勤務成績または業務能率が著しく不良で、職員としてふさわしくないと認められたとき。ただし、第48条第2項の事由に該当すると認められたときは、同条の定めるところによる。
 - ②精神または身体の障害により業務に耐えられないと認められたとき。または、傷病などのために遅刻・欠勤を繰り返すなど、不完全な労務提供しかできないとき。
 - ③天災事変その他やむを得ない事由により、事業の継続が不可能となり、雇用を維持することができないとき。または、事業の縮小その他事業の運営上やむを得ない事情により、職員の減員等が必要となったとき。
 - ④ その他前各号に準ずるやむを得ない事業があるとき。

- 2 前項の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも 30 日前に予告をするか、または平均賃金の 30 日以上分の解雇予告手当を支払う。ただし、労働基準監督署長の認定を受けて第 48 条第 2 項に定める懲戒解雇をする場合および次の各号のいずれかに該当する職員を解雇する場合は、この限りでない。
- ① 日々雇入れられる職員（1 ヶ月を超えて引き続き雇用された者を除く。）
 - ② 2 ヶ月以内の期間を定めて使用する職員（所定期間を超えて引き続き雇用された者を除く。）
 - ③ 試用期間中の職員（14 日を超えて引き続き雇用された者を除く。）

第 8 章 安全衛生および災害補償

(遵守義務)

- 第 38 条 法人は、職員の安全衛生の確保および改善を図り、快適な職場の形成のため必要な措置を講ずる。
- 2 職員は、安全衛生に関する法令および法人の指示を守り、法人と協力して労働災害の防止に努めるとともに、特に安全、防止に関し、次の事項を守らなければならない。
- ①消火栓、消化器等の機器ならびに資材の設置場所およびその取扱方法を熟知しておくこと
 - ②ガス、電気、危険物、有害物質等の取扱いは、所定の方法に従い特に慎重に行うこと
 - ③通路、階段、非常口および消化設備のある場所に物品等を置かないこと。
 - ④前各号のほか、安全、防災に関する管理者の指示に従うこと

(非常災害時の措置)

- 第 39 条 職員は、火災その他非常災害の発生する危険を予知し、または異常を発見したときは直ちに所属長に通報し、臨機の措置をとらなければならない。
- 2 職員は、火災その他非常災害が発生した場合は、互いに協力してその被害を最小限度にとどめるよう努力し、利用者等の避難誘導等適切な措置を講じなければならない。

(衛生に関する心得)

- 第 40 条 職員は、健康の保持向上に努め、法人の行う健康に関する施策の推進に協力し、かつ指示を励行しなければならない。

(健康診断)

- 第 41 条 パートタイム職員、アルバイト以外の職員に対しては、採用の際および毎年 1 回健康診断を行う。
- 2 前項の健康診断の結果必要と認めるときは、労働時間の短縮、配置転換その他健康保持上必要な措置を命ずることがある。

(安全衛生教育)

- 第 42 条 職員に対し、雇い入れの際および配置換え等により作業内容を変更した際にその従事する業務に必要な安全衛生教育を行う。

(就業禁止等)

- 第 43 条 他人に伝染するおそれのある疾病にかかっている者または疾病のため他人

に害を及ぼすおそれのある者その他医師が就業不相当と認めた者は、就業させない。

- 2 職員は、同居の家族または同居人が他人に伝染するおそれのある疾病にかかり、またはその疑いのある場合には、直ちに所属長に届け出て、必要な指示を受けなければならない。

(災害補償)

- 第 44 条 職員が業務上の事由または通勤により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、労働基準法および労働者災害補償保険法に定めるところにより災害補償を行う。

第9章 教育訓練

(教育訓練)

- 第45条 法人は、職員に対し、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、必要な教育訓練を行う。
- 2 前項の教育の実施方法などについては、別に定めるところによる。
 - 3 職員は、法人から教育訓練を受講するよう指示された場合には、特段の事由がない限り指示された教育訓練を受けなければならない。
 - 4 前項の指示は、教育訓練開始日の少なくとも1週間前までに該当職員に対し文書で通知する。

第 10 章 表彰および懲戒

(表彰)

第 46 条

法人は、職員が次のいずれかに該当する場合は、表彰する。

①業務上有益な創意工夫、改善を行い、市民活動支援施設の運営に貢献したとき

②誠実に勤務し、その成績が優秀で他の模範となるとき

③事故、災害等を未然に防ぎ、または異常に際し適切に対応し、被害を最小限にとどめるなど特に功労があったとき

④社会的功績があり、法人および職員の名誉となったとき

⑤前各号に準ずる善行または功労のあったとき

2 表彰は、原則として法人の創立記念日に行う。

(懲戒の種類)

第 47 条

懲戒は、その情状に応じ、次の区分により行う。

①けん責 文書で将来を戒める。始末書を提出させる場合がある。

②減給 減給する。始末書を提出させる場合がある。ただし、減給は 1 回の額が平均賃金の 1 日分の 5 割を超えることはなく、また、総額が 1 賃金支払い期間における賃金の 1 割を超えることはない。

③出勤停止 5 日間を限度として出勤を停止し、その間の賃金は支給しない。始末書を提出させる場合がある。

④懲戒解雇 即時に解雇する。

(懲戒の事由)

第 48 条

職員が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、けん責、減給または出勤停止とする。

①正当な理由なく欠勤したとき

②正当な理由なくしばしば遅刻、早退するなど勤務を怠ったとき

③過失により法人に損害を与えたとき

④虚偽の報告、届出を行った場合

⑤職務上の指揮命令に従わず職場秩序を乱したとき

⑥素行不良で法人内の秩序または風紀を乱したとき

⑦その他この規則に違反し、または前各号に準ずる不都合な行為があったとき

2 職員が、次のいずれかに該当するときは、懲戒解雇する。ただし、情状により減給または出勤停止とすることがある。

①正当な理由なく無断欠勤 3 日以上に及び、出勤の督促に応じないとき、または連絡が取れないとき

②しばしば遅刻、早退、および欠勤を繰り返し、5 回にわたって注意を受け

ても改めないとき

- ③法人内における窃盗、横領、傷害等刑法犯に該当する行為があったとき、
またはこれらの行為が法人外で行われた場合であっても、それが著しく法人の名誉もしくは信用を傷つけたとき
- ④故意または重大な過失により法人に重大な損害を与えたとき
- ⑤素行不良で著しく職場内の秩序または風紀を乱したとき
- ⑥重大な経歴詐称をしたとき
- ⑦前項の懲戒を受けたにもかかわらず、または再三の注意、指導にもかかわらず改悛または向上の見込みがないとき
- ⑧その他前各号に準ずる重大な行為があったとき

附則

この規則は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。

平成 14 年 9 月 1 日 改正

平成 19 年 4 月 1 日 改正

平成 26 年 4 月 1 日 改正

平成 29 年 3 月 1 日 改正

令和 5 年 3 月 1 日 改正

役員報酬の支給に関する規程

1. 目的

この規程は、特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構、定款第 4 章第 19 条に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

2. 報酬

役員の総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を支払うことができる。

(1) 報酬の額は月額とし、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

(2) 役員に就任した月から、報酬を支払うことができる。

(3) 役員が退任、または死亡した場合は、その月分の報酬を支払うことができる。

3. 報酬の支払日

役員の報酬の支払いは、毎月 20 日とする。

4. 報酬の支払い

役員の報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。

ただし、法令または規定に基づき、役員の報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 6 月 23 日から施行する。

平成 26 年 4 月 1 日 改正

平成 29 年 3 月 1 日 改正

経理規程

特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構（以下「この法人」という。）における経理処理に関する基本を定めたものであり、財務及び会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握し、この法人の健全かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、この法人の経理業務のすべてについて適用する。

（経理の原則）

第3条 この法人の経理は、法令、定款及びこの規程の定めるところによるほか、一般に公正妥当と認められる NPO 法人会計基準に準拠して処理されなければならない。

（会計年度）

第4条 この法人の会計年度は、定款の定めにより、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（区分経理）

第5条 この法人の経理は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第5条第2項に基づき、その他の事業に関する会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分し、特別会計として経理するものとする。

（経理責任者）

第6条 経理責任者は、事務局長とする。ただし、経理責任者に事故があるとき又は経理責任者が欠けたときは、理事長が経理責任者の職務代行者を指名することができる。

2 経理事務の担当者は、経理責任者の指示に従って経理事務を処理するものとする。

（帳簿書類の保存・処分）

第7条 経理に関する帳簿、伝票及び書類の保存期間は次のとおりとする。

(1) 財務諸表等（活動計算書を含む。） 7年

(2) 会計帳簿及び会計伝票 7 年

(3) 証憑書類 7 年

(4) その他の書類 7 年

2 前項の保存期間は、決算に関する総会終結の日の属する事業年度から起算するものとする。

3 帳簿等を焼却その他の廃棄処分に付する場合は、事前に経理責任者の指示又は承認によって行う。

第2章 勘定科目及び帳簿組織

(勘定科目の設定)

第8条 この法人の会計においては、財務及び会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握するため必要な勘定科目を設ける。

(会計処理の原則)

第9条 会計処理を行うに当たっては、特に次の原則に留意しなければならない。

(1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

(2) 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

(3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計帳簿)

第10条 会計帳簿は、次の掲げるとおりとする。

(1) 主要簿

ア 仕訳帳

イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

ア 現金出納帳

イ 預金出納帳

ウ 固定資産台帳

エ 会費台帳

オ その他必要な勘定補助簿

2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代える。

3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票並びに総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。

(会計伝票)

第11条 取引に関する記帳整理の一切は、会計伝票により行うものとする。

2 会計伝票とは、下記の諸票を総称するものである。

(1) 通常の経理仕訳伝票

(2) コンピュータ会計における、インプットのための所定様式による会計原票

(3) コンピュータを基幹とする情報システムの情報処理過程で作成される会計情報についての諸票類のうち、会計原票と認定した諸票

3 会計伝票は、下記の諸表を総称するものであり、その様式は別に定める。

(1) 入金伝票

(2) 出金伝票

(3) 振替伝票

4 会計伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑は会計伝票との関連付けが明らかとなるように保存するものとする。

5 会計伝票及び証憑には、その取引に係る責任者の承認印を受けるものとする。

6 会計伝票には、勘定科目、取引の年月日、数量、金額、相手方等の取引の内容を簡単かつ明瞭に記載しなければならない。

(証憑)

第12条 証憑とは、会計伝票の正当性を立証する書類をいい、次のものをいう。

(1) 請求書

(2) 領収書

(3) 納品書及び送り状

(4) 契約書、覚書その他の証書

(5) その他取引を裏付ける参考書類

(記帳)

第13条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

2 補助簿は、会計伝票又はその証憑書類に基づいて記帳しなければならない。

3 毎月末において補助簿の借方、貸方の合計及び残高は、総勘定元帳の当該口座の金額と照合し、確認しなければならない。

(帳簿の更新)

第14条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第3章 収支予算

(収支予算書の目的)

第15条 収支予算書は、各事業年度の事業計画の内容を明確な計数をもって表示し、かつ、収支予算と実績との比較検討を通じて事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（収支予算書の作成）

第16条 経理責任者は、事業計画に基づき、資金収支ベースの収支予算書の案を作成し、毎事業年度開始の日の45日前までに理事長に報告するものとする。

2 理事長は、収支予算書を作成し、理事会の承認を得て確定する。

（収支予算の執行）

第17条 各事業年度における費用の支出は、収支予算書に基づいて行うものとする。

2 収支予算の執行者は、理事長とする。

（支出予算の流用）

第18条 予算の執行にあたり、各科目間において相互に流用しないこととする。ただし、理事長が予算の執行上必要があると認めたときは、その限りとししない。

第4章 金 銭

（金銭の範囲）

第19条 この規程において金銭とは、現金及び預金をいう。

2 現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書、振替預金証書及び官公署の支払通知書をいう。3 手形及びその他の有価証券は、金銭に準じて取扱うものとする。

（会計責任者）

第20条 金銭の出納及び保管については、その責に任じる会計責任者を置かなければならない。

2 会計責任者は、経理責任者が任命する。

3 会計責任者は、金銭の保管及び出納事務を取扱わせるため、会計事務の担当者を若干名置くことができる。

（金銭の出納）

第21条 金銭の出納は、経理責任者の承認印のある会計伝票に基づいて行わなければならない。

（支払手続）

第22条 会計事務の担当者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類に基づいて、取引を担当した部署の発行した支払伝票により、会計責任者の承認を

得て行うものとする。

2 金銭の支払いについては、最終受取人の署名のある領収証を受け取らなければならない。ただし、所定の領収証を受け取ることができない場合は、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

3 銀行振込の方法により支払いを行う場合は、前項による領収証を受け取らないことができる。

(支払期日)

第23条 金銭の支払いは、別に定める一定日に行うものとする。ただし、やむを得ない支払いについてはこの限りでない。

(手許現金)

第24条 会計責任者は、日々の現金による支払いに充てるため、手許現金をおくことができる。

2 手許現金の額は、通常の所要額を勘案して、必要最少額にとどめるものとする。

3 小口現金は、毎月末日及び不足の都度補充を行わなければならない。

4 金銭の出納に係る責任者は、現金について毎日の現金出納終了後、その在高と帳簿残高を照合しなければならない。

(金銭の過不足)

第25条 金銭に過不足が生じたときは、会計責任者は遅滞なく経理責任者に報告し、その処置については、経理責任者の指示を受けなければならない。

第5章 財 務

(金融機関との取引)

第26条 金融機関との預金取引、手形取引その他の取引を開始又は終了する場合は、理事長の承認を得て経理責任者が行う。

2 金融機関との取引は、理事長の名をもって行う。

第6章 固定資産

(固定資産の範囲)

第27条 この規程において、固定資産とは次に掲げるものをいう。

(1) 耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が30万円以上の資産

(固定資産の取得価額)

第28条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 購入により取得した資産は、公正な取引に基づく購入価額にその付帯費用を加えた額
- (2) 自己建設又は製作により取得した資産は、建設又は製作に要した費用の額
- (3) 交換により取得した資産は、交換に対して提供した資産の帳簿価額
- (4) 贈与により取得した資産は、その資産の取得時の公正な評価額

(固定資産の購入)

第29条 固定資産の購入にあたっては、理事長の決裁を受けなければならない、決裁を受けた起案書に見積書を添付の上、事前に事務局長に提出しなければならない。

(有形固定資産の改良と修繕)

第30条 有形固定資産の性能を向上させ、又は耐用年数を延長するために要した金額は、これをその資産の価額に加算するものとする。

- 2 有形固定資産の原状に回復するために要した金額は修繕費とする。

(固定資産の管理)

第31条 固定資産の管理責任者は、固定資産台帳を設けて、固定資産の保全状況及び移動について所要の記録を取り、固定資産を管理しなければならない。

2 有形固定資産に移動並びに毀損又は滅失があった場合、固定資産の管理責任者は、事務局長に通知し帳簿の整備を行わなければならない。

- 3 固定資産の管理責任者は、事務局長が任命する。

(固定資産の登記及び付保)

第32条 不動産登記を必要とする固定資産は、その取得後遅滞なく登記しなければならない。また、火災等により毀損又は滅失のおそれのある固定資産については、適切な価額で損害保険を付さなければならない。

(固定資産の売却及び担保の提供)

第33条 固定資産を売却するときは、法令又は定款の規定により理事会の承認が必要なものはその承認を経て、固定資産の管理責任者は、理事長の決裁を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、固定資産を借入金等の担保に供する場合について準用する。

(減価償却)

第34条 固定資産の減価償却については、毎会計年度末、次の方法によりそれぞれ償却を行う。

- (1) 有形固定資産

定率法（ただし、建物、建物附属設備及び構築物については定額法とする。）

(2) 無形固定資産

定額法

2 毎会計年度末に行われた減価償却費は、直接法により処理するものとする。

3 減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定めるところによる。

(現物の照合)

第 35 条 固定資産の管理責任者は、常に良好な状態において管理し、各会計年度 1 回以上は、固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て帳簿の整備を行わなければならない。

第 7 章 決 算

(決算の目的)

第 36 条 決算は、一会計期間の会計記録を整理し、財務及び会計のすべての状態を明らかにすることを目的とする。

(月次決算)

第 37 条 経理責任者は、毎月末に会計記録を整理し、次の書類を作成して、理事長に提出しなければならない。

(1) 合計残高試算表

(2) 正味財産増減計算書

(決算整理事項)

第 38 条 年度決算においては、通常の月次決算のほか、少なくとも次の事項について計算を行うものとする。

(1) 減価償却費の計上

(2) 未収金、未払金、立替金、預り金、前払金、仮払金及び前受金の計上

(3) 有価証券の時価評価による損益の計上

(4) 各種引当金の計上

(5) 流動資産、固定資産の实在性の確認、評価の適否

(6) 負債の实在性と簿外負債のないことの確認

(7) その他必要とされる事項の確認

(重要な会計方針)

第 39 条 この法人の重要な会計方針は、次のとおりとする。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券及び投資有価証券・・・移動平均法による原価基準を採用する。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定率法（ただし、建物、建物附属設備及び構築物については定額法）とする。

無形固定資産・・・定額法とする。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金・・・法人税法に定める限度額のほか、貸倒の実績率及び債権の回収可能性を検討して計上する。

(4) 資金の範囲

現金預金、一時的な資金運用としての有価証券、未収金及び未払金、立替金及び預り金、前払金及び前受け金並びに仮払金及び仮受金

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込処理による。

(財務諸表等)

第40条 経理責任者は、年度決算に必要な手続を行い、確定した年度決算に基づき、次に掲げる財務諸表等の案を作成し、毎事業年度の終了後2か月以内に理事長に報告しなければならない。

(1) 貸借対照表

(2) 活動計算書

(3) 財産目録

2 財務諸表等の様式及びその勘定科目は、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成する。

(財務諸表等の確定)

第41条 理事長は、前条に規定する財務諸表等を作成し、事業報告とともに監事の監査を受けた後、監事の意見を添えて理事会へ報告ののち総会へ提出し、その承認を得て財務諸表等及び事業報告を確定する。

(細 則)

第42条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

(改 廃)

第43条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構
帳簿運用規程

伝 票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	電子帳簿	毎日	7 年
現預金出納帳	電子帳簿	毎日	7 年
仕訳帳	電子帳簿	毎日	7 年
入金・出勤・振替伝票	電子帳簿	毎日	7 年
請求書、領収書綴り	ファイル	毎日	7 年
領収書(控)	レジスターより出力 したジャーナル	毎日	7 年
寄附者名簿	ルーズリーフ	毎日	7 年
給与台帳	ルーズリーフ	毎月	7 年

倫理規程

特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構

（基本的人権の尊重）

第1条 特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構（以下「本機構」という。）は、人権、多様性、異なる価値観を尊重し、本機構と関係を持つ全ての人々に対し、いかなる場合においても敬意をもって接するものとする。本機構に所属するすべての理事、監事、及び正職員、パートタイム職員、ボランティアスタッフを含むすべての職員（以下、「役職員」という。）は、以下のことに留意して行動しなければならない。

- ①国籍・人種・民族・性別・年齢・宗教・信条・社会的身分・性的指向・性同一性・障がいの有無等を理由とする一切の差別やハラスメント・いやがらせを行わないものとする。
- ②本機構は、平等な雇用機会を提供するとともに、役職員に対し最大限の能力を発揮できる職場環境、並びに個々の状況に即した働きやすい環境を構築するものとする。

（組織の使命及び社会的責任）

第2条 本機構は、定款第3条に規定する設立目的に従い、「市民活動の支援を通じたまちづくり」に貢献するための責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第3条 本機構は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（法令等の遵守）

第4条 本機構は、関連法令及び本機構の定款、倫理規程その他の規程を厳格に遵守し、社会的規範に反することなく、適正に事業を運営しなければならない。

（私的利益の禁止）

第5条 本機構の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

（利益相反の防止及び開示）

第6条 本機構の役職員は、その職務の執行に際し本機構との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他本機構が定める所定の手続に従わなければならない。

（反社会的勢力・団体との断絶）

第7条 本機構は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をとるものとし、一切の関係を断絶する。また、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は一切行わない。本機構の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。

①反社会的勢力・団体とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。反社会的勢力・団体による不当要求は明確に拒絶する。また、反社会的勢力・団体による不当要求が、事業活動上の不祥事や職員の不祥事を理由にする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。

②助成事業等の申請者に対しては、反社会的勢力・団体との関係がないことを申請時に文書で確認する。本機構への資金拠出者に対しては、反社会的勢力・団体からの資金が流入していないことを確認した上で、資金の提供を受ける。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第8条 本機構の役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第9条 本機構は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第10条 本機構は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第11条 本機構の役職員は、事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(倫理に関する委員会の設置)

第12条 本機構は、倫理規定の遵守を確保するため、必要に応じて倫理委員会を設置する。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この規則は、平成14年2月1日から施行する。

平成29年3月1日 改正

令和3年9月1日 改正

特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構
個人情報保護ポリシー

「特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構」(以下本機構という)は、平成17年4月1日より施行された「個人情報の保護に関する法律」の精神に則り、取得し得る個人情報の適切な保護と利用に関する取組方針(個人情報保護ポリシー)を下記のとおり制定し、保有する個人情報に関して適用される法令、規範の精神を遵守するとともに、下記各項における取り組みを適宜見直し、改善、向上に努めてまいります。

記

1. 本機構は、この方針を実行するために、「個人情報運用規程」を定め、一般に公表するとともに、本機構会員、役員、事業従事スタッフ(常勤・非常勤、ボランティア等を含む)、その他関係者に周知徹底させて実行し、改善・維持してまいります。
2. 本機構は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を防止するため、適切な情報セキュリティ対策を講じます。
3. 本機構は、個人情報の入手にあたり、適法かつ公正な手段によって行い、個人情報の主体である本人(以下情報主体という)から利用目的等についての同意の取得、又は、本機構の管理するウェブサイトに必要な事項を告知します。
4. 本機構は、個人情報を間接的に入手する場合、入手する個人情報について、提供者が情報主体から適正に入手したものであるかどうかを確認し、契約上の手当てをし、本機構の管理するウェブサイトにて個人情報の利用目的等の必要事項を告知します。
5. 本機構は、機微な情報(センシティブ情報)を含む個人情報の収集、利用又は提供については、あらかじめ情報主体の同意を得、あるいは法令に基づき、又は人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合を除き行いません。
6. 本機構は、保有する個人情報の正確性を保つため、必要な措置を講じます。
7. 本機構は、情報主体から提供された自己の個人情報について、情報主体が開示、訂正、使用停止、消去等の権利を有していることを確認し、情報主体からのこれらの要求に対して異議なく応じます。
8. 本機構は、個人情報を第三者との間での共同利用を必要とする事業を行う場合、及び、業務を委託するために個人情報を第三者に預託する場合、当該第三者について調査し必要な契約を締結し、その他必要な措置を講じます。

以上

理事の職務権限規程

特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構（以下「本機構」という。）定款第15条に規定する理事の職務について、その職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の適切かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び本機構が定める規範、規定等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本機構の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事は、総務、事業及び助成に係る職務を分掌する。

3 理事は、分掌外の職務についても協力し、本機構の目的が達成されるよう努めなければならない。

(理事長)

第4条 理事長の職務権限は、法令、本機構の定款に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 代表権を有する理事として本機構を代表し、その業務を総理する。

(2) 総会及び理事会を招集する。

(副理事長)

第5条 副理事長の職務権限は、法令、本機構の定款に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 理事長を補佐し本機構の業務を遂行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

事務局規程

特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構（以下「本機構」という。）の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

（事務局）

第2条 本機構に事務局を置く。

（職員等）

第3条 事務局には、次に掲げる職員を置く。

- （1）事務局長
- （2）事務局次長
- （3）事務員

2 事務局長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

（職員の職務）

第4条 本機構の職員の職務は次のとおりとする。

- （1）事務局長は、理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。
- （2）事務局次長は、事務局長を補佐するものとし、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、事務局次長がその職務を代行する。
- （3）事務員は、事務局長の命を受けて、必要な業務を行う。

（職員の任免及び職務の指定）

第5条 職員の任免は、理事長が行う。

2 職員の職務は、理事長が指定する。

（事務の決裁）

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、理事長又は理事会の決裁を経なければならない。

(代理決裁)

第7条 理事長又は事務局長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(規程外の対応)

第8条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

(細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

文書管理規程

特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構（以下「本機構」という。）の文書の取り扱いの基準を定めて、文書管理の正確化と円滑化を図り、事務の効率的運営を促進することを目的とする。

（適用文書の範囲）

第2条 この規程の適用を受ける文書は、別に定めのある場合を除いて、すべてこの規程を適用する。

2 ただし、緊急の必要があって、この規程によることができなかった場合は、適宜の処置を取り、事後にこの規程に定めた手続きを取るものとする。

（定義）

第3条 この規程における文書とは、業務上法人の内外に往復する書類・書状、規程、通達、稟議書、契約書、報告書、伝票、帳簿、図表等の紙媒体の記録の他、コンピュータの記憶媒体等、その他業務に必要な一切の記録をいう。

（事務処理の原則）

第4条 重要でかつ複雑な事項の指示、伺い、伝達、回答等は、別紙により必ず文書をもって行わなければならないものとする。軽易な業務については、この限りではない。

2 緊急を要するために口頭、または電話等により処理した事項について、その内容が重要でかつ複雑である場合は、その要領を文書に記録しておくものとする。

3 文書はすべて正確かつ迅速に処理し、責任の所在を明らかにしなければならない。

4 コンピュータによる回答など重要な送受信については、コピーして保管することとする。

（私用の禁止）

第5条 文書はすべて事務所内で保管し、私有化してはならない。

（管理責任者）

第6条 文書管理責任者は、事務局長とし、文書の整理、保管、保存、廃棄を文書担当に指示する。

（機密保持）

第7条 文書の発送、受付、配布、整理、保管、保存および廃棄の事務を執り行う者は、業務上知り得た機密を厳守しなければならない。

(文書の受付)

第8条 文書受付は、すべて事務局において受付し、基本的には開封のうえ「受付印」を押す。

(電磁的記録の受発送)

第9条 電磁的記録の受発送は、原則として、電子メールによるものとし、その記録が手元にのこる方法で行う。

2 受発送する相手が法人外で、官公署等重要な内容については、原則として、事務局へ連絡しコピーにより保管する。

(文書の整理)

第10条 文書は、事務局長と文書担当が整理方法について相談のうえ、整理するものとする。

2 文書は、常に内容に応じて整理し、処理済みのものと未了のものとの区分が明らかになるようにしておかなければならない。

3 未了文書は、常に所定の場所に置き、処理の経過が明確になるようにしておかなければならない。

4 処理済みの文書は、一定のルールに従って、文書保管場所に保管しなければならない。

(文書の保管と保存)

第11条 この規程における「保管」とは、その文書について当面の処理は終了したが、次回または、次年度に参考文書として比較的短期間、担当者の近くにおいておくことをいい、「保存」とは、保管の期間を超えて書庫などにおくことをいう。

2 文書の保存は、事務局長の指示で行うものとする。

(文書の保存分類)

第12条 文書の保存分類は、別表のとおりとする。

(文書の保存期間)

第13条 文書の保存期間は、法令その他により定める場合のほか、原則として別表によるものとする。

2 文書の保存期間の起算は、帳簿についてはその閉鎖のとき、その他の文書については保存開始のときから起算するものとする。

(保存文書の廃棄)

第14条 保存期間の満了した保存文書は、総務担当理事の承認を得て、事務担当者が廃棄するものとする。

2 文書の廃棄方法は、シュレッダーにより廃棄する。

(事務担当の引継)

第15条 引継の必要がある場合は、文書により引継を行うと共に、事務局長に報告するものとする。

(解釈上の疑義)

第16条 この規程の解釈について疑義が生じた場合は、理事会で協議の上、これを決定する。

附則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

別表

No	保存分類	文書保存年限
1	定款等（定款・認証及び登記に関する書類の写し）	永久
2	規程等	永久
3	総会議事録	10 年間
4	理事会議事録	10 年間
5	会計帳簿	7 年間
6	寄付者名簿	7 年間
7	契約文書	5 年間
8	助成の実績を記載した書類	5 年間
9	職員給与規程他規程類	5 年間
10	監査報告	5 年間
11	役員名簿	5 年間
12	社員のうち 10 人以上の名簿	5 年間
13	認定の申請書に添付した書類（基準適合、欠格事項非該当、寄付金充当事業）	5 年間
14	事業計画書等（事業計画書・活動予算書・資金調達書及び設備投資の見込みを記載した書類）	5 年間
15	事業報告書等（事業報告書・活動計算書・貸借対照表・財産目録他）	5 年間
16	契約に従い作成された文書 （SK：指定管理事業、PR：プロジェクト事業）	5 年間
17	進捗報告書、成果報告書 （SK：指定管理事業、PR：プロジェクト事業）	5 年間

情報公開規程（案）

特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構

（目 的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構（以下「本機構」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、本機構の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

（法人の責務）

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第3条 別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧又は謄写（電子データとしての扱いも含め、以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

（情報公開の方法）

第4条 本機構は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規程および個人情報等管理規程の定めるところに従い、主たる事務所への備置きの方法により、情報の公開を行うものとする。

（公告）

第5条 本機構は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第52条の方法によるものとする。

（公表）

第6条 本機構は、定款第19条の規定に基づき役員の報酬の額を定めたときは、これを公表する。その額を変更したときも、同様とする。

2 前項の公表については、次条に定める事務所備置きの方法によるものとする。

（書類の備置き等）

第7条 本機構は、別表に掲げる書類（電子データとしての扱いも含む）を主たる事務所に

常時備え置くものとする。

2 本機構は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類について社員その他の利害関係人から請求があった場合には、閲覧等に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

（閲覧等の場所及び日時）

第8条 前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の閲覧等の場所は、本機構の主たる事務所とする。

2 前条の規定に基づき書類の閲覧等が可能な日は、本機構の休日以外の日とし、書類の閲覧等が可能な時間は、本機構の業務時間のうち、午前 10 時から午後 5 時までとする。ただし、本機構は、正当な理由があるときは、閲覧等の日時を指定することができる。

（閲覧等に関する事務）

第9条 第7条第2項に基づき別表に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 様式 1 に定める閲覧等申請書に必要事項の記入を求め、その提出を受ける。

(2) 閲覧等申請書が提出されたときは、様式 2 に定める閲覧等受付簿に必要事項を記載し、申請された書類を閲覧等に供する。

(3) 閲覧等に要する実費については、申請者から徴収する。

（情報提供）

第10条 本機構は、第7条第2項の閲覧等による情報公開のほか、広く一般の人々に対し、ホームページ等による情報提供に努めるものとする。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

（管理）

第12条 本機構の情報公開に関する事務は、事務局が行う。

（改廃）

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規則は、令和4年2月1日から施行する。

別表

No	対象書類等の名称	備置期間
1	定款等（定款・認証及び登記に関する書類の写し）	永久
2	認定の申請書に添付した書類（基準適合、欠格事項非該当、寄付金充当事業）	5 年間
3	事業計画書等（事業計画書・活動予算書・資金調達書及び設備投資の見込みを記載した書類）	5 年間
4	事業報告書等（事業報告書・活動計算書・貸借対照表・財産目録他）	5 年間
5	寄付者名簿	7 年間
6	助成の実績を記載した書類	5 年間
7	職員給与規程他規程類	5 年間
8	監査報告	5 年間
9	役員名簿	5 年間
10	社員のうち 10 人以上の名簿	5 年間
11	総会議事録	10 年間
12	理事会議事録	10 年間
13	会計帳簿	7 年間

様式 1

閱 覧 等 申 請 書

年 月 日

特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構 理事長 殿

申請区分 閱 覧 ・ 謄 写（該当項目に○）

申請者名

住 所 〒

電話番号

私は、閲覧等対象書類から得た情報を、閲覧等の目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害しないことを誓います。

閲覧等の目的
閲覧等の対象書類（別表の番号表記可）
閲覧等の実費（事務局記入欄）

様式 2

閱覽等受付簿

[illegible]

リスク管理規程（案）

特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構

（目 的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構（以下「本機構」という。）のリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止および損失の最小化を図ることを目的とする。本規程において「リスク」とは、本機構に物理的、経済的もしくは信用上の損失または不利益を生じさせるすべての可能性を指すものとし、「事故など」とは、リスクが具現化した事象などを指すものとする。

（基本方針）

第2条 本機構の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、業務の遂行にあたって、法令、定款および本機構の定める規程などリスク管理に関するルールを遵守しなければならない。

（組 織）

第3条 本機構のリスク管理にかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) リスク管理担当理事
- (2) リスク管理委員会（RMB：Risk Management Board）
- (3) リスク管理統括部門

（リスク管理担当理事）

第4条 リスク管理を担当する理事は、総務を担当する理事とする。リスク管理担当理事は、理事会に対し、定期的に本機構のリスク管理の状況について、報告する。

2 リスク管理担当理事は、リスク管理全般にかかわる事項を所管し、リスク管理委員会を指揮監督して、リスク管理に関する各種施策を立案し、実施する。

3 リスク管理担当理事の役割及び権限は、緊急事態対応時を除き、以下のとおりとする。

- (1) リスク管理施策の実施の最終責任者
- (2) リスク発生時の対応の統括責任者
- (3) リスク管理委員会の委員長

（リスク管理委員会）

第5条 リスク管理委員会は、リスク管理担当理事を委員長とし、リスク管理統括部門長、及び外部有識者を委員として構成する。

2 リスク管理委員会は、以下の事項を遂行する。

- (1) リスク管理施策の検討及び実施（予見するリスク、重大性の評価、リスクヘッジの妥当性判断等）

- (2) リスク管理施策の実施状況のモニタリング
- (3) リスク発生時（事故等）について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) リスク発生時（事故等）の再発防止策の策定
- (5) 第 3 号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第 4 号の再発防止策の公表
- (6) その他リスク管理担当理事が指示した事項

（リスク管理委員会の開催）

第 6 条 リスク管理委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、2 か月毎に開催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会を招集することができる。

（リスク管理統括部門）

第 7 条 本機構の事務局をリスク管理統括部門とする。

2 リスク管理統括部門は、リスク管理体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を所管し、リスク管理体制の実効性を挙げるための方針や施策等を検討し、実施する。

3 リスク管理統括部門は、リスク管理施策の進捗状況その他のリスク管理にかかわる事項をリスク管理担当理事及びリスク管理委員会に報告する。

（リスクに関する措置）

第 8 条 リスク管理統括部門は、業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、本機構にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、リスクの回避、軽減および移転その他必要な措置を事前に講じなければならない。

2 リスク管理統括部門は、業務上の意思決定を求めるにあたっては、委員会に対し当該業務において予見されるリスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について具申しなければならない。

（事故など発生時の対応）

第 9 条 リスク管理統括部門は、事故などが発生した場合には、これに伴い生じる本機構の損失または不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内の初期対応を十分な注意をもって行う。

2 リスク管理統括部門は、事故など発生後速やかに、委員会に必要な報告をするとともに、その後の処理については関係部署と協議を行い、委員会の指示に従う。

3 リスク管理統括部門は、事故などに起因する新たなリスクに備え、前条の措置を講ずる。

（事故など処理後の報告）

第 10 条 リスク管理統括部門は、事故などの処理が完了した場合には、処理の経過および結果について記録を作成し、委員会に報告しなければならない。

(クレームなどへの対応)

第 11 条 リスク管理統括部門は、口頭または文書により助成先・利用者・最終受益者などからクレーム・異議などを受けた場合には、それらが重大なリスクにつながるおそれがあることを意識し、直ちに委員会に報告し、指示を受ける。

2 リスク管理委員会は、クレーム・異議などの重要度を判断し、ステークホルダーを含む関係部門と協議のうえ、対応しなければならない。

(緊急事態への対応)

第 12 条 大地震、大規模な風水害、パンデミックなどの重大なリスクが発生し、総力的な対応が重要である場合（以下「緊急事態」という。）は、理事長をリスク管理の最終責任者及び統括責任者とする緊急事態対応体制（以下「対策本部」という。）をとるものとする。

2 具体的には、対策本部は、即応が可能なように、通常時のリスク管理統括部門の役割を、理事長直轄のリスク管理委員会の役割として対応する。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規則は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

コンプライアンス規程（案）

特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構

（目 的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構（以下「本機構」という。）の倫理規程第4条に規定する「法令等の遵守」に則り、本機構に適用又は適用の可能性のある法令、定款及び内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 本機構の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

（組 織）

第3条 本機構のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会（CCB: Compliance Control Board）
- (3) コンプライアンス統括部門

（コンプライアンス担当理事）

第4条 コンプライアンス担当理事は、総務を担当する理事とする。コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、定期的に本機構のコンプライアンスの状況について、報告する。

2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンス委員会を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する。

3 コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

（コンプライアンス委員会）

第5条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、コンプライアンス統括部門長、及び外部有識者を委員として構成する。

2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング

- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第 3 号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第 4 号の処分及び再発防止策の公表
- (6) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

第 6 条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、毎年 6 月に開催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会を招集することができる。

(コンプライアンス統括部門)

第 7 条 本機構の事務局をコンプライアンス統括部門とする。

2 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性を挙げるための方針や施策等を検討し、実施する。

3 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス施策の進捗状況その他のコンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会に報告する。

(報告、連絡及び相談ルート)

第 8 条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括部門に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

2 コンプライアンス統括部門は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨をコンプライアンス担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス担当理事の承認を受けて、当該事象への対応を実施する。

3 役職員は、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス統括部門を経由することができないときは、第 1 項にかかわらず、コンプライアンス担当理事に直接、同項の報告をすることができる。

(役職員のコンプライアンス教育)

第 9 条 本機構は、役職員に対して本機構の倫理規程を含め、コンプライアンスに関する研修を行うものとする。

(懲戒等)

第 10 条 職員が第 8 条第 1 項から第 3 項に定める報告を適切に行わなかった場合には、

情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、職員の場合は、就業規則に従い戒告、減給、出勤停止又は懲戒免職とする。ただし、役員が有給である場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。

3 前項の懲戒処分は、理事会の決議による。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規則は、令和4年2月1日から施行する。

役職員の利益相反防止及び特別の利益を与える行為の禁止に関する規程（案）

特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構

（目 的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構（以下「本機構」という。）の倫理規程第6条に規定する「利益相反の防止及び開示」、及び第8条に規定する「特別の利益を与える行為の禁止」に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この規程は、本機構の役職員に対して適用する。

（自己申告）

第3条 役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに本機構以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、理事長に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、本機構と役職員との利益が相反する可能性がある場合（本機構と業務上の関係にある他の団体等に役職員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

3 役職員は、原則として、利益相反につながる可能性のある行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に理事長に書面で申告するものとする。

4 役職員は、助成事業を行う場合においても、利益相反につながる可能性のある行為を行ってはならず、また、助成先の役職員やその事業協力団体に特別の利益を与えてはならない。その防止のため、助成先団体との兼職は原則禁止する。

（定期申告）

第4条 役職員は、毎年6月に当該役職員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について理事長に書面で申告するものとする。

（申告後の対応）

第5条 前2条の規定に基づく申告を受けた理事長は、事務局と連携して申告内容の確認を徹底した上、申告を行った者が理事である場合には副理事長（但し、申告を行った者が副理事長である場合には他の理事）と、監事である場合には他の監事とそれぞれ協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、本機構との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第6条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

(理事会の構成による特別の利益を与える行為の要因の排除)

第7条 理事会を構成するにあたり、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと。

2 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この規則は、令和4年2月1日から施行する。

内部通報規程（案）

特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構

（目 的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構（以下「本機構」という。）が実施する業務における、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、及び本機構に対する社会的信頼の確保のため、内部通報制度（「ヘルプライン」と称する。）を設けるとともに、その運営の方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この規程は、本機構の役員及び職員・臨時雇・ボランティアをむすべての従業員（以下「役職員等」という。）に対して適用する。

（通報等）

第3条 本機構又は役職員の不正行為として別表に掲げる事項（以下、「申告事項」という。）が生じ、又は生じるおそれがある場合、役職員等（本機構が行う事業に直接的又は間接的に関係する者を含む。）は、この規程の定めるところにより、通報、申告又は相談（以下「通報等」という。）をすることができる。

2 通報等を行った者（以下「通報者」という。）、通報者に協力した役職員等及び当該通報等に基づく調査に積極的に関与した役職員等（以下、「通報者等」という。）は、この規程による保護の対象となる。

3 申告事項が生じ、又は生じるおそれがあることを知った役職員は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

（通報等の方法）

第4条 役職員は、次に定めるヘルプラインの窓口（以下「ヘルプライン窓口」という。）に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。各ヘルプライン窓口の電話番号、電子メールのアドレス等は、別途役職員に通知する。

(1) コンプライアンス規程に定めるコンプライアンス担当理事（以下「コンプライアンス担当理事」という。）

(2) 監事

(3) 総務担当の理事

(4) 事務局

2 前項各号に掲げるヘルプライン窓口のうち第4号の事務局に、助成対象団体及び同団体の役職員の不正行為に関し、助成対象団体等の役職員（助成対象団体が行う事業に直接的又は間接的に関係する者を含む。）からの通報を受け付けるための助成対象団体ヘルプライ

ン窓口を併設する。

3 助成対象団体役職員は、各々の団体が設置するヘルプライン窓口のほか、前項に規定するヘルプライン窓口を利用できるものとする。

4 契約又は就業規則その他の規程に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

（ヘルプライン窓口での対応）

第5条 ヘルプライン窓口は、申告事項について受け付け、第7条の規定に従い、その対応を行うものとする。

2 通報等を受けたヘルプライン窓口の担当者は、通報者に対して、通報等を受けた日から20日以内に、通報等を受けた事項につき調査を行う旨の通知又は調査を行わないことに正当な理由がある場合には当該理由を明らかにしたうえ、調査を行わない旨の通知を行うものとする。ただし、通報者が当該通知を希望していない場合、匿名による通報等であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

（公正公平な調査）

第6条 通報等を受けた各ヘルプライン窓口の担当者は、通報等の内容（通報者の氏名その他それにより通報者を特定することが可能となる情報（以下「通報者特定情報」という。）を除く。）を、直ちにコンプライアンス担当理事（ただし、当該通報等が理事の不正行為に係るものである場合には監事）に報告する。

2 通報等に係る事実関係の有無及びその内容に関する調査（以下「通報等調査」という。）は、総務担当の理事が実施することを原則とする。ただし、総務担当の理事が関係する内容の通報等が対象である場合、その他総務担当の理事が通報等調査を実施することが適切でない場合には、コンプライアンス担当理事又は監事の指示により、他の担当者に通報等調査をさせ、又は法律事務所等、外部の調査機関に通報等調査を依頼することができる。

3 通報等調査は、公正かつ公平に行うものとする。

4 役職員は、特段の事情がある場合を除き、通報等調査に対して積極的に協力するものとする。

5 通報等を受けた各ヘルプライン窓口の担当者は、通報者との間で、通報者特定情報につき、通報等調査の担当者を含む本機構の役職員に開示することができる内容及びその範囲について合意し、調査の必要性及び状況の変化等に応じ、通報者との間で協議を行い、かかる合意の内容を見直すものとする。役職員は、第1項及び第2項にかかわらず、かかる通報者との合意に反する開示を行うことはできないものとする。ただし、匿名による通報等であるため通報者との協議が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

（調査結果の通知等）

第7条 通報等調査を担当した部署（以下「調査担当部署」という。）は、通報等調査について結果に至った場合には、速やかに、当該結果を、通報等を受け付けたヘルプライン窓口、コンプライアンス担当理事及び理事長に対して通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の取扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

2 ヘルプライン窓口は、通報等に基づく調査の後、遅滞なく、通報者に対してその内容を通知する。ただし、通報者に対して通知を行うことが困難な場合はこの限りではない。また、通報等の対象となった者の個人情報の取扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

（調査結果に基づく対応）

第8条 コンプライアンス担当理事又は通報等の対象となった業務の執行を担当する理事は、通報等に基づく調査の結果、不正行為が存在するとの報告を受けた場合、直ちにコンプライアンス委員会に報告するとともに、事実関係の調査を行い、又は当該不正行為を中止するよう命令し、必要に応じて理事会に懲戒処分の決議を求め、刑事告発又は再発防止措置等の対応を行う等、速やかに必要な措置を講じる。

2 通報者等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の取扱いにおいて、通報等、通報者への協力及び通報等に基づく調査への積極的な関与をしたことを斟酌することができる。

3 コンプライアンス担当理事は、通報等調査の結果及びそれに対する対応の概要（ただし、通報者等の氏名を除く。）を、速やかに理事会において報告するとともに、遅滞なくこれを公表するものとする。

（情報の記録と管理）

第9条 通報等を受けた各ヘルプライン窓口及び調査担当部署は、通報者等の氏名（匿名の場合を除く。）、通報等の経緯、その内容及び証拠等を、部署内において記録し、保管するものとする。ただし、通報者に関する情報が、第6条第5項の規定に基づき許容される範囲を超えて開示されることがないように留意するものとする。

2 通報等を受けた各ヘルプライン窓口、調査担当部署又はコンプライアンス委員会に関与する者その他通報等に係る情報を取得した者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない。第6条第2項の規定により、外部の調査機関に当該情報を開示する場合には、当該開示を受けた者が第三者に当該情報を開示し、又は漏洩することを防止する措置を講じるものとする。

3 役職員は、各ヘルプライン窓口又は調査担当部署に対して、通報者特定情報の開示を求めてはならない。

（不利益処分等の禁止）

第10条 本機構の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

(懲戒等)

第11条 個人に関する根拠のない誹謗中傷を内容とする通報等を行った場合、第9条第2項に規定する者が通報者等の氏名その他通報等に係る情報を開示し、若しくは漏洩した場合、役職員が通報者等の氏名等通報者等に関する情報の開示を求めた場合又は前条の規定に違反した場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処す。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、職員の場合は、就業規則に従い戒告、減給又は懲戒免職とする。ただし、役員が有給である場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。

3 前項の処分は、理事会の決議による。

(内部通報制度に関する教育)

第12条 本機構は、役職員に対して、公益通報者保護制度を含む内部通報制度に関する研修を定期的に行い、職員はかかる研修を積極的に受講するものとする。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規則は、令和4年2月1日から施行する。

(別表)

この規程において、不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。

- 1 法令又は定款に違反する行為
- 2 役職員又は取引先その他の利害関係者の安全又は健康に対して危険を及ぼすおそれのある行為
- 3 就業規則その他の本機構の内部規程に違反する行為（ただし、人事上の処遇に関する不満を除く。）
- 4 本機構の名誉又は社会的信用を侵害し、又は低下させるおそれのある行為
- 5 その他本機構、役職員又は取引先その他の利害関係者に重大な損害を生じるおそれのある行為

以上